令和4年第5回北中城村議会臨時会会期日程表

会期 1 日間

開 会 4月15日(金曜日)

閉 会 4月15日(金曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要				
4. 15	金	本会議	午前10時	開会				
				会議録署名議員の指名				
				会期の決定				
				議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定				
				閉会				

令和4年第5回北中城村議会臨時会会議録											
招集年月日	集 年 月 日										
招集の場所		北 中 城 村 議 会 議 場									
開閉会日時	開会	令和4年	三4月15日	午前10時	持00分	議長	名 幸	利 積			
及 び 宣 告	閉 会	令和4年	三4月15日	午前10時	\$ 41分	議長	名 幸	利 積			
	議 席 番 号	氏	名	出席 等別	議 席 番 号	氏	名	出席 等別			
	1番	安 里	道也	出	8番	喜屋武	すま子	出			
応 (不応) 招議員	2番	稲 福	恭 秀	出	9番						
及び出席並びに	3番	伊集	守 吉	出	10番	比 嘉	義弘	出			
欠 席 議 員	4番	大 城	律 也	出	11番	山田	晴 憲	出			
	5番	上間	堅治	出	12番	比 嘉	義彦	出			
	6番	金城	高 治	出	13番	比 嘉	次 雄	出			
	7番	比 嘉	盛一	出	14番	名 幸	利積	出			
会議録署名議員	1	3 番 議	員		Ŀ	上 嘉 次	雄				
		1 番 議	員		3	星 道	也				
職務のため議場に出席した者の	事	務局	長		<u> </u>	上 嘉 直	也				
職氏名	議	事係	長		ſ	中 村 静	香 T				
	村	長	比 嘉	孝則		育 長	德 村	永 盛			
	副村	- 長	大 田	繁	教育総	務課長	玉栄	治			
In the M. M. Arter	総務	課長	喜納	克 彦	生涯学	:習課長	比 嘉	利 彦			
地方自治法第121 条により説明の	企画振	興 課 長	仲 本	正一	建設	課長	安次嶺	正春			
ため出席した者の	会 計	課長	喜屋武	のり子	農林水産課長	兼農委事務局長	瀬上	恒星			
職氏名	住民生	活課長	楚 南 ————	兼二	健 康 保	: 険 課 長	奥間	かほる			
	税務	課長	玉 栄	幸憲	学校教育	新 指導主事 					
	上下水	道課長	伊佐	秀樹							
	福祉	課長	喜納	啓 二							
議 事 日 程	別紙の	の と お 	5 b								

議事日程第1号

令和4年4月15日(金曜日)

- 1. 開議 午前10時00分
- 2. 付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事 件 名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第25号	説明、質疑、委員会付託省略、計論、決定	
4	承認第1号	専決処分の承認について(北中城村税条例等の一部を改正 する条例)	"
5	承認第2号	専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)	"
6	同意第2号	固定資産評価員の選任について	11

〇議長(名幸利積)

おはようございます。ただいまから令和4年 第5回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会(午前10時00分)

これから本日の会議を開きます。

開 議(午前10時00分)

日程第1. 会議録署名議員の指名

〇議長(名幸利積)

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条 の規定によって、比嘉次雄議員及び安里道也議 員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

〇議長(名幸利積)

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間 にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に 決定しました。

日程第3. 議案第25号 安谷屋第2地区かんがい施設整備工事(4工区)改 定契約について

〇議長(名幸利積)

日程第3. 議案第25号 安谷屋第2地区かんがい施設整備工事(4工区)改定契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 村長。

〇村長(比嘉孝則)

では、議案第25号を御提案いたします。

議案第25号

安谷屋第2地区かんがい施設整備工事(4工区)改定契約について

下記の通り改定契約を締結するために、北中城村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得、 又は処分に関する条例(昭和47年条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

- 1 工 事 名:安谷屋第2地区かんがい施設整備工事(4工区)
- 2 原請負契約額: ¥48,015,000-
 - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ¥4,365,000-)
- 3 改定契約額: ¥60,236,000-
 - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ¥5,476,000-)

原請負契約額を12,221,000円増額する。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ¥1,111,000-)

4 契約の相手方:北谷町字上勢頭527-1有限会社 島設備代表取締役 島 袋 恭 太

令和 4 年 4 月 1 5 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

改定理由につきましては、給水栓設置位置について、地権者及び耕作者との調整をしたところ、位置や数量に変更があり、それに伴い土工数量や管路延長等に増が生じたためでございます。

改定契約書及び数量計算書等について別添添 付してありますので、お目通しをお願いいたし ます。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

質問をさせていただきます。

このかんがい施設の改定契約の増額の1,222 万1,000円、これは原設計の約25%に値するわけです。非常に大きな増額変更だと思っております。

それから、この工事数量、この工種、種別、 細別見ますと、ほとんどが変更になっているわけです。さて、その原因何だろうかというふう に、私は非常に疑問を感じているわけでありま す。この4,000万の請負工事で約25%変更、こ の原因何かなと。

そこで、質問してまいりますが、工事という のは設計をされた目的物を足したような現地の 自然条件や環境条件の下で建設をするという特殊性を有しているわけであります。常に設計図書と工事現場の不一致による設計変更の問題発生が想定される、懸念をされるわけであります。

受注業者は工事の着手に当たって、設計図書の誤謬または脱漏がないか設計図書を照査をする義務があるわけです。そして、着手時点における疑義を明らかにするとともに、また施工中に疑義が生じた場合にも、速やかに発注者と協議をして工事の指示を受けることが重要であると考えております。これの協議資料がどのように保管されているか確認をしたい。

発注者はそれが本当に誤っている場合には、 設計図書を訂正・変更する必要がもちろんあり ます。契約書の関連事項に基づき、設計図書に 明示した事項変更、立会いは誰がされたのか、 職員いたのか、あるいは外注した施工管理関連 の会社なのか、その辺をお聞きをしたい。

発注者の協議の回答期間、これ何日なのかお 聞きいたします。その結果によっては、協議の 指示、あるいは一時工事中止、工事延期等が想 定されるわけでありますが、これだけの設計変 更をして、このまま行けるというのは、私には 理解できない部分がありますので、関係者の御 説明をお願いいたします。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

大城律也議員の御質問にお答えいたします。 まず、御質問にございました約25%の増額に つきましては、どう事業費の中で、以前議案で も皆様方に御承認いただきましたファームポン ドの施設工事というものも同列でございました。 同様に、もともと国土交通省より30%以上の増 額になる場合には別工事として発注すべきでは ないかということで検討しなさいという通知も 以前からあるものでございます。25%の増額に つきましては、特にそういった形では問題ない ものかと考えております。

請負者より協議、ないしは発注者側より指示等につきまして変更、数量に関しまして協議をこれまで行ってきたところでございますけれども、基本的に内容次第で即日回答もできるものもあれば、約1週間程度必要とする場合もございます。できるだけ速やかにこういった工事内容の変更等については、回答するように心がけているところでございます。

この変更内容につきましては、村の職員及び 委託しております現場技術員のほうで確認いた しまして、協議内容、この指示内容に間違いが ないかを確認しているところでございます。

協議期間につきましては、先ほども申し上げ たとおり、即日から遅くとも1週間内には回答 するようにしているところでございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

これだけの設計変更してるわけです。じゃ、 何回受注業者から設計変更の資料が届いて、協 議をされたか。

これそれで、僕の感じでは、最終的にやっているんではないかという気がするわけですよ。 完成間際になって、いや、これも数量変更なり ますよ、この受注業者から上がってきた数量を そのたびにそこで設計変更に持っていったので はないかなという気がいたしまして、これは施 工前かいうような協議を出さんといかんと思う んですけれども、それで工期内にまず完成とい う形になっているわけですよ。そういう状況に なると、非常にこの現場管理がずさんな気がす るわけですよ。任せきり、そういう気がいたし ております。

もちろん発注する前に、地権者の同意も必要、 もらっていると思うんですね。それで、その設 計変更が入ってくるのかというものは、やはり 今度のこの施工、発注に関しても、もっともっ とこの関係課自身が充分調査をして、現地と本 当に合っているのか確認して、できるだけ設計 変更を低く抑える。もちろんやったものに対し て、これはもう次にお願いしますとか、そうい うものはできませんけれども。

それから、さっき課長は30%、これはもう国 も含めて請負金額の最大30%以内というふうに あるんですけれども、改正品確法というのがで きまして、これ30%撤廃されていると思うんで す。ですから発注者、受注者対等の立場でやっ たものに対しての指示があれば、協議をして、 この発注者から指示があれば、これは何%でも 変更して構わないというような、私は認識であ りますから、そういう状況の中で、この調査、 発注者の現場のこの調査といいますか、現場の 調査も不十分であるというふうに思いますので、 改めてこの関係、課長も含めて、職員がどのよ うに現場を監督されたかをお聞きいたします。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

先ほど村長からもございましたとおり、給水 栓の設置箇所につきまして、設計当時、地権者 の方と打合せした場所に設計の段階では配置を 計画していたところなんですけれども、実際工事に入る前に再確認をしております。再確認したところ、現地の地権者から、うん、やっぱりこっちでは駄目、もっと例えば東側にとかというような御意見等がありましたので、このたびに管路の延長をまた延ばさないといけないとか、そういった調整とかも多々ございました。

こういったこともございまして、今回の変更の理由として述べさせていただいているんですけれども、どうしても相手ありきの変更となっておりますので、やはりこういったものにつきましては、私どももできるだけ整合が取れるような形の工事着手前に調整ができるものであればやっていきたいと、今後は考えております。以上です。

〇議長(名幸利積)

建設課長。

〇建設課長(安次嶺正春)

では、私のほうから、先ほど30%の取扱いに ついてのお話がありましたので、お答えしたい と思いますけれども、議員のおっしゃるとおり、 その30%に絶対限られるというものではなくて、 あくまでも3割を超えるとなると、大きな変更 になるということで、そもそも別な発注で対応 はできなかったのかというようなことも含めて、 きちんとその工事を施工していくということで ございますので、金額的にただ3割に抑えると かということではなくて、必要があって3割を 超える必要があるのかどうか、それに応じて、 必要があれば3割を超える場合もございます。 ただし、3割を超えると大きな変更ということ で、できるだけ別な対策も含めて検討するよう にということが、その指導の内容であるという ふうに理解しております。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

要するに、25%ちょっと越した変更なったものですから、確認をさせてもらっているところであります。

やはりしっかり現場の踏査は必要だと思いますよ。これ税金ですから、できるだけ設計以内で施工させる。これどこが設計されたかよく分かりませんが、それやっぱり設計者側の立会いで現場を踏査する、これ必要だと思いますよ。

それと、14ページ、水路表。

そこに上から9項目めですか、硬質ポリ塩化ビニル管人力布設というのがあります。当初設計88メートル、第1回変更88メートル、これ数量の変更ですか、倍になったということになるんですか。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

この表記方法については、当初と第1回変更 ということで、記載してございますけれども、 この場合、当初と第1回変更が同じ数字でござ います。つまり変更なしということで御理解く ださい。

以上です。

〇議長(名幸利積)

ほかに質疑はございませんか。 上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

今の大城議員の質問の中で、始めは質問しないでおこうかなと思ったんですけれども、ちょっと疑問になって質問しますけれども、この排水管の位置の変更で、今回こういった形で協議して、設計変更して、増額なったという話なんですけれども、そもそもこの排水管というのは、利用者が使うものであって、今話すると、何かそういった話もしないで、村がここに造ります、ここに造りますみたいな形のような設計をして、やったら、結局利用者が、いや、こっちは駄目

だよという話のような形になっているんですけれども、そういった形で、そのような話でよろ しいんですが。

それとも話はしていたんだけれども、そういった協議はしていたんだれけども、後から利用者の方が、いや、こっちは駄目だということが結構多く出て、こういった1,000万近くの増額になったのか、この辺お聞かせください。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

大城議員にも御説明したとおり、当初、設計 する段階で一度地権者の方には確認を取ってお ります。

実際、今度工事に入る前に再確認という意味で伺ったところ、やはりこちらよりももっと別の場所のほうが自分たちの畑を耕作するのに有利だということで、こっちに逆に移動してほしいという要望をそれをこちらで加味しまして、変更の対象として、業者さんと変更契約の内容に入れたところでございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ございません か。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか.

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから議案第25号 安谷屋第2地区かんが い施設整備工事(4工区)改定契約についてを 採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第25号 安谷屋第 2地区かんがい施設整備工事(4工区)改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第4. 承認第1号 専決処分の承認について(北中城村税条例等の一部を改正する条例)

〇議長(名幸利積)

日程第4. 承認第1号 専決処分の承認について(北中城村税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 村長。

〇村長(比嘉孝則)

承認第1号 専決処分の承認について。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決 処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

> 令和 4 年 4 月 1 5 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村税条例等の一部を改正する条例(別紙)

理 由

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日付け公布され、北中城村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が令和4年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

北中城村税条例等の一部を改正する条例

(北中城村条例の一部改正)

第1条 北中城村税条例(昭和47年北中城村条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規				
(納税証明書の交付手数料)	(納税証明書の交付手数料)				
第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付	第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付				
(法第382条の4に規定する当該証明書に住					
所に代わる事項の記載をしたものの交付を含					
<u>む。)の</u> 手数料は、北中城村手数料条例(平	手数料は、北中城村手数料条例(平				
成12年北中城村条例第13号)に定めるところ	成12年北中城村条例第13号)に定めるところ				

による。ただし、道路運送車両法第97条の2 に規定する証明書については、手数料を徴しない。

2 省略

(所得割の課税標準)

第33条 省略

- 2 · 3 省略
- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36 条の3第1項に規定する確定申告書に特定配 当等に係る所得の明細に関する事項その他施 行規則に定める事項の記載があるときは、当 該特定配当等に係る所得の金額については、 適用しない。

- 5 省略
- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36 条の3第1項に規定する確定申告書に特定株 式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する 事項その他施行規則に定める事項の記載があ るときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係 る所得の金額については、適用しない。

による。ただし、道路運送車両法第97条の2 に規定する証明書については、手数料を徴しない。

2 省略

(所得割の課税標準)

第33条 省略

- 2 · 3 省略
- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生 じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特 定配当等申告書(村民税の納税通知書が送達 される時までに提出された次に掲げる申告書 をいう。以下この項において同じ。) に特定 配当等に係る所得の明細に関する事項その他 施行規則に定める事項の記載があるとき(特 定配当等申告書にその記載がないことについ てやむを得ない理由があると村長が認めると きを含む。)は、当該特定配当等に係る所得 の金額については、適用しない。ただし、第 1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告 書がいずれも提出された場合におけるこれら の申告書に記載された事項その他の事情を勘 案して、この項の規定を適用しないことが適 当であると村長が認めるときは、この限りで ない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告 書(同項の規定により前号に掲げる申告書 が提出されたものとみなされる場合におけ る当該確定申告書に限る。)
- 5 省略
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に 係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書 (村民税の納税通知書が送達される時までに 提出された次に掲げる申告書をいう。以下こ の項において同じ。) に特定株式等譲渡所得 金額に係る所得の明細に関する事項その他施 行規則に定める事項の記載があるとき(特定

(寄附金税額控除)

第34条の7 省略

(1)~(4) 省略

` ,	
(5)	所得税法施行令第217条第3号に規定
す	る公益社団法人及び公益財団法人
	に対する寄附金(出資に関する業務
に	充てられることが明らかなものを除き、
当言	該法人の主たる目的である業務に関連す
る	ものに限る。)

(6)~(10) 省略

2 省略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第 4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した 特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎と なった特定配当等の額について法第2章第1 節第5款の規定により配当割額を課された場 合又は同条第6項に規定する確定申告書 株式等譲渡所得金額申告書にその記載がない ことについてやむを得ない理由があると村長 が認めるときを含む。)は、当該特定株式等 譲渡所得金額に係る所得の金額については、 適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書 及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出さ れた場合におけるこれらの申告書に記載され た事項その他の事情を勘案して、この項の規 定を適用しないことが適当であると村長が認 めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告 書(同項の規定により前号に掲げる申告書 が提出されたものとみなされる場合におけ る当該確定申告書に限る。)

(寄附金税額控除)

第34条の7 省略

(1)~(4) 省略

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人<u>(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)</u> 附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6)~(10) 省略

2 省略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第 4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した 特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎と なった特定配当等の額について法第2章第1 節第5款の規定により配当割額を課された場 合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡</u>

に記載した特定株式等譲渡所 得金額に係る所得の金額の計算の基礎となっ た特定株式等譲渡所得金額について同節第6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課され た場合には、当該配当割額又は当該株式等譲 渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、 第34条の3及び前3条の規定を適用した場合 の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項 の所得割の額から控除することができなかっ た金額があるときは、当該控除することがで きなかった金額は、令第48条の9の3から第 48条の9の6までに定めるところにより、同 項の納税義務者に対しその控除することがで きなかった金額を還付し、又は当該納税義務 者の同項の確定申告書に係る年の末日の属す る年度の翌年度分の個人の県民税若しくは村 民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未 納に係る徴収金に充当する。

3 省略

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を村長に提出しなけ ればならない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定により給与支払報告書又 は公的年金等支払報告書を提出する義務があ る者から1月1日現在において給与又は公的 年金等の支払を受けている者で前年中におい て給与所得以外の所得又は公的年金等に係る 所得以外の所得を有しなかったもの(公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかった者 で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規 定するものを除く。)、小規模企業共済等掛 金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者(前年の合計所得金額 が900万円以下であるものに限る。)の法第 所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所 得金額に係る所得の金額の計算の基礎となっ た特定株式等譲渡所得金額について同節第6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課され た場合には、当該配当割額又は当該株式等譲 渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、 第34条の3及び前3条の規定を適用した場合 の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項 の所得割の額から控除することができなかっ た金額があるときは、当該控除することがで きなかった金額は、令第48条の9の3から第 48条の9の6までに定めるところにより、同 項の納税義務者に対しその控除することがで きなかった金額を還付し、又は当該納税義務 者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民 若しくは村 民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未

納に係る徴収金に充当する。

3 省略

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を村長に提出しなけ ればならない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定により給与支払報告書又 は公的年金等支払報告書を提出する義務があ る者から1月1日現在において給与又は公的 年金等の支払を受けている者で前年中におい て給与所得以外の所得又は公的年金等に係る 所得以外の所得を有しなかったもの(公的年 金等に係る所得以外の所得を有しなかった者 で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規 定するものを除く。)、小規模企業共済等掛 金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得税法第2条第1項第33号の4に規定す

る源泉控除対象配偶者

314条の2第1項第10号の2に規定する自己 と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金 額が95万円以下であるものに限る。)で控除 対象配偶者に該当しないものに係るものを除 く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定 する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第8項に規定する純損失の金額の控 除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項 (同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活 動促進法第2条第3項に規定する認定特定非 営利活動法人及び同条第4項に規定する特例 認定特定非営利活動法人に対するものを除 く。第6項において同じ。)に係る部分を除 く。)及び第2項の規定により控除すべき金 額(以下この条において「寄附金税額控除 額」という。) の控除を受けようとするもの を除く。以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかった者」という。)及び 第24条第2項に規定する者(施行規則第2条 の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を 除く。) については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3~9 省略

(個人の村民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等</u> 申告書)

第36条の3の2 省略

- (1) 省略
- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000万円以下であるものに限る。)の自 己と生計を一にする配偶者(法第313条第

							に係	る	もの	を
<。)若	しく	は法	第3	14\$	その	2 第	4	項に	.規
する	扶養	控除	額の	控除	又	はこ	れら	と	併せ	て
損控	2除額	若し	くは	医療	費扌	空除	額の	控	除、	法
313	条第	8項	に規	定す	つる	純扌	損失	のき	金額	の
除、	同条	第9	項に	規定	す	る純	損失	若	しく	は
損失	その金	額の	控除	若し	< 1	は第	34条	ۯ)	7_	

一の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3~9 省略

(個人の村民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申</u> 告書)

第36条の3の2 省略

(1) 省略

追加

3項に規定する青色事業専従者に該当する もので同項に規定する給与の支払を受ける もの及び同条第4項に規定する事業専従者 に該当するものを除き、合計所得金額が 133万円以下であるものに限る。次条第1 項において同じ。)の氏名

<u>(3)</u>及び<u>(4)</u> 省略

2~5 省略

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項 の規定により同項に規定する申告書を提出し なければならない者又は法の施行地において 同項に規定する公的年金等(所得税法第203 条の7の規定の適用を受けるものを除く。以 下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、特定配偶者(所 得割の納税義務者(合計所得金額が900万円 以下であるものに限る。) の自己と生計を一 にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規 定する退職手当等に限る。以下の項において 同じ。) に係る所得を有するものであって、 合計所得金額が95万円以下であるものに限 る。)をいう。第2号において同じ。)又は 扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手 <u>当等に係る所得を有しない者</u>を除く。)を有 する者(以下この条において「公的年金等受 給者」という。) で村内に住所を有するもの は、当該申告書の提出の際に経由すべき所得 税法第203条の6第1項に規定する公的年金 等の支払者(以下この条において「公的年金 等支払者」という。) から毎年最初に公的年 金等の支払を受ける日の前日までに、施行規 則で定めるところにより、次に掲げる事項を 記載した申告書を、当該公的年金等支払者を 経由して、村長に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2<u>)</u> 特定配偶者の氏名

(2)及び(3) 省略

2~5 省略

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、______

扶養親族(控除対象扶養親族

____を除く。)を有

する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、村長に提出しなければならない。

(1) 省略

追加

(3)及び(4) 省略

2~5 省略

(法人の村民税の申告納付)

第48条 省略

2~8 省略

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

10~14 省略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国 法人につき、法<u>第321条の8第71項</u>の処分又 は前項の届出書の提出があったときは、これ らの処分又は届出書の提出があった日の翌日 以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申 告については、第12項前段の規定は適用しな い。ただし、当該内国法人が、同日以後新た に同項前段の承認を受けたときは、この限り でない。

16 省略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手 当等の支払をする際、その退職手当等につい て分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収 の日の属する月の翌月の10日までに、施行規 則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項 ただし書の規定により総務大臣が定めた様式 による納入申告書を村長に提出し、及びその 納入金を村に納入しなければならない。 (2)及び(3) 省略

2~5 省略

(法人の村民税の申告納付)

第48条 省略

2~8 省略

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

10~14 省略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国 法人につき、法<u>第321条の8第69項</u>の処分又 は前項の届出書の提出があったときは、これ らの処分又は届出書の提出があった日の翌日 以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申 告については、第12項前段の規定は適用しな い。ただし、当該内国法人が、同日以後新た に同項前段の承認を受けたときは、この限り でない。

16 省略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手 当等の支払をする際、その退職手当等につい て分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収 の日の属する月の翌月の10日までに、施行規 則第5号の8様式

による納入申告書を村長に提出し、及びその 納入金を村に納入しなければならない。 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 省略

附則

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第10条の2 省略

- 2 省略
- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資
産課税台帳
の閲覧の手
数料
は、無料とする。
(固定資産課税台帳に記載されている事項の証
明書の交付手数料)
第73条の3 法第382条の3に規定する固定資
産課税台帳に記載されている事項の証明書
の交付
手数料は、証明

2 省略

書1枚ごとに300円とする。

附則

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第10条の2 省略

- 2 省略
- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町

村の条例で定める割合は、5分の4とする。

- 3 法<u>附則第15条第22項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法<u>附則第15条第23項第2号に</u>規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法<u>附則第15条第23項第3号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法<u>附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法<u>附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 14 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>規定する設備 について同号に規定する市町村の条例で定め る割合は、4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設

村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 3 法<u>附則第15条第23項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法<u>附則第15条第24項第2号</u>規定する市町村 の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法<u>附則第15条第24条第3号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第25項第1号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第25項第2号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第27項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法<u>附則第15条第27項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法<u>附則第15条第27項第1号二</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法<u>附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 14 法<u>附則第15条第27項第2号口に</u>規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法<u>附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法<u>附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設

備について同号に規定する市町村の条例で定 める割合は、2分の1とする。

- 18 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。
- 21・22 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2~7 省略

8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修</u> 等住宅又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専</u> 有部分について、これらの規定の適用を受け ようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損</u> 失防止改修工事等が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添 付して村長に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

- (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月 日
- (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及 び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特</u> 定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規 定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>に ついて、これらの規定の適用を受けようとす る者は、法附則第15条の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月 備について同号に規定する市町村の条例で定 める割合は、2分の1とする。

- 18 法<u>附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の2とする。

21・22 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2~7 省略

8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修</u> 住宅 又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有</u> 部分 について、これらの規定の適用を受け ようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損</u> 失防止改修工事 が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添 付して村長に提出しなければならない。

$(1)\sim(3)$ 省略

- (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月 日
- (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及 び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から3月

以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類 を添付して村長に提出しなければならない。

- (1)~(3) 省略
- (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月 日
- (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及 び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11·12 省略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年 度までの各年度分の固定資産税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る 前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3の2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。 以下この条において同じ。) に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税 にあっては、100分の2.5) を乗じて得た額を 加算した額(令和3年度分の固定資産税にあ っては、前年度分の固定資産税の課税標準 額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額(以下 「宅地等調整固定資産税額」という。)を超 以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類 を添付して村長に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

- (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月
- (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及 び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 省略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年 度までの各年度分の固定資産税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る 前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3の2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。 以下この条において同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を

加算した額(令和3年度分の固定資産税に<u>あ</u>つては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超

える場合には、当該宅地等調整固定資産税額 とする。

2~5 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の 課税の特例)

第16条の3 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条 の4第2項に規定する特定上場株式等の配当 等(以下この項において「特定上場株式等の 配当等」という。)に係る配当所得に係る部 分は、村民税の所得割の納税義務者が前年分 の所得税について特定上場株式等の配当等に 係る配当所得につき同条第1項の規定の適用 を受けた場合に限り適用する。

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 省略

える場合には、当該宅地等調整固定資産税額 とする。

2~5 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の 課税の特例)

第16条の3 省略

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条 の4第2項に規定する特定上場株式等の配当 等(以下この項において「特定上場株式等の 配当等」という。) に係る配当所得に係る部 分は、村民税の所得割の納税義務者が当該特 定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年 の翌年の4月1日の属する年度分の村民税に ついて特定上場株式等の配当等に係る配当所 得につき前項の規定の適用を受けようとする 旨の記載のある第33条第4項に規定する特定 配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場 合を除く。) に限り適用するものとし、村民 税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受 けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当 所得について同条第1項及び第2項並びに第 34条の3の規定の適用を受けた場合には、当 該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他 の特定上場株式等の配当等に係る配当所得に ついて、前項の規定は、適用しない。
 - (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用が ある場合
 - (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及 び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提 出された場合におけるこれらの申告書に記 載された事項その他の事情を勘案して、前 項の規定を適用しないことが適当であると 村長が認めるとき。
- 3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第17条の2 省略

- 2 省略
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個 人の村民税の課税の特例)

第20条の2 省略

- 2及び3 省略
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る 所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3 第1項に規定する確定申告書に前項後段の規 定の適用を受けようとする旨の記載があると きに限り、適用する。

- 2 省略
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個 人の村民税の課税の特例)

第20条の2 省略

2及び3 省略

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の特例適用配当等申告書(村民税の納税 通知書が送達される時までに提出された次に 掲げる申告書をいう。以下この項において同 じ。) に前項後段の規定の適用を受けようと する旨の記載があるとき(特例適用配当等申 告書にその記載がないことについてやむを得 ない理由があると村長が認めるときを含 む。) に限り、適用する。ただし、第1号に 掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がい ずれも提出された場合におけるこれらの申告 書に記載された事項その他の事情を勘案し て、同項後段の規定を適用しないことが適当 であると村長が認めるときは、この限りでな V 10
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告 書(同項の規定により前号に掲げる申告書 が提出されたものとみなされる場合におけ る当該確定申告書に限る。)
- 5 省略

5 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個 人の村民税の課税の特例)

第20条の3 省略

2及び3 省略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る 所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3 第1項に規定する確定申告書に前項後段の規 定の適用を受けようとする旨の記載があると きに限り、適用する。

- 5 省略
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 項の規定の適用がある場合(第3項後段の規 定の適用がある場合を除く。)における第34 条の9の規定の適用については、同条第1項 中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは 附則第20条の3第3項前段に規定する条約適 用配当等(以下「条約適用配当等」とい う。)に係る所得が生じた年分の所得税に係 る 同条第4項に規定する確 定申告書にこの項 の規定の適用を 受けようとする旨及び当該条約適用配当等に 係る所得の明細に関する事項の記載がある場

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の3 省略

2及び3 省略

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の条約適用配当等申告書(村民税の納税 通知書が送達される時までに提出された次に 掲げる申告書をいう。以下この項において同 じ。) に前項後段の規定の適用を受けようと する旨の記載があるとき(条約適用配当等申 告書にその記載がないことについてやむを得 ない理由があると村長が認めるときを含 む。) に限り、適用する。ただし、第1号に 掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がい ずれも提出された場合におけるこれらの申告 書に記載された事項その他の事情を勘案し て、同項後段の規定を適用しないことが適当 であると村長が認めるときは、この限りでな ٧١_°
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告 書(同項の規定により前号に掲げる申告書 が提出されたものとみなされる場合におけ る当該確定申告書に限る。)
- 5 省略
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 項の規定の適用がある場合(第3項後段の規 定の適用がある場合を除く。)における第34 条の9の規定の適用については、同条第1項 中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは 附則第20条の3第3項前段に規定する条約適 用配当等(以下「条約適用配当等」とい う。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1 日の属する年度分の同条第4項に規定する条 約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を 受けようとする旨及び当該条約適用配当等に 係る所得の明細に関する事項の記載がある場

合

であって、当該

条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

削除

合 (条約適用配当等申告書にこれらの記載が ないことについてやむを得ない理由があると 村長が認めるときを含む。) であって、当該 条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基 礎となった条約適用配当等の額について租税 条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び 地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法 律第46号。以下「租税条約等実施特例法」と いう。) 第3条の2の2第1項の規定及び法 第2章第1節第5款の規定により配当割額を 課されたとき、又は第33条第6項」と、同条 第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税 条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規 定により読み替えて適用される法第37条の 4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入 金等特別税額控除の特例)

- 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税 につき新型コロナウイルス感染症特例法第6 条第4項の規定の適用を受けた場合における 附則第7条の3の2第1項の規定の適用につ いては、同項中「令和15年度」とあるのは、 「令和16年度」とする。
- 2 所得税割の納税義務者が前年分の所得税に つき新型コロナウイルス感染症特例法第6条 の2第1項の規定の適用を受けた場合におけ る附則第7条の3の2第1項の規定の適用に ついては、同項中「令和15年度」とあるのは 「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは 「令和4年」とする。

(北中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北中城村税条例等の一部を改正する条例(令和3年北中城村条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例				
第1条 北中城村税条例(昭和47年北中城村条	第1条 北中城村税条例(昭和47年北中城村条				
例第49号)の一部を次のように改正する。	例第49号)の一部を次のように改正する。				

(中略)

第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族(」の</u> <u>次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者</u>に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第 6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認 を受けている」を「令第48条の9の7の3に おいて準用する令第8条の2の2に規定する 要件を満たす」に改める。

(後略)

附 則

(村民税に関する経過措置)

第2条 省略

2及び3 省略

4 新条例<u>第24条第2項及び第36条の3の3第</u> 1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和 6年度以後の年度分の個人の村民税について 適用し、令和5年度分までの個人の村民税に ついては、なお従前の例による。 (中略)

第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親</u> 族を除く」を「年齢16歳未満の者

に限る」に改

め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

(後略)

附則

(村民税に関する経過措置)

第2条 省略

2及び3 省略

4 新条例の規定中個人の村民税に関する部分

は、令和

6年度以後の年度分の個人の村民税について 適用し、令和5年度分までの個人の村民税に ついては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中北中城村税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中北中城村税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条北中城村税条例等の一部を改正する条例(令和3年北中城村条例第7号)附則第2条第4項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中北中城村税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例第18条の4第1項(地方税法 (昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規 定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(村民税に関する経過措置)

- 第3条 第1条の規定による改正後の北中城村税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の北中城村税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例の規定中個人の村民税に関する 部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村 民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以 後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前 の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する 法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定す る施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例第73条の2第1項(地方税法 第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法 第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じた ものを含む。)の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例第73条の3第1項(地方税法 第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法 第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の 交付について適用する。

改正内容でございます。この改正条例につき ましては2条立てとなっていまして、まず1条

で北中城村税条例の一部改正、それから17ペー ジの方で第2条がでてきます。北中城村税条例 等の一部改正する条例第7号の一部を次のよう に改正するということで、第1条、第2条、2 条立てとなっております。まず住民税に係る主 な改正内容が2点ございまして、1点目は、住 宅借入等特別税額控除の延長等に伴う措置の改 正、2点目は、公益社団法人及び公益財団法人 に対する寄附金税額控除の経過措置の終了に伴 う改正です。それから固定資産税につきまして は、1点目は、土地に係る固定資産税の負担調 整措置に係る改正、2点目は、固定資産課税台 帳の閲覧及び証明書の交付に係る改正でござい ます。これにつきましては不足がございます。 改正内容については別添添付してありますので お目通しお願いします。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。 これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認について (北中城村税条例の一部を改正する条例)を 採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。承認第1号 専決処分の承認について(北中城村税条例の一部を改正する条例)については、承認することに決定しました。

日程第5. 承認第2号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

〇議長(名幸利積)

日程第5. 承認第2号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 村長。

〇村長 (比嘉孝則)

承認第2号 専決処分の承認について。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決

処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 4 年 4 月 1 5 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付け公布され、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が令和4年4月1日であることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例(昭和47年北中城村条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(課税額)	(課税額)

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割 額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し、当該合算額が65万円を超える場合におい ては、基礎課税額は、65万円とする。

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割 額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただ し、当該合算額が63万円を超える場合におい ては、基礎課税額は、63万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額 は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定し た所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯 別平等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が20万円を超える場合においては、後期 高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 省略

(保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)~(3) 省略

2 省略

附則

1 省略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得について同条 第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除 を受けた場合における第17条第1項の規定の 適用については、同項中「法第703条の5に 規定する総所得金額及び山林所得金額」とあ るのは「法第703条の5に規定する総所得金 額(所得税法第35条第3項に規定する公的年 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額 は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定し た所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯 別平等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が19万円を超える場合においては、後期 高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 省略

(保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)~(3) 省略

2 省略

附則

1 省略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得について同条 第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除 を受けた場合における第17条第1項の規定の 適用については、同条中「法第703条の5に 規定する総所得金額及び山林所得金額」とあ るのは「法第703条の5に規定する総所得金 額(所得税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得については、同条第2項第1 号の規定によって計算した金額から15万円を 控除した金額によるものとする。)及び山林 所得金額」と、「110万円」とあるのは「125 万円」とする。

3~14 省略

金等に係る所得については、同条第2項第1 号の規定によって計算した金額から15万円を 控除した金額によるものとする。)及び山林 所得金額」と、「110万円」とあるのは「125 万円」とする。

3~14 省略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国 民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に よる。

改正内容でございますが、別添新旧対照表を添付してございます。主に第2条と第17条の改正でございまして、税法の改正に伴う国民健康保険税条例の改正でございます。まず今回の改正で医療分基礎課税額に係る課税限度額の現行の63万円から65万円、それから第3項で後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万から20万に変更改正するものです。それから17条につきましては保険税の減額ですけど、これについても医療分基礎課税限度額、現行の63万から65万円に。それから後期高齢者支援金等課税限度額を19万から20万へ引き上げる改正でございます。その他語彙について国の基準に準じて字句の訂正等ございます。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから承認第2号 専決処分の承認について (北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。承認第2号 専決処分 の承認について(北中城村国民健康保険税条例 の一部を改正する条例)は、承認することに決 定いたしました。

税務課長はしばらく退席をお願いします。

日程第6. 同意第2号 固定資産評価員の選 任についてを議題といたします。 任について

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〇議長(名幸利積)

〇村長 (比嘉孝則)

日程第6. 同意第2号 固定資産評価員の選

同意第2号 固定資産評価員の選任について。

同意第2号

固定資産評価員の選任について

北中城村固定資産評価員に下記の者を選任することについて、地方税法第404条第2項の規 定により議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字和仁屋

氏 名 玉 栄 幸 憲

生年月日 昭和46年生

> 令和4年4月15日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

令和4年4月1日付、税務課長の人事異動による。

履歷書

住 所 北中城村字和仁屋

氏 名 玉 栄 幸 憲

生年月日 昭和46年生

学 歴

海邦電子ビジネス専門学校

略歴

平成 9年 4月 1日 北中城村役場採用 総務課主事補

平成14年 8月 1日 平和文化課主事

平成17年 4月 1日 行政改革推進室主査

平成19年 4月 1日 総務課主査

平成21年 4月 1日 生涯学習課社会体育係長

平成25年 4月 1日 健康保険課国民健康保険係長

平成26年 4月 1日 農林水産課農林水産係長

平成30年 4月 1日 税務課資産税係長

令和 4年 4月 1日 税務課長

以上でございます。

〇議長 (名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから同意第2号 固定資産評価員の選任 についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議 ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。同意第2号 固定資産 評価員の選任については、同意することに決定 されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の 字句及び数字、その他の整理を要するものは会 議規則第45条の規定により、その整理を議長に 委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本臨時会における議決 事件の字句及び数字、その他の整理は議長に委 任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第5回北中城村議会臨 時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時41分 閉会

	地方日	自治治	去第 :	1 2	3	条第	2項	頁のま	見定に	こよ	り暑	呈
名	する。											

議	長		
罢名	議員		
石 石	硪貝		
署名	議員		

令和4年第6回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 5月25日(水曜日)

会期 1 日間 開 会 5月25日 (水曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
5. 25	水	本会議	午前10時	開会
				会議録署名議員の指名
				会期の決定
				議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定
				閉会

令和4年第6回北中城村議会臨時会会議録										
招集年月日	招 集 年 月 日									
招集の場所	北	中城村議会	会議場							
開閉会日時	開 会 令和4年5月	25日 午前10時	第 長	名 幸 利 積						
及 び 宣 告	閉 会 令和4年5月	25日 午前10時	注 26分	名 幸 利 積						
	議 席 番 号 氏 名	出席 等別	議 席 氏 番 号	名 名 等別						
	1番 安 里 道	也出	8番 喜屋武	; すま子 出						
 応(不応)招議員	2番 稲福恭	秀出	9番							
及び出席並びに	3番 伊集守	吉出	10番 比 嘉	義 弘 出						
欠 席 議 員	4番 大城律	也出	11番 山 田	晴憲出						
	5番 上間堅	治 出	12番 比 嘉	義彦出						
	6番 金 城 高	治 出	13番 比 嘉	次 雄 出						
	7番 比 嘉 盛	一出	14番 名 幸	: 利 積 出						
会議録署名議員	2 番 議 員		稲福恭	秀						
	3 番 議 員		伊集守	吉						
職務のため議場に出席した者の	事務局長		比 嘉 直	也						
職氏名	議事係長		仲 村 静	- 香						
	村長比	嘉 孝 則	教 育 長							
	副村長大	田 繁	教育総務課長							
	総務課長喜	納克彦	生涯学習課長							
地方自治法第121 条により説明の	企画振興課長		建設課長							
ため出席した者の	会 計 課 長		農林水産課長兼農委事務局長							
職氏名	住民生活課長		健康保険課長							
	税務課長		学校教育指導主事							
	上下水道課長									
	福 祉 課 長									
議事日程	別紙のとおり									

議事日程第1号

令和4年5月25日(水曜日)

- 1. 開議 午前10時00分
- 2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第26号	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定	
4	議案第27号	北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す る条例の一部を改正する条例について	IJ
5	議案第28号	11	

〇議長 (名幸利積)

おはようございます。ただいまから令和4年第6回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会(午前10時00分) これから本日の会議を開きます。

開 議(午前10時00分)

日程第1. 会議録署名議員の指名

〇議長(名幸利積)

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条 の規定によって、稲福恭秀議員及び伊集守吉議 員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

〇議長(名幸利積)

日程第2.会期決定の件を議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間 にしたいと思います。御異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に 決定しました。

日程第3. 議案第26号 北中城村職員の給 与に関する条例の一部を改正する 条例について

〇議長(名幸利積)

日程第3. 議案第26号 北中城村職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例についてを 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 村長。

〇村長 (比嘉孝則)

では、議案第26号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

議案第26号

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の給与に関する条例(昭和58年北中城村条例第6号)の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 2 5 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

令和3年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、期末手当の改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北中城村職員の給与に関する条例(昭和58年北中城村条例第6号)の一部を次のように改正する。

る。	
改正例規	現行例規

(期末手当)

第23条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分 の122.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月 以内の期間におけるその者の在職期間に応じ て次の表に掲げる割合を乗じて得た額とす る。

省略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の<u>122.5</u>」とあるのは「100分の67.5」とする。

4~6 省略

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

左に改正例規と右に現行例規を示してあります。

条例の23条期末手当、第2項の集率の変更でございます。100分の130を100分の122.5に減ずる改正でございます。もうひとつは第3項の再任用職員に対する期末手当の改正でございまして、現行の100分の130とあるものを100分の72.5とする。これを改正内容は100分の122.5とあるのは100分の67.5とするものでございます。以上でございます。

〇議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

それでは質問いたします。

(期末手当)

第23条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分 の130を乗じて得た額に基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間に応じて 次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

省略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の<u>130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。

4~6 省略

期末手当減額されるということですけれども、減額されて村の財政のほうに戻されると思うんですけれども、これの総額どのくらいになるのかというのと、もしこの条例が成立しなくてそのまま去年、3年度のようになると県と同一じゃないということになりますよね。そうなった場合の何か地方交付税とか、そういった交付金関係でペナルティーはあるのか、その辺をお聞かせください。

〇議長 (名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

ただいまの御質問にお答えします。

まず、この減額された分が会計に戻されるということではなくて、今年度は今年度の事業として確保していた予算が減るというだけの話で

す。

その金額が一般職、特別職、再任用、会計年 度任用、議員まで含めて全体を。

(「一般だけ」と呼ぶ者あり)

〇総務課長(喜納克彦)

一般職が前年度と比べて約632万ほど減額に なります。

もう一点、これを例えば、人事院勧告、県との開きがあった状態に置くことによって何かしらペナルティーがあるかというと、年度初めに、もうすぐなんですけれども、市町村課からいろいろな調査などがきます、給料だったり、制度の調査。それにおいて指導がある。あと交付金はちょっとごめんなさい。交付金にペナルティーがあるかどうか今私のほうで存じ上げません。以上です。

〇議長(名幸利積)

上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

それでは、内容について質問いたします。

これ前年度、3年度はやっていなくて今回やるということなんですけれども、令和2年度からコロナ禍に入り通常の業務以外にたくさんの業務が国から委託されて村におりて来ています。それはもうもちろん職員の方々分かっていると思いますけれども、今年に入っても同じ状況、そんなに変わらない状況だと思うんですけれども、村長に聞きたいんですけれども、村長はこの職員の業務に対しての評価というのはどのように考えているのかお聞かせください。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

議員おっしゃっていますように、大変な異常業務等で職員の業務も増えているという状況でございますので、そういった面については、職員にとっては従前より業務が多く、非常に私としては評価するものであると思っています。

〇議長(名幸利積)

上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

もちろんそういうふうな答えだろうと思っています。コロナ禍じゃなかったら、いろいろなワクチン接種なり、減額調整なり、給付金なり、コロナのために結構じゃないですね、相当な過重な負担が出てきていると思います。

それで、今結構人事院勧告ということで問題になってきていますけれども、人事院勧告の骨子の中にはもちろん給与の部分というのもあります。もう一つ、公務員への課題に関する報告の骨子というのを2つあると思うんです。

しっかり村長だから、この辺は見ていると思 いますけれども、その中でこの公務運営の課題 の報告として職場環境の整理なり、人材確保の 育成ということでなっていますけれども、この ような業務が増えたにも関わらず、給料は減額 される。その中で職員は村民の生活を守るため に過重な負担を強いられながら、日々の業務を こなしながら、その今回の特別なコロナに対し ての業務もやっています。それを見てしっかり 村長はこれに向き合って職員のために考えてい るのか、ただ人事院勧告一方だけ、減らされて いるから減らしましょう、県もそういう形でや っているからやりましょうというわけじゃなく て、しっかりこのもう一つの問題である職員の 環境とか、これから北中城村の職員になりたい という方がどんどん増えないといけないし、優 秀な人材増やさんといけないのに、こういう状 況の中で減らす。しかも、私からすれば632万、 そんなに大きい金額じゃないと思います。なぜ 減らなさいといけないのか、今の現状をしっか り把握しながら考えてのこの減額の条例改正な のか、その辺はどういうふうに考えているのか お聞かせください。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

職場環境の改善については、必ずしもその給与で解決するような問題だけでないと思います。 人員の配置とか、会計任用制度がそれにまた職員を補充するような臨時職員等、そういった会計任用職員等、そういったものが手当てされれば改善につながるかなと思います。

ただ今給与に関しては、施行法の24条第2項のように、近隣市町村、他市町村との近況も見ながら、それに均衡したその給与体制が必要だと。

と言いますのは、私たちは一部事務組合等の 形成もございます。そうしますと、私たちだけ がその違うものになりますと、令和4年度、そ して5年度のスタートでまた新たな人勧が出て きた場合に、そのスタートラインが違うとまた 大変いびつな給与体制、一部事務組合では給与 体制のいいところを取るというような現況にな ります。そうしますとこれまでと違った給与体 系になりますと、また一部事務組合の給与もま たいびつな表になっていくかと思います。

いずれにしましても、この24条は他市町村、 あるいは国の動向を勘案することが大変重要な ことだと思います。

〇議長(名幸利積)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

まず、原案に反対者の発言を許します。 上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

それでは、反対の討論をいたします。

現在、コロナ禍の中にあり、職員は過重な事務を国からの委託を受けている状態である。職員の給与の基準を決めるには公務という利益に還元できない業務で難しいところがあるのは承知であるところで、そこで民間との格差を図り人事院勧告という形で調整してきた。しかし、今回のコロナ禍では今までと違う状況で、しっかりした業務と見合う給与を与えてもしかるべきである。令和3年度の人事院勧告は民間企業の格差と公務員の職場環境の改善の2つの課題を提起している。その両方を見据え、さらに現在の社会状況も含めた判断を行ってもらえなかったのは非常に残念である。

以上のことを踏まえ、今回の職員の給与改正 に対する条例については反対いたします。

付け加えて、各議員の皆さんに申し上げます。 一般質問の中でもコロナ禍職員の労をねぎら う発言もたびたび出てきています。それは言葉 だけなのか、今行動で示すべきだと思います。 よろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

次に、原案に賛成者の発言を許します。 山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

では、賛成討論させていただきます。

申すまでもございません。当然27号、28号についても、反対討論されるものと私は承知しております。

それでは、過去に遡ること、職員の皆さんは 時代の趨勢、推移からして先輩の皆さんの時代 から春闘でベースアップを勝ち取ってきた生活 給の対価であることは周知のとおりでありま す。 令和になって新型コロナ禍、国・県・市町村 は諸般の事情等々によってこのたびの上程にな ったものと私は承知しております。

新型コロナ禍、ウクライナへの軍事大国、ロシア侵攻問題と、世界経済はもとより日本経済までが非常なまでの冷え込み、物価高、食糧危機が我々国民に今後重くのしかかってくることを大変危惧しております。

そんな中、生活給の一翼となってすっかり定着して今日に至ってきた村職員の給与に関する条例の一部改正の提案は、当該職員の皆さんには苦渋の選択と察します。私も、元公務員として皆さんの心情はいかばかりかと推察するところだが、昨今の社会情勢を鑑みるに、当該条例の一部改正については賛成討論とさせていただきます。

以上であります。

〇議長(名幸利積)

次に、原案に反対者の発言を許します。反対 討論はございませんか。

(発言する者なし)

〇議長 (名幸利積)

次に、原案に賛成者の発言を許します。 賛成 討論はございませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

私は原案に対して賛成するものであります。

人事院勧告制度というのは、団体交渉、争議 権等を制限された公務員の給与を適正にするた め、人事行政に関する専門的中立機関の判断に 委ねられております。

これらの勧告は、法律上、国または地方公共 団体を拘束するものでもないが、制度の趣旨に 鑑み十分尊重されるべきものと考えます。

人事院勧告に置かれた地方公共団体にあっては、このような勧告を行う機関はないけれども、議会及び長において地公法第14条に定める情勢 摘応の原則に従って適切な措置を取るべきもの であると考えます。それで、私はそれを尊重すべきものと考えております。

また、この条例に対してそれを修正するとなると、やはり地方公共団体というのは一部事務組合もありまして、これが各市町村にまたがっているので本当に給与体系も壊れていく懸念があります。

よって、私はこの出された議案の原案に対して するものであります。

以上です。

〇議長(名幸利積)

ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

〇議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 北中城村職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例についてを採 決します。

お諮りします。原案に対して異議があります ので、起立によって採決します。

この際、起立しない議員の取扱いについてお 諮ります。議案第26号 北中城村職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例についての採 決は起立により行いますが、起立しない議員は 本案に対し反対と見なすことにしたいと思いま すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議がないので、そのように決定します。

それでは、議案第26号 北中城村職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例についてを 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方 は御起立願います。

(替成者起立)

〇議長(名幸利積)

起立多数です。

したがって、議案第26号 北中城村職員の給 与に関する条例の一部を改正する条例について は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第27号 北中城村特別職の 職員で常勤のものの給与及び旅費 に関する条例の一部を改正する条 例について 日程第4. 議案第27号 北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

〇村長 (比嘉孝則)

では、議案第27号 北中城村特別職の職員で 常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例について。

〇議長(名幸利積)

議案第27号

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅 費に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和48年北中城村条例第27号)の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 2 5 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

令和3年人事院勧告に鑑みての一般職の給与改定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和48年北中城村条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規				
(期末手当)	(期末手当)				
第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料	第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料				
月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額	月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額				

を加算した額に100分の162.5を乗じて得た額とする。

を加算した額に100分の $\underline{167.5}$ を乗じて得た額とする。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから議案第27号 北中城村特別職の職員 で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第27号 北中城村 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例については原案 のとおり可決されました。

日程第5. 議案第28号 北中城村議会議員 の報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例について

〇議長(名幸利積)

日程第5. 議案第28号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

〇村長 (比嘉孝則)

議案第28号 北中城村議会議員の報酬及び費 用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に ついて。

議案第28号

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年北中城村条例第6号)の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議

会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 2 5 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

令和3年人事院勧告に鑑みての一般職及び特別職の給与改定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年北中城村条例第6号)の一部 を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(期末手当)	(期末手当)
第5条 省略	第5条 省略
2 省略	2 省略
3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在に	3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在に
おける議会の議員が受けるべき報酬月額及び	おける議会の議員が受けるべき報酬月額及び
その報酬月額に100分の10を乗じて得た額の	その報酬月額に100分の10を乗じて得た額の
合計額に、100分の <u>162.5</u> を乗じて得た額に、	合計額に、100分の <u>167.5</u> を乗じて得た額に、
基準日以前6月以内の期間におけるその者の	基準日以前6月以内の期間におけるその者の
在職期間の区分に応じて、次の表に定める割	在職期間の区分に応じて、次の表に定める割
合を乗じて得た額とする。	合を乗じて得た額とする。
省略	省略

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わりま

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま 北中城村議会 す。

これから議案第28号 北中城村議会議員の報 酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第28号 北中城村 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例については原案のとおり可 決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の 字句及び数字、その他の整理を要するものは会 議規則第45条の規定により、その整理を議長に 委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本臨時会における議決 事件の字句及び数字、その他の整理は議長に委 任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第6回北中城村議会臨 時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

長____ 議

署名議員

署名議員

令和4年第7回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 6月10日(金曜日)

会期 8 日間 開 会 6月17日(金曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
6. 10	金	本会議	午前10時	開 会
				会議録署名議員の指名
				会期の決定
				行政報告
				議案説明(条例、補正予算等)
				質疑(報告議案)
				議員全員協議会
6. 11	土	休 会		各自議案研究
6. 12	日	休 会		各自議案研究
6. 13	月	本会議	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定(条例、補正予算等)
6. 14	火	本会議	午前10時	一般質問(4名)
6. 15	水	本会議	午前10時	一般質問(4名)
6. 16	木	本会議	午前10時	一般質問(2名)
6. 17	金	本会議	午前10時	議案説明(議員提案条例)、質疑、委員会付託省略、討論、決定
				閉会

令和4年第7回北中城村議会定例会会議録												
招集年月日		令和4年6月10日										
招集の場所			北中坂	战 村 議 3	会議場							
開閉会日時	開会	令和4年	三6月10日	午前10時	; 00分	議長	名 幸	利 積				
及 び 宣 告	散会	令和4年	三6月10日	午前11時	; 04分	議長	名 幸	利 積				
	議 席 番 号	氏	名	出席 等別	議 席 番 号	氏	名	出席 等別				
	1番	安 里	道也	出	8番	喜屋武	すま子	出				
応 (不応) 招議員	2番	稲 福	恭 秀	出	9番							
及び出席並びに	3番	伊集	守 吉	出	10番	比 嘉	義 弘	出				
欠 席 議 員	4番	大 城	律 也	出	11番	山 田	晴 憲	出				
	5番	上間	堅治	出	12番	比 嘉	義彦	出				
	6番	金城	高 治	出	13番	比 嘉	次雄	出				
	7番	比 嘉	盛一	出	14番	名 幸	利積	出				
会議録署名議員		4 番 議	員			城 律	也					
		5 番 議	員			上間堅	治					
職務のため議場に出席した者の	事	務局	長		<u> </u>	と 嘉 直	也					
職氏名	議	事係	長		ſ	中 村 静	香 T					
	村	長	比 嘉	孝則		育 長		永 盛				
	副村	長	大 田	繁	教育総	務 課 長	玉栄	治				
III. I. da VI. VI. Mera	総務	課長	喜納	克彦	生涯学	習 課 長	比 嘉	利 彦				
地方自治法第121 条により説明の	企画振	興 課 長	仲 本	正一	建設	課 長	安次嶺	正春				
ため出席した者の	会 計	課長	喜屋武	のり子		兼農委事務局長	瀬上	恒星				
職氏名	住民生		楚南	兼二		: 険 課 長		かほる				
	税務	課長	玉栄	幸憲	学校教育	指導主事						
	上下水		伊佐	秀樹								
	福祉	課長		啓 二								
議 事 日 程	別紙の	の と お 	5 b									

議事日程第1号

令和4年6月10日(金曜日)

- 1. 開議 午前10時00分
- 2. 付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事 件 名	摘		要					
1		会議録署名議員の指名								
2		会期の決定								
3		行政報告								
4	議案第29号	議案第29号 北中城村議会議員及び北中城村長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例の制定について								
5	議案第30号	都市公園区域の変更について		"						
6	議案第31号	令和4年度北中城村一般会計補正予算(第1号)について		"						
7	議案第32号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について		IJ						
8	議案第33号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)について		"						
9	議案第34号	令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)に ついて		JJ						
1 0	報告第 4号	令和3年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について	報		告					
1 1	報告第 5号	令和3年度北中城村事故繰越し繰越計算書の報告について		11						

〇議長(名幸利積)

皆さん、おはようございます。ただいまから 令和4年第7回北中城村議会定例会を開会いた します。

開 会(午前10時00分)

これから本日の会議を開きます。

開 議(午前10時00分)

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。 読み上げて報告をいたします。 令和4年3月 1日、第3回3月定例議会に向けて議会運営委 員会を開催いたしました。

同日、中城北中城消防組合中城出張所落成式 が開催され、出席しました。

2日、中城北中城消防組合議会が開催され、 出席しました。

4日から24日まで北中城村議会第3回3月定 例会を開催いたしました。

12日、北中城中学校卒業式が開催され出席しました。

23日、北中城小学校卒業式が開催され出席しました。

25日、第1回北中城まつり活性化委員会が開催され出席しました。

28日、第4回3月臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

同日、中城北中城消防組合議会が開催され出 席しました。

29日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査が開催され、監査を行いました。

同日、北中城村シルバー人材センター設立総 会が開催され、出席し祝辞を述べました。

30日、北中城村議会第4回3月臨時議会を開催しました。

31日、職員の退職辞令交付式並びに離任式が行われ、出席し挨拶を述べました。

4月1日、職員の採用及び人事異動の辞令交付式が行われ、出席し訓示を述べました。

4日、教職員等就任式が開催され出席しまし

た。

6日、春の全国交通安全運動出発式が北谷町 で開催され出席しました。

7日、北中城中学校入学式が開催され出席しました。

同日、北中城村体育協会理事会総会が開催され出席しました。

8日、島袋小学校入学式が開催され出席しました。

12日、第5回4月臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

同日、北谷町議会議員行政視察研修受入れを 行い、挨拶を述べました。

4月15日、北中城村議会第5回4月臨時会を 開催しました。

同日、県土地開発公社北中城支社の監査を行いました。

同日、中部地区町村議会議長会定例総会が北 谷町で開催され出席しました。

22日、県町村議会議長会定例理事会が開催され出席しました。

同日、令和4年度沖縄振興拡大会議が開催され出席しました。

5月13日、中部市町村圏事務組合臨時議会議 案説明会が開催され出席しました。

同日、「ゆがふう塾」市町村職員研修事業、 令和3年度修了式、令和4年度入塾式が開催さ れ出席しました。

17日から20日までの日程で中部地区町村議会 議長会県外の行政視察研修会が開催され、18日 に兵庫県姫路市、19日に兵庫県多可町を訪問し、 両市町の観光事業の取組、議会改革への取組に ついて研修を行いました。

20日、令和4年度北中城村商工会通常総会が開催され、副議長が出席し祝辞を述べました。

25日、北中城村議会第6回5月臨時議会を開催しました。

26日、中城北中城消防組合議会が開催され出

席しました。

29日から31日までの日程で全国町村議会議長会主催の令和4年度全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され副議長と共に参加しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として令和4年3月定例会 以降に受理しました請願・陳情は、さきに配付 しました請願・陳情一覧表のとおりとなってお りますので、御承知おきください。

また、総務監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年3月から令和4年5月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので、御参照ください。

日程第1. 会議録署名議員の指名

〇議長 (名幸利積)

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定によって、大城律也議員及び上間 堅治議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

〇議長(名幸利積)

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6 月17日までの8日間にしたいと思います。御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。会期は、本日から6月 17日までの8日間に決定しました。

日程第3. 行政報告

〇議長(名幸利積)

日程第3. 行政報告を行います。村長から行 政報告の申出がありますので、これを許可しま す。

村長。

〇村長(比嘉孝則)

では、行政報告を行います。令和4年3月から令和4年5月までの行政報告をいたします。

3月1日、中城北中城消防本部出張所落成式 に参加いたしました。

3月5日、アーサ養殖場の視察、美崎海岸、軽石による被害等についての視察を行いました。

3月8日、アワセまちづくり協議会へ参加い たしました。

3月12日、北中城中学校卒業式、3月13日、 気球イベントを中城公園で行っておりまして、 私も体験試乗いたしました。

3月15日、JAおきなわ北中城支店による親 子健康手帳ケースの寄贈がございました。

3月23日、北中城小学校卒業式に参加いたしました。

3月25日、北中城中学校ソフトボール父母会 OBからの寄附がございました。

同じく25日、北中城まつり活性化委員会を開催しております。

3月28日、島袋小学校増築分の見学会を行いました。

同日、島袋学童クラブ保護者説明会を島袋学 童クラブのほうで行っております。

3月29日、北中城村シルバー人材センターの 設立総会に参加いたしまして、挨拶を述べまし た。

4月1日、辞令交付式を行い、訓示を述べて おります。

4月2日、北中城村長杯学童軟式野球大会に 参加をいたしました。

4月4日、教職員の就任式に参加いたしまして、挨拶を述べました。

4月6日、春の交通安全出発式、北谷町のほうで行っております。

4月7日、北中城中学校入学式に参加いたしました。

同じく4月7日、北中城村体育協会総会に参加いたしまして、挨拶を述べました。

4月8日、島袋小学校入学式に参加いたしました。

4月9日、食と農を守る勉強会をあやかりの 杜で行われ、それに参加をいたしました。

4月13日、民生委員児童委員協議会総会がございまして、社協のほうでございまして、挨拶を述べました。

4月17日、未来教育フォーラムin沖縄が浦 添市てだこホールで行われ、参加をいたしまし た。

4月18日、琉米歴史研究会資料贈呈式を中城 村護佐丸図書館で行いまして、中城村長と一緒 に記者会見に臨みました。

4月22日、令和4年度沖縄振興拡大会議を県立武道館アリーナで行われ、参加をいたしまして、意見を述べました。

4月23日、令和4年度北中城村婦人会総会、 中央公民館で行われ、挨拶を述べました。

4月26日、こいのぼり掲揚式へ村内の保育所、 幼稚園等からの参加がございまして、一緒にこ いのぼりを上げたものでございます。

5月8日、全島闘牛大会、うるま市で行われ、 うるま市からの御案内で参加をいたしました。

5月12日、琉球大学、竹村副学長意見交換会 ということで、産官学連携の事業等について意 見交換をしております。

5月15日、キャンプ瑞慶覧、ロウワープラザ 住宅地区、岸田首相視察対応ということで、復 帰記念の5月15日に岸田首相がロウワープラザ の視察を行って、一緒に視察、そして説明をし ております。

それから、同じく5月15日、沖縄復帰50周年

記念式典に参加いたしました。宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで行われております。

5月18日、国民健康保険税納付指導、村内一 斉の行動に参加いたしました。

5月20日、内閣府政策統括官、望月審議官の 視察対応ということで、ロウワープラザ地区、 ライカム地区の経過説明等行いました。

5月20日、令和4年度北中城村商工会総会に 参加いたしまして、挨拶を述べました。

5月23日、令和4年度北中城村老人クラブ連 合会総会に参加いたしまして、挨拶を述べまし た。

5月24日、東海岸地域サンライズ推進協議会 の総会を西原町役場で行い、参加をいたしまし た。

5月27日、沖縄総合事務局との行政懇談会を 沖縄市モーリアクラシック沖縄迎賓館のほうで 行いました。

5月28日、令和4年度北中城村文化協会総会 が行われ、挨拶を述べました。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4. 議案第29号 北中城村議会議員 及び北中城村長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の 制定について

日程第5. 議案第30号 都市公園区域の変 更について

日程第6. 議案第31号 令和4年度北中城 村一般会計補正予算(第1号)に ついて

日程第7. 議案第32号 令和4年度北中城 村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について

日程第8. 議案第33号 令和4年度北中城 村水道事業会計補正予算(第1号) について

日程第9. 議案第34号 令和4年度北中城 村下水道事業会計補正予算(第1 号)について

〇議長(名幸利積)

日程第4. 議案第29号 北中城村議会議員及

び北中城村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第9. 議案第34号 令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの6件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。 村長。

〇村長(比嘉孝則)

では、議案第29号 北中城村議会議員及び北 中城村長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の制定についてから御説明いたしま す。

議案第29号

北中城村議会議員及び北中城村長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

北中城村議会議員及び北中城村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出北中城村長比 嘉 孝 則

提出理由

公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号)の施行による選挙公営制度の 拡大に伴い、村議会議員選挙及び村長選挙における立候補の機会均等を図るため、必要な事 項を定める必要がある。

北中城村議会議員及び北中城村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第 11項及び第143条第15項の規定に基づき、北中城村議会議員及び北中城村長(以下「議会議員 及び長」という。)の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担については、この条例の定めるところによる。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 議会議員及び長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は32,250円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により村に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条 第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、北中城村選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)

- 第4条 村は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
 - (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下この条において「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が32,250円を超える場合には、32,250円)の合計金額
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下この号において「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日に

ついてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が7,900円を超える場合には、7,900円) の合計金額

- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき 当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用 される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき 供給を受けた燃料の代金と合算して、3,780円に当該候補者につき法第86条の4第1項、 第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の 期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金 額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補 者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)
- ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用 自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場 合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙 運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当 該報酬の額が6,250円を超える場合には、6,250円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(次条において「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 村は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価に、選挙運動 用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数を超える場合に は、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作 成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(次条において「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 村は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,250円を超える場合には、1,250円)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別添、改正条例でございます。

まず、第1条に趣旨が述べられていまして、この条例につきましては、選挙運動用自動車、選挙運動用ピラ、選挙運動用ポスターの公費負担について述べているものでございまして、まず、第2条につきましては選挙運動用自動車の公費負担について、それから3条が選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について、そして4条につきましては選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払い、第5条で選挙運動用自動車の使用の契約の指定について述べております。

選挙運動用ビラについては第6条以降でございまして、まず第6条で選挙運動用ビラ作成の

公費負担について、7条でビラ作成の契約締結 の届出、8条につきましては公費の支払いにつ いて記されております。

選挙運動用ポスターについては第9条以降で、 9条でポスター作成の公費の負担について、そ れから第10条でポスターの作成の契約締結の届 出について、第11条でポスター作成に係る公費 の支払いについて示しております。

そして、第12条、委任、この条例に定めるも ののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 委員会が定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。 続きまして、議案第30号 都市公園区域の変 更について。

議案第30号

都市公園区域の変更について

都市公園法(昭和31年法律第79号)第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を下記のとおり定めるため、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 0 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

ライカム地区の公園区域の一部を緑地化するため、都市公園を設置すべき区域を定めるものです。

別添、変更区域は図示されておりまして、公園区域図、場所はスポーツエリアの東側のほうでございまして、アワセ土地区画整理事業内の墳墓が事業期間内に取得することができず、そのまま換地されたことにより、組合より負担金を徴収し、村で用地交渉を実施しました。地権

者により補償に係る了承を得たことで、当該墳 墓の土地を土地区画整理事業の計画どおり緑地 として変更するためでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第31号 令和4年度北中城村一般会計補正予算(第1号)について。

議案第31号

令和4年度北中城村一般会計補正予算(第1号)について

令和4年度北中城村の一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 4 年 6 月 1 0 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

令和4年度北中城村一般会計補正予算(第1号)

令和4年度北中城村の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170,879千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ8,230,879千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額補正	E額 計
15 分担金及び負担金		80, 987	1, 634 82, 621
	1 負 担 金	80, 987	1, 634 82, 621
17 国 庫 支 出 金		1, 369, 157	118, 121 1, 487, 278
	2 国 庫 補 助 金	272, 009	114, 899 386, 908
	3 委 託 金	72, 920	3, 222 76, 142
18 県 支 出 金		971, 305	6, 079 977, 384
	2 県 補 助 金	454, 739	6, 079 460, 818
21 繰 入 金		414, 069	11, 142 425, 211
	2 基 金 繰 入 金	414, 068	11, 142 425, 210
23 諸 収 入		73, 331	17, 603 90, 934
	3 雑 入	71, 730	17, 603 89, 333
24 村 債		113, 000	16, 300 129, 300
	1 村 債	113, 000	16, 300 129, 300
歳 入	合 計	8, 060, 000	170, 879 8, 230, 879

歳 出 (単位:千円)

		款				項		補正前の額	補正額	計
1	議	会	費					94, 432	△501	93, 931
				1	議	会	費	94, 432	△501	93, 931
2	総	務	費					1, 457, 397	47, 443	1, 504, 840

歳 出 (単位:千円)

万 义	Щ											(単位・1円)
		款				Į	頁			補正前の額	補正額	計
				1	総	務	管	理	費	1, 247, 399	39, 279	1, 286, 678
				2	徴		税		費	113, 126	4, 383	117, 509
				3	戸籍	善住	基是	本台	長費	65, 940	△664	65, 276
				4	選		挙		費	28, 973	4, 445	33, 418
3	民	生	費							3, 034, 582	55, 764	3, 090, 346
				1	社	会	福	祉	費	1, 523, 792	8, 319	1, 532, 111
				2	児	童	福	祉	費	1, 510, 790	47, 445	1, 558, 235
4	衛	生	費							917, 357	△2, 192	915, 165
				1	保	健	衛	生	費	596, 962	△6, 892	590, 070
				2	清		掃		費	320, 395	4, 700	325, 095
5	農	林 水 産	業費							167, 531	40, 273	207, 804
				1	農		業		費	161, 245	40, 092	201, 337
				3	水	産	i	業	費	3, 341	181	3, 522
6	商	工	費							156, 798	24, 575	181, 373
				1	商		工		費	156, 798	24, 575	181, 373
7	土	木	費							504, 245	△34, 215	470, 030
				1	土	木	管	理	費	54, 940	△5, 189	49, 751
				2	道	路	橋	梁	費	129, 148	△37, 492	91, 656
				3	都	市	計	画	費	320, 157	8, 466	328, 623
8	消	防	費							261, 633	1, 948	263, 581
				1	消		防		費	261, 633	1, 948	263, 581
9	教	育	費							1, 003, 048	37, 693	1, 040, 741
				1	教	育	総	務	費	173, 701	5, 605	179, 306
				2	小	学	:	校	費	190, 128	6, 740	196, 868
				3	中	学	:	校	費	92, 145	2, 463	94, 608
				4	幼	稚		園	費	66, 133	6, 463	72, 596
				5	社	会	教	育	費	261, 756	15, 940	277, 696
				6	保	健	体	育	費	219, 185	482	219, 667
13	予	備	費							19, 658	91	19, 749
				1	予		備		費	19, 658	91	19, 749
		歳	出	í	合	訲	+			8, 060, 000	170, 879	8, 230, 879

第2表 地方債補正

1 追加 (単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

1 追加 (単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
一般単独事業債	16, 300	(借入方法)	5%以内(ただし、利率	30年以内の償還、その他	
(安谷屋第2地区かんがい施設整備事		証書借入又は地方証券発	見直し方式で借入れる財政	借入先の融資条件による。	
業)		行の方法による。	融資資金及び地方公共団体	ただし、村財政の都合によ	
			金融機構資金について、利	り繰上償還または低利債に	
		(借入先)	率の見直しを行った後にお	借換えすることができる。	
		財政融資資金、地方公共	いては当該見直し後の利		
		団体金融機構資金、その他	率)		
計	16, 300				

詳細については、副村長が説明いたします。

〇議長(名幸利積)

副村長。

〇副村長(大田 繁)

では、私から議案第31号 令和4年度北中城村一般会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたします。

まず、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正に追加が1件ございます。 安谷屋第2地区かんがい施設整備事業に係る一般単独事業債、限度額1,630万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては、歳出の方で御説明いたします。

次に歳入につきまして、事項別明細書で主な 補正について御説明いたします。

7ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、6節児童福祉費国庫補助金3,845万1,000円の補正のうち、222万9,000円が子育て世帯への臨時特別給付金であります。2,757万円がその他世帯への特別給付金となります。その他世帯とは、低所得のひとり親世帯及び低所得のその他の世帯で、子ども1人辺り5万円を給付するものであります。約480人分を計上しております。

同じページ、7目特定防衛施設周辺整備調整 交付金231万4,000円の減額につきましては、説 明欄の各事業の変更によります財源組替えでご ざいますが、新たに地上デジタル放送無線共聴 設備更新事業を追加しまして、北中城小学校擁 壁工事に係る基金積立てを減額しております。

詳細につきましては、歳出の方で御説明いたします。

同じページ、8目地方道路改修費国庫補助金、3節社会資本整備総合交付金1,879万2,000円の減につきましては右説明欄の各事業の交付決定によるものでございます。

8ページをお願いします。

29目地方創生交付金9,572万2,000円につきましては、地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応の追加交付に対応するための補正であります。主な事業につきましては、歳出で御説明いたします。

同じページの18款県支出金、2項県補助金、 1目総務費県補助金、沖縄県市町村磁気探査支援事業補助金1,330万2,000円の減につきまして は、村道北中城高校127号線整備に係るもので ありますが、当初予算におきまして、調査測量 設計業務と併せて計上しておりました。県との 調整で、この探査業務は工事施工前に磁気探査 調査を実施するということになったもので、こ の補正減でございます。 4目農林水産業費県補助金779万8,000円の増につきましては、主に沖縄県経営発展支援事業補助金661万5,000円を新規事業として追加しております。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

次に、9ページをお願いいたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、5目ふるさと 応援基金繰入金748万円につきましては、ふる さと納税として頂いた寄附金を福祉施設や教育 施設、公園施設などの修繕費などへ繰入れ充当 しております。

同じく14目公共施設整備基金繰入金366万 2,000円につきましては、アワセ土地区画整理 地内における墳墓、墓の移転補償費として、基 金から繰り入れるものであります。詳細につき ましては、歳出のほうで御説明いたします。

同じページ、23款諸収入、3項雑入、2目雑入、北中城中学校通学バス運営移管金1,460万3,000円につきましては、北中城中学校通学バス理事会が解散したことによる移管金となります。

続きまして10ページをお願いします。

24款村債、1項村債、7目農林水産債、1節 一般単独事業債1,630万円の増につきましては、 先ほど、地方債補正の追加で御説明いたしまし た安谷屋第2地区かんがい施設整備事業に充て る限度額を計上しております。

では、次に、歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

歳出につきましては、職員の人事異動に伴う 人件費の詳細説明は省略しておりましたが、今 回、昨年度の人事院勧告に基づき職員及び特別 職の期末手当を減額補正しておりますので、給 与費明細書でその説明をいたします。

56ページをお願いします。56ページです。

給与費明細書1、特別職の表のうち、表頭で すね、表の上のほうの期末手当の列を御覧くだ さい。期末手当の列の下段の比較を御覧くださ V10

これは補正前と補正後の比較であります。市 町村長等が13万7,000円の減額、率にして0.1月 の減となっております。

議員につきましては、同じ表内に示してございます、34万8,000円の減、率にして市町村長等と同じ率で0.1月の減となります。

次に、57ページお願いします。

職員の給与費明細書を御覧ください。

表の中段、職員手当の内訳でございます。表 頭の期末・勤勉手当の列で、下に下りまして、 比較、職員手当を御覧ください。これは制度改 正に伴う増減分632万1,000円の減でありますが、 これは人事院勧告の影響分となります。

なお、会計年度任用職員の期末手当につきま しても、正職員と同様に減額しております。

職員等給与等の説明は以上でございます。

では、戻りまして、歳出の事項別明細書、14ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、 14節工事請負費2,486万円、地上デジタル放送 無線共聴整備更新工事につきまして、平成26年 度に整備しました安谷屋・石平地区にある地上 デジタル放送用の送受信機器、合計4機ありま すが、これを更新する工事費となります。

同じく18節負担金、補助及び交付金、北中城村地域公共交通会議負担金1,285万9,000円の減につきましては、上段の12節委託料に組替えをするものであります。この事業には地方創生臨時交付金を充てております。

同じページ、7目平和費につきましては、第7回世界のウチナーンチュ大会に係る経費を計上しております。11月初旬の開催を予定しております。

次に、16ページをお願いします。

16目財政調整基金費、24節積立金900万円につきましては、今回の補正予算におきまして、余剰分を積み立てております。

同じページ、33目特定防衛施設周辺整備調整 交付金事業基金費、24節積立金2,407万7,000円 の減につきましては、先ほど企画費の工事請負 費で説明いたしました地上デジタル放送無線供 聴整備更新工事に充てるため、北中城小学校擁 壁工事の特防基金積立金を減額するものであり ます。

同じページ、39目通学バス基金、24節積立金1,460万3,000円につきましては、北中城中学校バス理事会からの移管金を今後のバス運営経費に充てるための基金として、全額積み立てるものであります。

続きまして、21ページをお願いします。

2款総務費、4項選挙費、3目村議会議員選挙及び村長選挙費、18節負担金、補助金及び交付金555万4,000円の増につきましては、選挙公営費として運動用のはがき、これは候補者用でありますが役務費からの組替え110万9,000円及び新たに選挙運動用の自動車使用料、ビラ作成費、ポスター作成費444万5,000円を計上しております。

22ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉 総務費、10節需要費、抗原検査キット等購入事 業75万円及び18節の負担金、補助及び交付金で、 教育機関向けPCR検査等費用助成事業120万 円につきましては、地方創生臨時交付金を活用 して実施するものであります。

続きまして、25ページをお願いします。

9 目臨時福祉給付金、22節償還金、利子及び 割引料501万8,000円につきましては、前年度の 非課税世帯分で子育て世帯等臨時特別支援事業 費の補助金の返還金となります。

続きまして、27ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉 総務費、19節扶助費2,595万円につきましては、 歳入でも御説明いたしました子育て世帯への生 活支援関連の特別給付金でございます。その他 世帯の給付金は、子ども1人当たり5万円、約480人分を計上してあります。

続きまして、28ページをお願いします。

2項児童福祉費、4目児童館費、18節負担金、 補助及び交付金920万円につきましては、放課 後児童クラブへの補助金としまして、利用料減 免分600万円と、新型コロナウイルス感染症の 影響で休園した分の利用料補助金320万円をそれぞれ計上してあります。

続きまして、31ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス感染症対策費、ワクチン接種関連であります。これにつきましては、12節委託料及び13節の使用料のそれぞれの節内での歳出の組替えで、補正額はプラス・マイナス・ゼロとなっております。

32ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、12節委託料230万2,000円につきましては、県の不法投棄・散乱ごみ監視等事業費補助金、これは9割補助であります。これを活用しまして、海岸漂着物地域対策支援事業の委託料となります。事業の内容といたしましては、通常の海によるごみの回収、処理、それから、保育園児から小学校の低学年を対象としました環境教育出前講座などにこれを実施するものであります。

続きまして、34ページをお願いします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振 興費、18節負担金、補助及び交付金1,232万 9,000円につきましては、地方創生臨時交付金 を活用しまして、基盤整備地区外にある耕作放 棄地、これを解消するための解消事業に100万 円、昨年に引き続き、学校給食の食材購入に係 る経費を補助する農水産物消費拡大補助金250 万円を計上しております。また、国・県の経営 発展支援事業補助金を活用した新規就農者の施 設整備等に係る費用について補助する経営発展 支援事業交付金としまして782万9,000円を計上 しております。この補助割合でありますけれど も、国が2分の1、県が4分の1、村が8分の 1以内、残りは、8分の1につきましては就農 者の負担となっております。

続きまして、5目農地費、12節委託料2,289 万4,000円につきましては、安谷屋第2地区かんがい施設、これは貯水池でありますけれども、これの変更設計業務となります。設計変更の理由といたしまして、貯水池整備予定地の5筆のうち、2筆が相続及び権利関係の問題で交渉が難航となり、この事業は令和9年度までに完了すべきものとなっていることから、この事業の計画に影響を来すことから、県と協議の上、やむなく貯水池の設計変更をするものであります。続きまして、35ページをお願いします。

3項水産業費、1目水産振興費、18節負担金、 補助及び交付金18万円につきましては、県の軽 石被害に係る緊急支援事業補助金を受けて、漁 業者に対しまして、一月分の燃料、油類の費用 を補助するもので、県が2分の1、村2分の1 の割合となっております。

続きまして、36ページをお願いします。

商工費、1項商工費、2目商工業振興費、12 節委託料100万円と18節負担金、補助金及び交 付金2,242万5,000円につきましては、地方創生 臨時交付金を活用して実施するものでありまし て、特産品高付加価値化推進事業委託料につい て、村の特産品であるパッションフルーツの出 荷用に使用する化粧箱のデザイン委託料となっ ております。

また、地域通貨ま一い運営負担金につきましては、地域における消費喚起・下支えするため、 昨年度に引き続き電子地域通貨の還元分原資額 を追加計上しております。

なお、本事業は6月1日から実施しておりまして、令和5年2月末までの事業の期間となっております。

続きまして、38ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料、これは各業務事業に合わせて1,364万5,000円の減、14節工事請負費、村道仲順ライカム線舗装工事2,454万7,000円の減につきましては、国庫補助金の社会資本整備総合交付金及び県補助金の磁気探査支援事業補助金の減額、これが減額となっておりますので、事業費を縮小して減額しております。

39ページ、お願いします。

7款土木費、3項都市計画費、2目土地区画整理費、16節公有財産購入費であります。684万7,000円と、21節補償補填及び賠償金366万3,000円について御説明いたします。

これは、アワセ土地区画整理地内にあるライカム公園、これは緑地でありますけれども、この中に1筆分に係る用地購入及び墳墓、墓の移転補償費となります。この1筆につきましては、当時、墓地でありましたが、墳墓、墓の移転場所が決まらず、区画整理事業期間内に本換地ができないと判断したことから、区画整理組合と村及び地権者の三者で協議し、区画整理事業完了後に墳墓、墓の移転が決まったときに村が用地購入及び墳墓の移転補償費を支払うこととしておりました。今回、地権者への確認を行い、墳墓、墓の移転が確認できたため、その後の手続を進めるため補正予算に計上しております。

なお、墳墓、墓の移転補償費につきましては、 平成31年度に土地区画整理組合から377万2,000 円を既に受入れをしておりまして、公共施設整 備基金に積立てしていましたので、今回の移転 補償費に充てております。

続きまして、41ページをお願いします。

8 款消防費、1 項消防費、1 目消防施設費、 18節負担金、補助及び交付金194万8,000円につ きましては、消防職員の退職に伴う退職手当負 担金の増となります。

42ページ以降、9款教育費につきましては、 教育委員会のほうから御説明いたします。 私からは以上でございます。

〇議長(名幸利積)

教育長。

〇教育長 (德村永盛)

引き続きまして、教育費予算の主な内容について御説明を申し上げます。

まず初めに、歳入について説明いたします。 7ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育 費国庫補助金、4節学校教育設備整備費国庫補 助金、学校保健特別対策事業費補助金の247万 5,000円につきましては、コロナ感染対策費と して、本村の小中学校への消耗品費及び備品購 入費の財源として計上してございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育費委託金322万2,000円につきましては、沖縄防衛局からの受託により喜舎場ハウジング内の埋蔵文化財発掘調査費の財源として計上してございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。 42ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、 12節委託料の479万9,000円につきましては、社 会科の副読本作成費として計上してございます。 同じく17節備品購入費116万4,000円につきま しては、児童増によるタブレットの追加購入費 として計上してございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、 10節需用費の136万3,000円につきましては、島 袋小学校の校舎の一部に雨漏りがあるため、修 繕費として計上してございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、3目公民館費、 14節工事請負費1,133万円につきましては、中 央公民館の空調機器設置工事として660万円、 安谷屋公民館の空調機器設置工事といたしまして473万円をそれぞれ計上してございます。

次に、52ページをお願いいたします。

9 款教育費、5 項社会教育費、3 目文化財保 護費、12節委託料325万6,000円につきましては、 先ほど歳入のほうで御説明いたしました喜舎場 ハウジング内の文化財発掘調査費として計上し てございます。

以上で御説明を終わります。

〇村長 (比嘉孝則)

続きまして、議案第32号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

議案第32号

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出し、議会の 議決を求めます。

> 令和 4 年 6 月 1 0 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ249千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ2,284,936千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

	款			項		補正前の額	補正額	計
12 諸	収	入				124, 815	△249	124, 566
			4 雑		入	124, 810	△249	124, 561
	歳	入	合	計		2, 285, 185	△249	2, 284, 936

歳 出 (単位:千円)

款				項						補正前の額	補正額	計
1	総	務	費							70, 796	△249	70, 547
				1	総	務	管	理	費	53, 546	△187	53, 359
				2	徴		税		費	16, 971	△62	16, 909
		歳	出	î		訲	+			2, 285, 185	△249	2, 284, 936

詳細につきましては、所管課長から説明いたします。

〇議長(名幸利積)

健康保険課長。

〇健康保険課長 (奥間かほる)

それでは、議案第32号 令和4年度北中城村 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

事項別明細書で御説明いたしますので、まず 5ページをお開きください。

歳入でございますが、12款諸収入、4項雑入、 9目歳入欠陥補塡収入24万9,000円の減につき ましては、歳入歳出予算の調整計上をしたもの でございます。

続きまして、歳出ですが、6ページをお開き ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理 費、1節報酬の4万7,000円の増は、会計任用 職員が変更になったためでございます。

3 節職員手当等 4 万7,000円、4 節共済費18 万7,000円の減及び次の7ページのほうの1 款 総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費、3 節職員手当等 8 万3,000円の減は、主に条例改正に伴う期末手当の減及び総務課からの資料による

ものでございます。

〇村長 (比嘉孝則)

8節旅費2万1,000円の増は、職員の住所変 更によるものでございます。 続きまして、議案第33号 令和4年度北中城 村水道事業会計補正予算(第1号)について。

説明は以上です。

議案第33号

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)について

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 4 年 6 月 1 0 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和4年度北中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第2条 令和4年度北中城村水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的 収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入_	_	
科 目		補正予定額	計
第1款 水道事業収益	567,667 千円	0 千円	567,667 千円
第1項 営業収益	537,086 千円	0 千円	537,086 千円
第2項 営業外収益	30,579 千円	0 千円	30,579 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	_ 支 出	<u></u>	
第1款 水道事業費用	538,438 千円	538 千円	538,976 千円
第1項 営業費用	536,149 千円	538 千円	536,687 千円
第2項 営業外費用	1,287 千円	0 千円	1,287 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「80,397 千円」を「80,271千円」に、過年度分損益勘定留保資金「69,249千円」を 「69,123千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収入	_	
科 目	既決予定額	補正予定額	=
第1款 資本的収入	1,404 千円	0 千円	1,404 千円
第1項 企 業 債	1 千円	0 千円	1 千円
第2項 出 資 金	1 千円	0 千円	1 千円
第3項 他会計からの長期借入金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
第5項 工事負担金	1,400 千円	0 千円	1,400 千円
		-	
第1款 資本的支出	81,801 千円	△126 千円	81,675 千円
第1項 建設改良費	74,356 千円	△126 千円	74,230 千円
第2項 企業債償還金	6,444 千円	0 千円	6,444 千円
第3項 国庫補助金返還金	1 千円	0 千円	1 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

補正内容等の詳細につきましては、上下水道 課長に説明をさせます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

上下水道課長。

〇上下水道課長 (伊佐秀樹)

それでは、議案第33号 令和4年度北中城村 水道事業会計補正予算(第1号)について御説 明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正の主な点としまして、令和3年人 勧及び人事異動による人件費の見直しでありま す。

収益的収入及び支出について。

支出。

1 款水道事業費用、1 項営業費用53万8,000 円の増となっております。 3 目総係費53万8,000円の増で、内訳としまして、2節手当が47万1,000円の増、主な内容としまして、期末手当が33万9,000円増、扶養手当が19万8,000円増、住居手当が33万6,000円の減、児童手当が30万円の増となっております。なお、期末手当が増となったことについては、

休職中の職員の期末勤勉手当の計上方法に訂正があったためであります。

3節賞与引当金繰入金、繰入額9万8,000円 の増となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について。

支出。

1 款資本的支出、1項建設改良費12万6,000 円の減となっております。

2目拡張費12万6,000円の減で、内訳としま して、2節手当が6万5,000円の減で、内容と しましては、期末手当が6万5,000円の減とな っております。

3節賞与引当金繰入額が2万2,000円の減、 ります。

以上です。

〇村長 (比嘉孝則)

続きまして、議案第34号 令和4年度北中城 6 節法定福利費が3万3,000円の減となってお 村下水道事業会計補正予算(第1号)について。

議案第34号

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)について

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を 求めます。

> 令和4年6月10日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)

- 第1条 令和4年度北中城村下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによ る。
- 第2条 令和4年度北中城村下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益 的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入	_	
科目	既決予定額	補正予定額	=
第1款 下水道事業収益	365,595 千円	0 千円	365,595 千円
第1項 営業収益	119,307 千円	0 千円	119,307 千円
第2項 営業外収益	246,287 千円	0 千円	246,287 千円
第3項 特別利益	1 千円	0 千円	1 千円
	支 出	_	
第1款 下水道事業費用	362,095 千円	△2,443 千円	359,652 千円
第1項 営業費用	321,982 千円	△2,443 千円	319,539 千円
第2項 営業外費用	39,111 千円	0 千円	39,111 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「53,765 千円」を「53,674千円」に、過年度分損益勘定留保資金「34,014千円」を 「33,923千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収入	<u>-</u>	
科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	226,980 千円	0 千円	226,980 千円
第1項 企 業 債	64,100 千円	0 千円	64,100 千円
第2項 他会計補助金	110,300 千円	0 千円	110,300 千円
第3項 県補助金	52,580 千円	0 千円	52,580 千円
	支 出	-	
第1款 資本的支出	280,745 千円	△91 千円	280,654 千円
第1項 建設改良費	154,845 千円	△91 千円	154,754 千円
第2項 企業債償還金	124,900 千円	0 千円	124,900 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

ページをめくりまして、令和4年度北中城村 下水道事業会計補正予算(第1号)。

3条予算であります収益的収入及び支出の明 細、それから4条予算であります資本的収入及 び支出につきましては、詳細について、下水道 課長に説明をさせます。

〇議長(名幸利積)

上下水道課長。

〇上下水道課長 (伊佐秀樹)

それでは、議案第34号 令和4年度北中城村 下水道事業会計補正予算(第1号)について御 説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の主な内容としまして、令和3年人勧及 び会計年度任用職員の新任用による人件費の見 直しであります。

収益的収入及び支出について。

支出。

1款下水道事業費用、1項営業費用244万 3,000円の減であります。内訳としまして、2 目普及指導費60万1,000円の減で、内容としま しては、1節報酬60万1,000円の減となってお ります。

続きまして、4目総係費184万2,000円の減で、 内訳としまして、2節報酬が78万7,000円の減、 3 節手当が83万6,000円の減で、主な内容とし まして、会計年度任用職員の期末手当が47万円 の減、住居手当が32万3,000円の減となってお ります。5節法定福利費が20万円の減となって おります。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について。

支出。1款資本的支出、1項建設改良費9万 1,000円の減となっております。

1目管渠建設改良費9万1,000円の減で、内 訳としまして、2節手当が4万8,000円の減、

内容としまして、期末手当が9万8,000円の減、 児童手当が5万円の増となっております。

3節賞与引当金繰入額が3万3,000円の減、 5節法定福利費引当金繰入額が1万円の減となっております。

以上です。

日程第10. 報告第4号 令和3年度北中城 村繰越明許費繰越計算書の報告 について

〇議長(名幸利積)

日程第10. 報告第4号 令和3年度北中城村 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題と します。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

〇村長(比嘉孝則)

報告第4号 令和3年度北中城村繰越明許費 繰越計算書の報告について。

報告第4号

令和3年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和 4 年 6 月 1 0 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

令和3年度北中城村繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

								邓左东	Ž	生の財源	原の内部	5	
	款		項	事 業 名		金	頂	翌年度操越額	既収入	未収入物	寺定財源	én, b.J. Sec	
						採越領	特定財源	国県支出金	その他	一般財源			
				村勢要	厚覧印刷	別製本	<i>l</i> 1	80	4, 180				4, 180
		費			4, 180		4, 100				4, 100		
		総務管理 1 費		デジタ	ル社会	会形成	2,772		2,772				
2	総務費			整備法	まによる	る住民					2,772		
	NO 177 SQ		費	記録システム改修	2,112	2,112		2,112					
				委託費	Ť								
				北中城	材役場	易外構	70, 400		47, 657			16, 800	30, 857
				工事		21, 001				,			
3	民生費	1	社会福祉	非課務	世帯線	合付金	276,0	003	130, 741		130, 741		

			費							
5	農林水産	1	農業費	安谷屋第2地区か んがい施設工事	100, 846	100, 846		88, 130	7, 800	4, 916
	業費	3	水産業費	軽石対策事業	1, 935	1, 934				1,934
6	商工費	1	商工費	トラベルマートき たぽ原状回復工事	1, 121	1, 121				1, 121
		2	道路橋梁	熱田渡口橋調査測 量設計業務	7,500	7, 500		6,000		1,500
7	土木費	2	費	仲順地区用地分筆 申請業務	1,705	1, 705				1,705
		3	都市計画費	中城村・北中城村 共同のまちづくり 計画策定業務	5, 500	5, 500				5, 500
9	教育費	2	小学校費	島袋小学校校舎増 築工事	6, 500	6, 500			4, 700	1,800
合 計			478, 462	310, 456	-	227, 643	29, 300	53, 513		

ページをめくって、令和3年度北中城村繰越 明許費繰越計算書を調製しております。お目通 しをお願いします。

村勢要覧印刷製本費から島袋小学校校舎増築 工事まで11事業の繰越明許費の繰越計算書でご ざいます。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第11. 報告第5号 令和3年度北中城 村事故繰越し繰越計算書の報告 について

〇議長(名幸利積)

日程第11. 報告第5号 令和3年度北中城村 事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題と します。

本案について提案理由の説明を求めます。 村長。

〇村長 (比嘉孝則)

報告第5号 令和3年度北中城村事故繰越し 繰越計算書の報告について。

報告第5号

令和3年度北中城村事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和 4 年 6 月 1 0 日 提出 北中城村長 比 嘉 孝 則

令和3年度北中城村事故繰越し繰越計算書

(単位:千円)

				支出負担	左の	内 訳	支出負担行為	邓左曲		左の財源	の内訳			
	款	項	事業名	行為額	H H	73 司人		金中及繰越額	既収入	未収入特	定財源	一般財源	説	明
				门沟银	支出済額	支出未済額		床应负	特定財源	国県支出金	その他	州文 於 70年		
			中城アク										用地	交渉
7	土木費	道路橋		2, 519	0	2, 519	0	2, 519		2,015		504	が難	航し
ľ	工小貝	梁費	備事業	2, 010	Ů	2, 010		2,013		2,010		001	てい	るた
			VIII 7 X										め	

午前11時04分 散会

令和3年度北中城村事故繰越し繰越計算書。 内容としましては、7款土木費の2項道路橋 梁費、事業名として、中城アクセス線整備事業 でございます。支出負担行為額で251万9,000円、 翌年度に繰越額として251万9,000円、未収特財 として201万5,000円が国庫支出金、そして一般 財源として50万4,000円、これにつきましては、 用地交渉が難航したための繰越しでございます。

〇議長(名幸利積)

以上でございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。 以上で本日の日程は全部終了しました本日は これで散会します。御苦労さまでした。

	令和4年第7	回北中城	対議会	定例会	会議録		
招集年月日		令和 4	年 6 月	1 0 目			
招集の場所		北中城	対 議 3	会議場			
開閉会日時	開会 令和4年	F6月13日	午前10時	f00分	議長	名 幸	利 積
及 び 宣 告	散 会 令和4年	F6月13日	午前11時	f 10分	議長	名 幸	利 積
	議 席 番 号	名	出席 等別	議 番 号	氏	名	出席 等別
	1番 安里	道 也	出	8番	喜屋武	すま子	出
応(不応)招議員	2番 稲 福	恭 秀	出	9番			
及び出席並びに	3番 伊集	守吉	出	10番	比 嘉	義弘	出
欠 席 議 員	4番 大城	律 也	出	11番	山田	晴 憲	出
	5番 上 間	堅治	出	12番	比 嘉	義彦	出
	6番 金 城	高 治	出	13番	比 嘉	次 雄	出
	7番 比 嘉	盛一	出	14番	名 幸	利 積	出
会議録署名議員	4 番 議	員			城 律	也	
	5 番 議	員			上間堅	治	
職務のため議場 に出席した者の	事務局	長			と 嘉 直	也	
職氏名	議事係	長		ſ	中 村 静	香	
	村長	比 嘉	孝則	教	育 長		
	副村長	大 田	繁	教育総	務課長	玉栄	治
Ub 十 ウ 沙/ 沙+ 笠 1 0 1	総務課長		克彦		習課長	比 嘉	利彦
地方自治法第121条により説明の	企画振興課長		正一	建設	課長	安次嶺	正春
ため出席した者の	会 計 課 長	,	のり子	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	兼農委事務局長	瀬上	恒星
職 氏 名	住民生活課長		兼二		: 険 課 長	奥間	かほる
	税務課長		幸憲	学校教育	指導主事		
	上下水道課長		秀 樹				
	福祉課長		啓 二				
議 事 日 程	別紙のとお	3 B					

議事日程第2号

令和4年6月13日(月曜日)

- 1. 開議 午前10時00分
- 2. 付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1	議案第29号	北中城村議会議員及び北中城村長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例の制定について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第30号	都市公園区域の変更について	"
3	議案第31号	令和4年度北中城村一般会計補正予算(第1号)について	"
4	議案第32号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	JJ
5	議案第33号	令和4年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)について	"
6	議案第34号	令和4年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)に ついて	n

〇議長(名幸利積)

皆さん、おはようございます。これから本日 の会議を開きます。

開 議(午前10時00分)

日程第1. 議案第29号 北中城村議会議員 及び北中城村長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の 制定について

〇議長(名幸利積)

日程第1. 議案第29号 北中城村議会議員及 び北中城村長の選挙における選挙運動の公費負 担に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

〇12番(比嘉義彦議員)

北中城村議会議員及び北中城村長の選挙における選挙運動の公費の負担に関する条例の制定について質問したいと思います。

まず、選挙運動用自動車の使用の公費負担につきまして確認をしたいんですが、今、条文の中には候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までということでありますが、例えば、これまでの選挙の中でこの選挙の自動車というのは、沖縄警察署のほうで事前に検査というのがあります。それで、我々は事前に検査をして車を施工したりして、そこに看板を取り付ける。取り付けた後に、沖縄署で検査を受けて選挙のほうに臨むことになるんですが、その候

補者の届出以前のものは認めないのか。

それと、条文の中では選挙、候補者の届出が あった日からということになっているんですが、 やはり朝、当日は届出をしたり、前日、車のほ うもちゃんと配線だったり、その看板だったり ちゃんと準備をして臨んでいくんです。その件 については、どのようにお考えでしょうか。

それとですね、選挙運動のポスターについては、今その条文の中で1枚1,250円ということで金額が記されていて、そして法定掲示板、選挙管理委員が設置する法定掲示板、そこに掲示するポスターの分なのか、それと枚数は決められているのか、その2点についてお聞きします。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

1点目の日数に関してですが、事前準備の日数は含まれません。あくまでも、実質火曜日から土曜日までの5日間となります。これは、法律に明記されています。特にこちらが勝手に変えるものではございません。

2点目に関しては、法定掲示板のみの枚数と なります。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉義彦議員。

〇12番(比嘉義彦議員)

その選挙運動自動車の件について、事前のものについては認めないということでありますが、例えば、今1日当たりの金額が支給されております。それ上限を超えない範囲であったらできるか確認したいのと、例えば、このポスターの掲示につきまして、今恐らく村内では23カ所だったのかな。その枚数になると思うんですが、例えば、台風だったり、その9月の時期になると台風が発生したり色々とあるんですが、このポスターが破損されたり、そして落書きされたり、いろんな取替えが必要になったときに、枚

数はもう少し必要かと思うんですが、その点に ついてはどういうお考えかお聞きします。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

1点目、2点目多分共通すると思うんですが、 あくまでも日数掛ける安い金額、上限いかなければマックスまでではなくて、安い金額をもってやります。これ日数もそうですし、法定枚数もその金額になると思います。

以上です。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午前10時06分 休憩 午前10時06分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わりませ

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから議案第29号 北中城村議会議員及び 北中城村長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定についてを採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第29号 北中城村 議会議員及び北中城村長の選挙における選挙運 動の公費負担に関する条例の制定については原 案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第30号 都市公園区域の変 更について

〇議長(名幸利積)

日程第2. 議案第30号 都市公園区域の変更 についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか

上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

それでは、質問いたします。

都市公園区域の変更についてです。今回追加 という形で議案計上されましていますが、その 経緯ですね、説明詳しくお願いします。

〇議長(名幸利積)

建設課長。

〇建設課長 (安次嶺正春)

お答えいたします。

今回の場所につきましては、もともとアワセ 土地区画整理事業の範囲内にあったところでご ざいますけれども、その場所が墓地となってお りまして、その墓地の場合、中の御遺骨の移転 が整わないと補償ができないと。要は整理がで きないということがありまして、それについて 地権者と区画整理組合のほうでずっと協議が重 ねられてきたと。ユンヂチであるとか移転のタ イミングが事業期間中には間に合わないという ことがありまして、それで組合と地権者、村の 3者の中での取扱いとして、今回のその墓地の 分、もともと区画整理事業地内で換地を受ける 予定になっておりましたけれども、その換地予 定分を村が譲り受けると。通常、その購入費で 賄う土地を今回具体的な場所としましては、村 民体育館のあるスポーツエリアですね、あの一 画の中で換地予定の土地がございました。その 分の土地を村が譲り受ける。通常であると購入 で対応するところを、そのまま無償で一旦譲り 受けて、その代わりこの墓地のほうの調整が整った際に、そこを我々が保障するということがありました。 その等価交換のような形で整理をさせていただ くとそういう約束でこれまでやっておりました。 それが今回移転が整ったということがありまして、補償をするという経緯に至っております。

そのために、今回それが整ったということでもともと緑地として事業区域に入っていた。それを改めて追加区域として指定するという状況でございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

詳しい内容は分かりました。

地図いただいたんですけれども、この地図の中にもちょっと歯抜けというのかな。この周りまだまだ緑地になっていないところというのが見えるんですけれども、ほかにもまたこういった形で、まだ緑地、村のほうに換地というんですか。なっていないところ、これからもそういったものがあるのか、今回だけでこの整理組合の仕事の受け継いだのは終わるのか、この辺はどのようになっていますか。

〇議長 (名幸利積)

建設課長。

〇建設課長(安次嶺正春)

お答えいたします。

今回の箇所が最後残っていたというところで ございます。これで完了となります。 以上です。

〇議長(名幸利積)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから議案第30号 都市公園区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第30号 都市公園 区域の変更については原案のとおり可決されま した。

日程第3. 議案第31号 令和4年度北中城 村一般会計補正予算(第1号)に ついて

〇議長(名幸利積)

日程第3. 議案第31号 令和4年度北中城村 一般会計補正予算(第1号)についてを議題と します。 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

議案第31号 令和4年度北中城村一般会計補 正予算(第1号)についてお伺いいたします。 7ページをお願いします。

17款 2 項 7 目 1 節基金積立金、北中城村小学校工事ですね。これ減の理由は、地上デジタル放送無線の新しい事業にまわすということをお聞きしましたが、それによって小学校の工事が遅れるということはないんでしょうか。その予算的なものは、どういうふうな形で今後やっていくのかを伺いたいと思います。

次に、歳出の14ページをお願いします。

地域公共交通会計策定業務委託料とあります が、この委託先を決まっていたらお聞かせくだ さい。

続いて、下の喜舎場住宅地区の跡地利用検討 業務の内容等もお聞かせください。

よろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

金城高治議員のご質問にお答えします。

7ページの基金積立金、北中城村擁壁工事ですが、今現在は設計委託入っていまして、来年度から工事予定ということではあるんですが、財源についてはこれから企画と調整になるんですが、工事が遅れるということにはなっておりません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

金城議員のご質問にお答えします。

私は14ページ、2款1項5目のまず12節の委 託料です。 地域公共交通計画策定業務委託料ですね、この委託料先については、これから入札して決める予定となっています。

次に、喜舎場住宅地区の業務内容ですけれども、役場の隣のインターチェンジの返還予定が令和6年から、またそれ以降ということが決まっていまして、今、地権者会を通して説明会等を行っています。地権者のイメージをやるために、色々地権者の検討する絵を描いてみたり、地権者説明会をやってみたり、地権者アンケートと説明資料を行う予定となっています。

委託先についてもこれからということになっております。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

工事が遅れることなく順調にいくということで安心しましたけれども、やはり地上デジタルをするということで、それによって工事が遅れたらどうなるかなということで質問しました。

次に、今、委託業務で地域の公共交通機関が まだ委託先がまだ決まっていないということで すから、これいつ頃決まる予定なのかお聞かせ ください。

喜舎場住宅地の跡地利用検討業務は、大分返還のこの業務が、土地が大分縮小されたということを私聞いているんですけれども、そうではなく、この、これから地権者との業務の組み立てをするのか。縮小したことによって、どういった土地の利用ができるのかというのを検討するのか。その辺お聞かせください。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

まず、地域公共交通委託料です。この補正が 通ったら早めに委託先を決めたいと思っており ます。

次に、喜舎場ハウジング地区の返還エリアの縮小なんですけれども、村がもともとイメージしたのは、フルインターチェンジの中の大きな土地をイメージしておりましたけれども、日米合同委員会に示されたのが5へクタールの小さな土地です。今、地権者については、この返還がそのまま5へクタールでくることの想定をしたイメージ、または、フルインターチェンジのイメージ、両方とも対応できるようなイメージの中の検討業務を行っていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

委託会社が決まったらまた報告よろしくお願 いします。

今、5へクタールの土地が縮小されたということで、両方でできるような体制づくりをしたいということでしたが、返されたフルインターが北向けのETCインターができるということで、前に図面はできていたと思うんですけれども、それが丸々使えなくことになるのか。それとも、もう前のは使わず、この今5へクタールの返されたものに対しての図面をまた描くのか。その辺お聞かせください。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

一度フルインターチェンジの面積を知るために図面を描いています。今回、日米で示されたのが5ヘクタールという小さな土地の中で、一応防衛とも色々調整していますけれども、あんまりフルインターチェンジの話をすると、今、県道拡幅があって、これも含めてストップするんじゃないかと今言われていて、こちらとして

は、実際に返還が決まった場合に、面積どこでも対応できるような形のこの業務を発注して検 討していきたいなと思っております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

質疑の際には、款項目節を述べてください。 ほかに質疑ありませんか。

上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

それでは、続いて補正予算について質問いた します。

まず、歳入です。

9ページ、21款2項5目1節ふるさと応援基金繰入金ですけれども、こちらの充当先です。 あと、この基金なんですけれども、自分の思っているものと違っていたらごめんなさい。

寄附者が村の事業、教育とか、あと観光、また道の整備とかそういったのを指定して言っている基金なのか。それとも一括でもらって、村がどこにやるというのをやっている基金なのか。どのような形で積立てしているのかお聞かせください。

続いて、歳出。

14ページ、2款1項5目12節の委託料と、これ18節負担金補助金。先ほどの金城高治議員と同じ項目なんですけれども、質問の内容は、3月の予算委員会では、この地域交通議会を持たないと国の何か補助が受けられないという話で私は説明を受けているんですよ。それが、また今回委託になっている。これはどういう齟齬というか食い違いがあったのか、この辺説明をお願いします。

あと、22ページ。 3 款 1 項 1 目 10 節需用費の 抗原検査購入事業。これは、どこで使うことを 想定してやっているのかお願いします。

同じく、22ページ。3款1項1目18節負担金 補助金交付金のPCR検査等費用補助助成事業 です。教育機関という説明でしたけれども、具 体的にはどこの教育機関を示しているのかお聞 かせください。

あと最後に、39ページ。7款3項2目21節です。墳墓の補償費ですけれども、この補償費というのは、この墓だけの補償なのかちょっと私確認したら、ちょっと畑やっていたり、詳しいちょっと場所が分からないので、大体この辺だろうということで見てきたんですけれども、何か畑やっていたり、あと木も植えられていたりとかしたんですけれども、そういったのも補償に入っているのか。墓だけの移転の補償なのか、この辺お聞かせください。よろしくお願いします。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

上間議員の御質問にお答えします。

まず、9ページ。歳入21款2項5目1節ふる さと応援基金です。指定する基金なのかどうか ということですけれども、寄附する方が教育と か福祉とか指定することもできますし、村長に お任せしますという指定もできるということで、 指定する寄附金となっております。

次に、14ページの2款1項5目12節と18節、 委託料と負担金。当初予算で負担金で取って、 今回組み換えで委託料にしています。

実は、この公共交通会議という組織をまず持って、負担金として払えば国から2分の1補助ということがあったものですから、組織を立ち上げて負担金という形で組んでいました。ただ、今回各市町村、この公共交通会議の申請が国に出ておりまして、実際2分の1補助かなと思ったんですけれども、ふたを開けると260万円の補助。約20%と補助が低かったものですから、こちらとしては今回この負担金じゃなくて、新たにコロナ交付金を活用した10割補助の中で、この公共交通計画の委託料をつくるということを決めましたので、今回組み換えをしていると

ころです。

以上です。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

引き続きまして、22ページです。

歳出3款1項1目社会福祉総務費の中のまず10節需用費の抗原検査キット購入についてでございます。まず、抗原検査につきましては、この事業は村が行う相談業務とかいろんな各種住民を招いた事業がございますけれども、例えば、そのスタッフが接触者となってしまった場合に、速やかにその抗原検査をやることによって、村の事業を運営していくという目的で、まず村の事業に対する抗原検査を予定しています。

また、購入して現時点では福祉事業所、保育所とか高齢者の介護事業所とかについては県が今、抗原検査キットを配付しているんですけれども、それが仮にいつまで続くか分からない状況もありますので、そういった必要になった場面には、こういったストックしておく抗原検査キットを活用して速やかな検査体制が取れるかなというふうな感じで考えております。

続きまして、18節の教育機関向けPCR検査 等費用助成事業についてでございますけれども、これは昨年度も実施しておりますが、村内の医療、介護、保育施設等、福祉施設等に受け入れる実習生さん、県内の教育機関における実習生さんが、村内の施設に実習に来る際に、なかなかPCR検査、県の無料のPCR検査あるんですけれども、タイムリーに検査を受けられないという声がありましたので、引き続き、この助成する金額を確保することによって、村内の施設を安全に感染対策を取れるというのと併せて、福祉の人材、医療の人材を育成するためのその実習機能を維持するために、この事業を組んでおります。

概要としては以上です。

〇議長(名幸利積)

建設課長。

〇建設課長 (安次嶺正春)

それでは、私のほうから39ページ。

7款3項2目土地区画整理費の21節補償補填 及び賠償金、ライカム公園緑地墳墓補償費につ いてお答えいたします。

補償の内容といいますが工作物、これはお墓の分です。これ移転すると新しく用意する費用の分。それと、移転雑費、遺骨の移したりするときの費用。それと回送補償。祭祀を行うというものに対して補償があるということになっておりまして、現状で何か畑をされているとか、何か工作物があるというものは、新たな評価は行っていないということでございます。当時の評価で行うというものでございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

上間堅治議員。

〇5番(上間堅治議員)

それでは、再質問します。

まず、9ページ、歳入です。これ充当先聞いたつもりなんだけれどもまあいいか。

これ、皆さんからいただいた寄附金なんですけれども、こういったのはやはり公表とかするべきではないかなというふうに思っているんですけれども、今まで村は皆さんから集めたお金を例えばここにやってくださいという形でやっているけれども、じゃどういった形でやったのかというのも、この納税者も気になっていると思うんですよ。この辺の公表とかはどのような形でやっているのか、やっていないのか。この辺お聞かせください。

もう1つ。それと、こういった目的でやっているのなら、しっかり目的別で管理しないといけないと思うんですよ。今見たら、何か一括でやっているような感じなんですけれども、どのようにして管理しているのか、先ほど言った教

育なら教育という形で指定してきますので、こ の辺はどのような管理の仕方をやっているのか お聞かせください。

あと、地方公共交通会議は大体分かりましたけれども、コロナの臨時交付金使うという話でしたけれども、昨今ちょっとこのコロナ交付金、ちょっと目的外で使っているんじゃないかというふうに少しメディアのほうではあるんですけれども、この辺北中城ではしっかりした査定なり、しっかりした上のほうに聞くなり、そういったのはやっているのか。やっていてこの会議費を委託料にやっているのか。この辺をお聞かせください。

あと、22ページのPCR、抗原検査です。これは、ちゃんと確認してどのような形でしっかり検査の目的があるので、しっかりやっているかという確認で聞きました。ある程度しっかりやっているなというふうに思っているんですけれども、抗原検査の場合は、やはり薬局から買って薬剤師そういった方の説明を受けながら行わないといけないというふうにあるんですけれども、この辺はしっかり薬剤師でなくても、保健師さんなんかいると思うんですけれども、その辺の方がしっかり検査を指示してやっているのか、この辺をお聞かせください。

以上です。お願いします。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

まず、歳入です。 9ページ。

ふるさと応援基金、すみません、充当先ちょっと漏れていたので、今ちょっと言いたいと思います。

まず、公園の修繕がしおさいとイームイ公園ですね。あと、学校関係の社会科の副読本の作成。あと、北小のプールポンプの修繕。島小の雨漏り修繕、幼稚園の日よけの対策の充当とな

っております。

公表しているかということですけれども、公 表義務がありますので、ホームページと広報で 公表しております。

目的別で管理しているかということなので、 教育関係とか福祉とか目的別で管理していると ころであります。

次に、14ページのコロナ交付金で、今回地域 公共交通計画を立てましたけれども、例えば、 公共交通計画の目的内容ですけれども、コロナ 感染である程度影響を受けた、この移動ニーズ を対応するための計画ということで上げていま す。

当然、企画のほうで全体の上がってきたものを精査して、ちゃんとこれがコロナ交付金として充当できるかということも含めて、各市町村のコロナ交付金やった市町村別の各課に上げてありますので、似通ったもので住民対応できるものについて企画のほうでしっかり査定しているところであります。

以上です。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

私のほうから22ページの先ほどの抗原検査キットについてのご質問にお答えいたします。

抗原検査キットにつきましては、当初医師の 指導の下という条件があったんですけれども、 現在は、各福祉施設等で実施する際には、国の ほうが動画研修とかそういったツールを開発し てございますので、そういったものをちゃんと 受けていただければ、必ずしも医師がいる側で なくてもできるというふうな体制になっており ます。

そういったものの活用と、併せて村に保健師、 看護師等おりますので、そういった職員がまた こういった検査のサポートというか指導のほう に入る体制が取れるのかと考えております。 以上です。

〇議長(名幸利積)

ほかに質疑ありませんか。 大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

引き続き、質問をさせていただきます。

7ページ。15款1項1目5節、163万4,000円 についてお聞きいたします。

保険者機能強化推進交付金というのが出てき ているわけですけれども、これの活用内容につ いて伺います。

続きまして、8ページ。17款2項29目2節、 9,572万2,000円について、地方創生臨時交付金 新型コロナウイルス感染症対応、それの実施計 画について伺います。

続きまして、27ページ。3款2項1目19節、 2,445万円、子育て世帯生活支援特別給付金そ の他世帯とあります。支給対象者について伺い ます。それと、その他世帯とは、それについて も伺います。

それから、スケジュールです。給付金を5万円とお聞きしておりますから、その支給スケジュールについて、いつ頃から支給開始されるのか、予定されているのか伺います。

32ページ、4款2項1目12節、230万2,000円 についてお聞きします。

沖縄県海岸漂着物地域対策支援事業委託料というのがあります。その委託料の算出方法と一般財源のほうから75万4,000円支出となっております。それについて伺います。

それと、海岸管理者。北中城村のこの海岸線 1キロ余りあるようですけれども、そこの管理 者がどこになるのかお聞きいたします。

それと、その漂着量。その漂着量とそのどういう物が漂着している内容確認されているのか、その内訳。例えば発泡スチロールが幾ら、何キロとかそういうものがあればお聞きしたいと思います。

続きまして、34ページ。5款1項5目12節、 2,289万4,000円。安谷屋第2地区変更設計業務。 当初の設計と変更しなければならない現場の状 況を伺います。設計業務が変更ですから、第1 回目もあったと思います。二重払いになるのか、 それを確認をしたいと思います。

以上であります。お願いいたします。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

それでは、7ページ、歳入ですね。

15款 1 項 1 目民生費負担金の保険者機能強化 推進交付金についてでございます。この事業に つきましては、介護保険における介護予防とか 健康づくり事業をすることによって、その地域 における介護予防支援体制をさらに充実させて いくよう交付される事業でございます。

充当先といたしましてページ、23ページ、24ページにまたがります。 3 款 1 項 5 目介護保険事業費の説明の中で、括弧書きで保険者機能強化というふうな形でその事業を充当しております。

事業の内容といたしましては、ICTを活用 した介護予防の開発に向けたフレイル予防であ るとか介護予防事業対策を村で実施するための 事業費として計上してございます。

続きまして、3点目に御質問のありました27ページをお答えいたします。

27ページ、歳出。3款2項1目児童福祉総務費の19節扶助費です。子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯)についてでございます。その支給対象者といたしましては、まず、1つ目に児童扶養手当を受けられている受給者とそれ以外の令和4年度の住民税金等割が非課税の子育て世帯というふうな大きく分けて2つの対象者がございます。

まず、最初にお伝えいたしました児童扶養手 当世帯受給者につきましては、県が支給するこ

とになっておりますので、これは県の支給対象 となります。

今回補正で計上しておりますのは、児童扶養 手当以外の受給以外の令和4年度の住民税均等 割非課税の子育て世帯についてのものと、それ に準じるような形で今年度に入ってこの家計急 変された子育て世帯も一部対象が拡充されてお ります。児童1人当たり一律5万円を給付する 事業となっておりまして、まず、積極的に給付 するその住民税が非課税の世帯につきましては、 交付スケジュールといたしましては、今月後半 ぐらいにこのまず、対象となる世帯に通知を送 って、早ければ来月7月頃から給付したいとい うふうに考えております。

もう1つ、この家計急変世帯。ご本人さんた ちから申し出ていただいて、その給付金を交付 する業務につきましては、8月頃からの申請を 受け付けて9月頃の給付ができるような今計画 を立てております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

大城議員の御質問にお答えします。 私のほうから8ページ、歳入です。

17款 2 項29目 2 節地方創生臨時交付金新型コロナウイルス感染症対応ということで、9,572万2,000円を上げています。

これ各課から色々集めたものを今回24事業を やる予定で、今計画を立てています。歳出のほ うで事業名があって、その後ろに地方創生 (臨)と書いてあるのが、ここに充当されてい るということになります。

以上です。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

大城律也議員の4款2項1目清掃総務費12節

委託料、230万2,000円についてお答えいたしま す。

この事業は、国がこの美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海洋漂着物の処理等の推進に関する法律が、平成21年に交付され、それに基づいて沖縄県では地域環境保全対策費補助金ということで、海岸漂着物地域対策推進事業を活用して市町村と連携したそういった回収処理事業やモニタリング調査、普及啓発等の事業を実施しているところです。

今回、北中城村では本村における水産業生産活動拠点の周辺の海岸部環境美化事業を実施することで、水産資源や地域産業の振興、地域活動の場、教育の場の保護を目的として今回この事業費に計上しています。

主な事業費が、通常海ごみ回収処理184万 8,000円、そして、この普及啓発看板設置業務 委託料が19万円、そして、環境教育出前講座体 験学習委託料26万4,000円、これは幼稚園とか 保育園、そして小学校の学童等を対象に行って おります。

この地域の管理者は、沖縄県となっております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

では、私のほうからは34ページ。5款1項5目農地費の12節委託料について御説明いたします。

今回、安谷屋第2地区変更設計業務として、 2,289万4,000円を計上させていただいています。 この理由といたしましては、もともとかんがい 施設整備事業につきまして、調整池と言います か貯水池、水を貯めるプールみたいな形のとこ ろを計画していたところなんですけれども、実 際こちらに当たる土地に相続がちゃんとできて いなくて、相続の権利をお持ちの方にずっとこ れまで約4年間、ずっと交渉を続けていたとこ ろなんですけれども、やはり相続問題が整理で きないということで、県のほうと相談したとこ ろ、やはりこのかんがい事業自体を令和9年度 いっぱいまでには整備してほしいというふうに 指導を受けております。これを実際の工事に必 要期間を加味しますと、今回この貯水池の位置 を変更する必要が出てきます。そのため、この 見直しのために今回の費用を計上しているとこ ろでございます。実際、もともと当初設計業務 に関しましては、補助金をいただいて設計業務 を行っております。ただし、これを見直すとな ると、やはり単独費で対応する必要がございま すので、今回は単独費ということで計上してお ります。

以上です。

〇議長(名幸利積)

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

再質問させていただきます。

この7ページの163万4,000円、これ非常に大 事な項目だろうというふうに思っています。

今、我が村も超高齢社会に突入して来ている わけですね。そのためにもこの健康寿命をどう 延ばしていくかというのが、大きな課題になっ てきますので。そういう取組ですね、各自治会 連携をして取組を強化していただければという ふうに思っております。

それから、27ページ。

支給対象者の中に、例えば、令和4年3月31 日までに生まれる新生児、そういうこのお子さんとか、そういうのはどういう取扱いになるのか、再質問をさせていただきます。

それから、32ページ。

この委託料というのが230万2,000円計上しておりますけれども、そういう算出方法なのか。

それから、海岸が沖縄県とおっしゃっておりましたので、多分中部土木事務所、あるいは中部農林土木事務所その辺の管轄になるだろうというふうに思うんですが、一般財源で75万4,000円計上されておりますけれども、これ、それとは全然関係ないのかですね。

それから、漂着物、漂着量。これ、過去の実績を見て積算もしないといかんと思うんですけれども、その辺のこの過去の調査したものがあれば改めてお聞きしたい。

それから、34ページ。

これは、当初設計と今回の設計ですから、今 説明をお聞きしますと、二重に最初の設計業務 払って、また今度は地権者のいろんな課題があって場所変更とかなって、また新たな設計業務 として新たに支払いが発生して、今説明を受けるとそう感じるわけです。その原因は何かということですね。もし、そういう二重払いみたいになっていれば、私の感覚では設計前の調査不足。そこは地権者とのコミュニケーションの不足、そういう気がしてならないわけです。要するに、予算ですから最小にして最大の効果を上げる。これが当たり前のような、これ民間会社ではもう当然なんです。そういう状況です。もし、これが二重精算というのであれば、改めてお聞きしたいなというふうに思います。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

ページ、27ページです。

3款2項1目19節の子育て世帯生活支援特別 給付金(その他世帯)の対象でございますけれ ども、まず、令和5年来年の2月までに生まれ るお子さんも対象となります。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

大城律也議員の再質問にお答えいたします。

この事業は9割補助でございまして、残りの 1割が単費の負担となっております。この委託 料ですけれども、まず、これを発生抑制の看板 をまず委託して委託料で計上している。看板設 置をですね。そして、これも出前講座、やっぱ り環境教育をその辺を普及していくということ で、26万4,000円を予算計上している。

漂着物については、色々不法投棄のそういったごみとか、そしてプラスチック、そしてこの海岸沿いに北中城港周辺とか反対側のそういった部分の堆積している砂の撤去。細かい数字については、今後またこれも含めて個々で調査していきたいと考えております。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

34ページ。

5款1項5目12節の変更設計業務で、これは 二重計上じゃないかということでおっしゃられ ているんですけれども、実際この事業が始まっ た際、地権者への説明等はずっと随時やってき ていたところです。この業務というよりも事業 を実際スタートして、土地の関係者の方々へ説 明した上で、土地の今回対象となった相続が問 題とされた土地につきましては、現在その土地 の管理者と言われる方については同意を得てい たところです。

ただし、こちらが用地を買収しようとした際に、実際には相続がきちんとその方へ登記がなされておらずに、相続対象者が約25名ぐらいいらっしゃったんですけれども、その中の一部はまた海外にいらっしゃって、この方々への連絡と、あと合意の取付け自体にこれまで約4年間ほどかけてきたところではございます。

当時、土地の管理者とおっしゃられる方が同意をされていたということもありまして、当時

の担当者としては合意が得られているということを前提に、この事業を進捗させてきたものだと考えております。

今回、こういうふうにちょっと見直しをかけないといけない状況になったことにつきましては、大変当時の関係者も含めまして、やはりちょっと調査不足であったのかなということは感じております。

ただし、これまで第2地区のかんがい施設整備につきましては、もう既に工事も進んでおりますし、事業として今現在進捗率としては約40%程度進んでいるところでございます。

実際、こちらが変更設計業務を行わない場合には、完全に頓挫する形になりますので、やはりこういった最悪の状況は避けたいというふうに考えております。そのためにはやむを得ずこういった村単独費とはなりますけれども、これを予算としてお認めいただきたいと考えております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

税金ですから、何%補助とかの話はしておりません。私は。とにかく最小限の経費で最大の効果を上げるという思いで質問させていただいておりますので、こういう事例が今後発生しなければいいなというふうに思っております。

以上であります。ありがとうございました。

〇議長(名幸利積)

ほかに質疑ありませんか。 比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

34ページをお願いします。

今の大城律也議員の質問にも関連のところも 出てきます。

5 款 1 項18節から、副村長の説明も聞いては きたんですけれども、なかなか理解できないと ころがありましたので、18節の事業内容です。 上のほうから北中城村耕作放棄地解消事業から 農林水産消費拡大事業補助金、経営発展支援事 業交付金、農業水産経営対策事業交付金の事業 内容の説明、今一度よろしくお願いいたしたい と思います。

あと、5目の農地費の中で12節、何回も説明 も聞かせてもらっておりますけれども、設計変 更。いかんせん、大きな事業でありますので、 この農業振興のためにはぜひ完成させてもらい たいということがございます。県からの指導も 9年度までにはどうしても完成させなければい けないということがございます。この、貯水タ ンクの今、断念ですね。いわゆる地権者の何て 言うんですか。同意が最後まで得られない、2 筆ですか。そういうことがあって設計変更を余 儀なくされている。あと、次回の設計予定地で すか。タンクの予定地はもう決まっているのか どうかですね。

この第2かんがい事業は、一番大きなものは、 荻道教会前の大きなタンクはもう出来上がって おります。配管も各畑、地権者あるいは排水桝 ですか。それも出来上がっております。その辺 も含めて、この次回のタンクの予定地はもう定 まっているのかどうかです。この辺を聞かせて ください。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

比嘉次雄議員の御質問、34ページ、5款1項 18節負担金補助及び交付金の中のまず北中城村 耕作放棄地解消事業基盤整備地区外につきまし て御説明いたします。

これまで、北中城村におきましては基盤整備 が済んだところが耕作放棄地で、実際畑をやっ ていなくて木が繁茂しているような箇所につき ましては補助金の制度がございました。ただし、 今の北中城村の現状を見ますと、基盤整備地区 以外のところも耕作放棄地としてやはり樹木な いしは草木そういったものが繁茂しているとこ ろも散在されます。こういったところに対して、 やはり畑としてちゃんと利用できるような形を 村としても補助していきたいということもござ いまして、この基盤整備地区以外を対象としま して予算を取っていきたいということで計上し てございます。

続きまして、農産物消費拡大事業補助金、これも地方創生臨時交付金を利用したいというふうに考えて計上しているところでございますけれども、昨年度も実施いたしました給食センターに納品する品物につきまして、村産品を納入する際の差額、一般の八百屋さんとの値段の差額をこれで補塡して、できるだけ北中城村産品を給食センターの食材として利用してもらえるように、これも村産品の利用を促進するための補助金として利用したいということで計上しているところでございます。

続きまして、経営発展支援事業交付金これに つきましては、令和4年度に入りまして国から 新規就農者の育成総合対策ということで、予算 の補助メニューが告知されてきております。

これにつきましては、新規就農者が対象となるんですけれども、国が補助率に関しまして国が2分の1、県が4分の1、あと市町村が4分の1未満で、残った部分に関してはこの対象者が個人で負担するというような事業メニューになっております。

こちらにつきましては、新しく農業を始めたいという方について、やはり国としても応援していかなければいけないというところでございまして、今回村内の方なんすけれども対象者は。お一方がこの対象として、資格があるということで県からも内諾を得ているところでございますので、ぜひこういった新規就農者を応援していくためのメニューとして、これを計上して、

村としても応援していきたいと考えているところでございます。

続きまして、農業生産経営対策事業交付金につきましては、これも村内の事業者なんですけれども、これは沖縄県からの補助、県の単独費による補助金になります。これは内容としましては、農産物活用支援強化事業というメニューになっておりまして、実際これは各市町村で農業関係の六次産業関係を支援する補助メニューになっております。この件につきましては、県が2分の1を補助する。残った2分の1に関しましては、この補助対象者が負担するというような内容になっているところでございます。

続きまして、5款1項5目12節の安谷屋第2 地区変更設計業務につきましては、あくまでも 変更予定の候補地としてはございます。ただし、 まだ変更設計をやらないと実際どういう範囲、 規模こういったのも含めて、まず設計をやらな いとどこまでを対象とすべきかというはっきり した数字が出ませんので、あくまでも現在とし ては候補地はございますけれども、まだ確定で はございません。

現在、このある程度この範囲で収まるであろうという地主さんには、水面下というよりも情報として、今回こういった理由で設計変更を余儀なくされているという理由を話ながら、ちょっとお話を今進めているところでございます。 以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

18節の3番目、経営発展支援事業交付金と農業生産経営対策事業交付金、この件ついて同一の農家さんなのか。違うのか。

そして、その経営発展支援事業交付金の県からも国からも推奨されているということでありますので、もしこの数字を今回認定するというかそういうのができるとなれば、今出されてい

る品目等も参考になるのかどうかです。要する に、この我々が今受けようとしているこの交付 金の内容の中での品目はあるのかどうかですね。 伺います。

それとですね、12節委託料は、ここまできて それを頓挫させるというのは、これはもう大変 なことでありますので、ぜひともどうにかクリ アさせてほしいということがございます。最後 に候補地はあるけれども、設計変更がしなけれ ばここまではまたたどり着けないということが ございますので、ぜひともどうにか成功させて もらいたいと思っております。この件につきま しては答弁はよろしいです。上のほうです。

〇議長 (名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

再質問のほうにお答えいたします。

34ページの5款1項3目の18節の今回計上しております経営発展支援事業交付金及び農業生産経営対策事業交付金は、対象の農家さんは別の方です。それぞれ1名ずつが対象となっております。

対象内容の生産品目については、特に指定は ございません。ただし、特に経営発展支援事業 交付金につきましては新規就農の方でもござい ますので、こちらとしてもぜひ新規就農者の方 を応援してきたいというふうに考えているとこ ろでございます。

農業生産経営対策事業交付金については、あくまでも生産品に対する六次産業化に対する支援でございますので、これは県の先ほども申し上げたとおり、県の単独費での補助メニューとなっております。

安谷屋第2地区の変更設計業務に関しまして もやはり御懸念いただいているとおり、どうし てもこちらとしても進めていきたい。完成させ たい事業でもございますので、ぜひ御理解のほ どよろしくお願いしたいと思っております。 以上です。

〇議長(名幸利積)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから議案第31号 令和4年度北中城村一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第31号 令和4年 度北中城村一般会計補正予算(第1号)につい ては原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第32号 令和4年度北中城 村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について

〇議長(名幸利積)

日程第4. 議案第32号 令和4年度北中城村

国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから議案第32号 令和4年度北中城村国 民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい てを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第32号 令和4年 度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第33号 令和4年度北中城 村水道事業会計補正予算(第1号) について

〇議長(名幸利積)

日程第5. 議案第33号 令和4年度北中城村

水道事業会計補正予算(第1号)についてを議 題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから議案第33号 令和4年度北中城村水 道事業会計補正予算(第1号)についてを採決 します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第33号 令和4年 度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)に ついては原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第34号 令和4年度北中城 村下水道事業会計補正予算(第1 号)について

〇議長(名幸利積)

日程第6. 議案第34号 令和4年度北中城村

下水道事業会計補正予算(第1号)についてを 議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は 会議規則第39条第3項の規定によって省略する ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから議案第34号 令和4年度北中城村下 水道事業会計補正予算(第1号)についてを採 決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第34号 令和4年 度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号) については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時10分 散会

令和4年第7回北中城村議会定例会会議録							
招集年月日	令和4年6月10日						
招集の場所	北中城村議会議場						
開閉会日時	開会 令和4年	F6月14日	午前10時	f00分	議長	名 幸	利 積
及 び 宣 告	散 会 令和4年	F6月14日	午後2時	f 23分	議長	名 幸	利積
	議 席 氏 番 号	名	出席 等別	議 番 号	氏	名	出席 等別
	1番 安里	道 也	出	8番	喜屋武	すま子	出
	2番 稲 福	恭 秀	出	9番			
応(不応)招議員 及び出席並びに	3番 伊集	守吉	出	10番	比 嘉	義弘	出
欠 席 議 員	4番 大城	律 也	出	11番	山田	晴 憲	出
	5番 上 間	堅 治	出	12番	比 嘉	義彦	出
	6番 金 城	高 治	出	13番	比 嘉	次 雄	出
	7番 比 嘉	盛 一	出	14番	名 幸	利積	出
会議録署名議員	4 番 議	員		J	城 律	也	
	5 番 議	員			上 間 堅	治	
職務のため議場に出席した者の	事務局	長		Ŀ	上 嘉 直	也	
職氏名	議事係	長		作	村 静	香	
	村長	比 嘉	孝則	教	育 長		
	副 村 長	大 田	繁	教育総	務課長	玉栄	治
	総 務 課 長	喜納	克 彦	生 涯 学	習課長	比 嘉	利彦
地方自治法第121 条により説明の	企画振興課長	仲 本	正一	建設	課長	安次嶺	正春
ため出席した者の	会 計 課 長	喜屋武	のり子	農林水産課長	兼農委事務局長	瀬上	恒 星
職氏名	住民生活課長	楚南	兼二	健康保	: 険 課 長	奥間	かほる
	税務課長	玉栄	幸憲	学校教育	指導主事		
	上下水道課長	伊佐	秀樹				
	福 祉 課 長	喜納	啓 二				
議 事 日 程	別紙のとま	3 B					

議事日程第3号

令和4年6月14日(火曜日)

- 1. 開議 午前10時00分
- 2. 付議事件及び順序

日程番号	議	案	番	号		事	件	名	摘	要
1					一般質問					

一般質問通告書

順位	質問者	件 名
1	比 嘉 盛 一	1. 公営墓地
		2. 高齢者対策
2	比 嘉 次 雄	1. ヒマワリ畑の今後は
		2. 仲順ライカム線信号設置について
		3. 資源ごみ回収と委託契約について
3	喜屋武すま子	1. 投書箱(御意見箱)設置について
		2. コピー機とファクスの設置について
		3. 「北中城村民平和の日」を設けることについて問う
4	金城高治	1. 北中城村通学バスについて
		2. 資源ごみ収集運搬業務について
		3. 女性長寿日本一について伺う

〇議長(名幸利積)

おはようございます。これから本日の会議を開きます。開 議(午前10時00分)

日程第1. 一般質問

〇議長 (名幸利積)

日程第1.一般質問を行います。 順次発言を許します。 比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

おはようございます。

それでは質問をいたします。

今日は、公営墓地関連と高齢者対策のうちの 補聴器購入補助について質問いたします。

まず、公営墓地についてですけれども、1、 令和4年度の施政方針で、村民皆様の声をしっ かりと聞き、私の思い描く村民が主役のまちづ くりを進めていくとしておりますが、比嘉村政 が誕生してから1年半で、いかに村民の声を聞 いてきたか、具体例を問います。

2、生前の墳墓建立について、条例制定時に 問題提起をいたしました。

3月の一般質問では、過去5年分の村民申請は51件で、その中の生前墳墓建立があったかどうかについて追跡調査はしていないとの答弁でした。村民の声をしっかりと聞くという姿勢になっておりません。

そこで、再度質問いたします。

51件のうち生前墳墓建立は何件か、追跡調査の結果を問います。

3番目、3月から4月にかけて公営墓地の募 集がありました。その結果、相談件数は何件か、 そのうちに生前墳墓建立相談件数は何件あった か、同時にどのような対応をしたか、問います。

4番目、3月本会議で村長が約束した検討委員会の結果、生前墳墓建立について結果と経過

説明をしてください。議事録を請求いたします。

5番目に、3月議会で納骨堂については随時 受付をすると答弁がありました。しっかりと規 定に盛り込んであるか、問います。

次に、高齢者対策としての補聴器補助です。

令和4年度施政方針に、後期高齢者対策として生活習慣病の重症化予防とフレイル予防の介護事業を推進とあります。

フレイルを引き起こす原因は、1番目に身体、 2番目に心や認知、3番目に社会性の3つです。 難聴は社会性の欠如につながります。一般的に 高齢者の難聴は認知症リスクを高めるとされて おります。

そこで、提案いたします。

6、加齢性難聴者補聴器購入費の助成制度の 導入を検討していただきたい。

難聴障害者については国の助成があります。 18歳未満の軽度・中等度の難聴者は、本村を含め各市町村で取扱いを開始しております。

高齢者難聴助成制度については、那覇市が 2021年度8月に開始、南風原町が2022年度開始 予定、読谷村が検討中で2023年度開始見込みで す

その制度について、村長の考えをお願いいた します。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

では、比嘉盛一議員の御質問にお答えします。 まず、1番目の公営墓地についてですけれど も、村民の声を聞いてきたかという具体例を示 してくださいということですので、まず公営墳 墓地に応募したほぼ全員の方から、落選した場 合の対応の救済措置を設けるようとの要望がご ざいました。村としても追加抽選を検討してお ります。

それから、その他、村民の意見等徴した事例 としましては、村・県民税申告の事前予約制度 の導入、「農を活かした健康・福祉の里づくり 事業」の名称を村民公募、学童クラブ整備に関 する保護者との意見交換会、コミュニティーバ スやスクールバスの検討委員会、民生委員・児 童委員の指摘する危険箇所の改善、美崎地区に 存在する公園の管理運営についての住民との協 議、ロウワー・プラザ地区地権者組合のまちづ くりへの協力、少年野球関係者・中学校野球指 導者からの要請に対する協議対応、ライカム地 区のコミュニティー形成に関する協議、これに ついては今月ワークショップを予定しておりま す

私の思いつくままに列挙いたしましたが、その他各課でも、それ以外に住民を交えた事業を 展開したり、要望・意見等を徴する機会が多く あると思っております。

それから、2番目の質問ですけれども、生前 墳墓の建立追跡調査ですが、申請墳墓基数51基、 申請者48名となっておりますが、回答件数が43 件、生前墳墓建立は4件でございます。

3番目の生前墳墓建立相談件数等についての 御質問ですけれども、公営墓地募集の際の相談 件数、墳墓地生前建立についてですが、正確な 件数は把握しておりません。墳墓地生前建立は 何件かの問合せを受けております。

今回の募集については、募集要領に記載された、北中城村に住民登録のある者、祭祀を主宰する者、焼骨を所持している者、使用許可を受けた日から5年以内に墳墓を建てられる者となっておりますので、窓口や電話等で問合せがあった際は、今回の対象となる人について説明を行い、今回は受け付けておりません。

4番目に、村長が約束した検討委員会での結果、それから経過と、そして議事録の請求等についての御質問ですけれども、検討委員会での生前墳墓建立ですが、今回の50区画募集に対し88件の応募がありました。今回は特に必要とされる方が38件落選者が出ますので、生前建立に

つきましては時期尚早と考えております。

5番目に、納骨堂については随時受付をする と答弁したが、規定に盛り込んでいるかという ことですけれども、納骨につきましては、死亡 届を提出する際、対応は可能ですので、規則に は盛り込んでおりませんが、今後の募集要項等 には明記する予定でございます。

2番目の高齢者対策といたしまして、難聴者 に対する補聴器購入費の助成についてです。

難聴者に対する補聴器購入費の助成につきましては、障害者総合支援法に基づき、聴覚障害による身体障害者手帳を所持されている方に対して、補装具費として補聴器購入費の助成や軽度・中等度難聴の児童に対する助成制度がございます。

御質問にある、障害者手帳所持までには至らない難聴のある方に対する補聴器購入費の助成につきましては、介護予防や認知症予防の側面に加え、御本人のQOLを向上させる意味においても大変重要であると考えております。助成制度の創設に向けて検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

じゃ、再質問いたします。

まず、1番目の質問ですけれども、1番目の 質問は、どちらかといえば村長に対して大変失 礼な質問かもしれません。だけれども、これに は理由があります。

これは3月の公営墓地に対する質問で、村長の答弁は、村民に向けての答弁じゃなくて、課長の顔色をうかがっているように感じました。 そうだったので、村民党をうたう村長の答弁と 思えないような答弁が続いていたので、今回の 質問になりました。

今日の答弁からは、公営墓地を除いては村民

の声を聞く姿勢が感じられて、少々安堵してお ります。

続いて、生前墳墓建立についてですけれども、 今回の50基募集に対して88名の応募があったと いうことは、これだけすぐにでも墳墓を必要と する村民が大勢いらっしゃるということで、生 前墳墓建立については、答弁にもあるように時 期尚早ということで納得いたします。

それから、過去の実績に対する追跡調査については、担当課に大変御苦労おかけしました。 大変ありがとうございます。

結果は、43件の回答のうち生前建立は4件で、 10%ではあるが、状況がいろいろ違いますので、 これが即、村民人数の割合だということで、誤 解のないようにお願いいたします。

それから、今後の墳墓の募集についてですが、 1回目の公募では需要が供給を多く上回る結果 となりましたが、今後も同じような結果になる とは限りません。364区画が簡単に埋まるとは 考えられません。もし150基程度で応募件数落 ち着いた場合、公営墓地は空き地だらけになり ます。そのような状況になった場合に、生前墳 墓建立も認めていただきたいと思いますが、見 解をお願いいたします。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

比嘉盛一議員の再質問にお答えいたします。 今回は、本当に必要とされる方が応募件数を 上回って、そういう中で88件という、38名落選 が出て、また追加抽選を予定しております。

そして、この二、三年は、来年またユンヂチということで、その辺の募集状況を見ながら、 今後の生前建立ですか、そういった部分は、当 面この辺を様子を見ながら、またもし必要があ れば、検討していきたいと考えております。

〇議長(名幸利積)

比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

もしこれが相当余るようなことがあれば、ぜ ひ検討していただきたいと思いますので、よろ しくお願いいたします。

次、検討委員会についてですけれども、検討委員会については、3月の答弁では、3月いっぱいではっきり開催しますということで明言なさっていました、村長は。しかし、答弁とは違い、開催されたのは5月12日と大幅に遅れております。それ、理由は聞きませんけれども、その中で生前墳墓建立について議論がなされなかったことは非常に遺憾と思っております。

その議事録を見ますと、検討委員会の議事録、 委員会から生前予約についての発言があったも のに対して、事務局は時期尚早と答えています が、その後に委員長が、焼骨がないのに墓だけ 先に建てるのは、行政として認めていないと発 言しているんです。

条例制定のときから問題提起されている生前 墳墓建立ですよ。それが3月議会でも検討委員 会で、それについては検討すると約束された墳 墓建立ですよ。

しかし、検討委員会でそれに諮らないで、冒頭から認めていない発言というのは許し難い暴挙だと私は思っています。何のための検討委員会かと、大きな疑問が残ります。この点について説明を求めます。

これは委員長である副村長からお願いいたします。

〇議長(名幸利積)

副村長。

〇副村長(大田 繁)

比嘉盛一議員の再質問にお答えいたします。 検討委員会といいますのは、公営墓地運営検 討委員会でございます。そこでは、タイトルの とおり公営墓地をどのように運営していくかと いうことが主な検討委員会のテーマとなってお ります。 先ほどから説明がありますけれども、今回の 公募につきまして88件の応募がありまして、当 初のあれが50基でございますので、残り38名の 方の希望がかなえられなかったということもあ ります。そういうこともございまして、まずは 墓地を、墓を希望している方に優先的に使用を 認めていこうということであります。

その規則でございますけれども、使用を許可するに当たりましては、そういった規則を設けて許可を出すわけですけれども、公営墓地、公営でありますんで、今後長期にわたりまして墓地を必要とする方々が出てくると思われます。そのために、行政といたしましては、計画的に墓地の使用を提供していくということであります。

今、生前建立というんですか、予約といいますか、それを認めてしまいますと、そういった方々が殺到といいますか、そういった方々に使用を認めてしまうと、本来の目的である、必要としている方にはならないだろうということがあります。そういうことも運営検討委員会の中では議論したつもりであります。

そういう意味も含めまして、規則にのっとって運営をしていくべきじゃないかという趣旨でございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

副村長、今のは答弁になっていませんよ。

私が言いたいのは、3月本会議、参加しましたか、副村長。そのときに村長が答えましたでしょう。生前墳墓建立については、3月いっぱいに検討委員会開いて、そこで検討すると。

だから、これが検討されていれば、別に私は何にも言わないですよ。ただ、何でこういうのが出てきたか。88件もあったのに、今やる必要ないという感じの言い方ですよね。じゃ、この

結果から見れば、88件あったので、38名が漏れてしまったんで、やはり今は検討する必要はないんです。だから、3月にはと言ったら、それは分からないですよ。これを遅らせて、88件あったからやらないというのはおかしいですよ。

3月に村長が約束した、生前建立について検 討委員会で検討しますと言ったことについては、 副村長、どう思いますか。

〇議長(名幸利積)

副村長。

〇副村長 (大田 繁)

3月に開催と答弁ということでございましたけれども、実際5月に開催ということになってしまったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。

その中で、5月に開催されました検討委員会におきましても生前予約が出ましたけれども、 議論は運営についてが主でありまして、生前予約につきましては、先ほど答弁がありましたと おり時期尚早であろうということの内容でございました。

〇議長(名幸利積)

比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

副村長、村長の答弁を全く無視していますよ。 生前建立について検討委員会で検討しましょう と村長が答弁しているのに、これは結果だけを 見て、今する必要がないという感じですよね。 それじゃいけないんですよ、村長、約束したん だから。これは私に約束したんじゃなくて、結 局ライブ配信されていますから、全村民に約束 しているんです。それをやらんかったのが問題 なんです。

もうぜひ次やってほしいんですけれども、そこで村長に聞きたいんですけれども、これ、全然村民の声を聞こうとしていないと言われてもしようがないですよ。これについて、村長、どう思いますか。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

御質問にお答えいたします。

村として、前回の議会のほうで、当然生前予約というのは、墳墓地については検討の結果考えておりませんでした。それを生前予約は盛り込んでおりませんでした。

ですから、今後の公営墓地については、長期 的なスパンで埋めていくという感覚で我々は思 っておりましたので、生前予約すると、投機的 な目的でそれに参加する、応募する方々がいら っしゃるということが想定されましたので、今 副村長が申し上げましたように、当初からそれ は時期尚早だという感覚だ。

ただ、生前予約が今後必要ということで状況があるかもしれません。今議員がおっしゃったように、応募者が多いと、先ほどとちょっと食い違うかもしれないが、多いことによってそれだけ需要度が高いんじゃないかという、それに対しての生前予約をやることと、いや、多いからといって一挙にそれを受け付けるということについては、一気に埋まってしまうと。それはもう長期的なスパンで考えるようなものでなくて、すぐに埋まってしまう、投機的なそれが出てくるので、それを危惧してのものでございました。

だから、長期的で埋めたいという趣旨から、 生前予約をしますと短期的に埋まってしまうと いうことを危惧したものですから、それの話合 いになったと思います。

〇議長(名幸利積)

比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

結局、最初からそのつもりはなかったという ように聞こえますよ。

今、村長が投機的にされたら困るということ をおっしゃったんですけれども、私が提案した のは、例えば80以上に限るとか、85以上に限る とか、そういうことだったらいいんじゃないで すかと私言ったんです。

それから、比嘉義彦議員は、病気をしていて、 ちょっとこの表現違うかもしれませんけれども、 先が短い人、こういう人を認めるべきじゃない かというような提案しましたよね。だから、投 機的でない人を認めてくださいと言ったんです よ。

今後のことはさっき課長がもう答弁したんで すけれども、とにかく何年か後にもうこれ350、 まず埋まるはずないんですよ。

今回多かったのは、来年ユンヂチですよね。 ユンヂチの前の年に申し込んで当たっておかな いと来年つくれませんから、そういう意味で今 回多かったと私は思っているんです。

だから、2回目募集、検討委員会では2回目を今年度でやろうかということで提案出ている みたいですけれども、次からはそんなに増えな いと私は思っています。

そんなに埋まらなければ、ぜひ生前墳墓建立を認めてほしいと。だから、それを条件つけて、80でも低ければ、85でも90でもいいんですよ。どうしても必要になるだろう、近いうちに、そういう人たちに認めてくださいと言っているわけで、誰でも彼でも認めてくださいとは言っていませんから、ぜひ今後検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、次、納骨堂についてですけれども、 納骨堂については、当初はもう公募でしか決め ないということだったんですけれども、結局3 月の提案で随時に受付してくれという提案をい たしました。そうすると、そうしますという答 弁だったんですけれども、結局検討委員会でも これは随時受付するということになっておりま す。

それから、答弁には募集要項に明記するとしておりますが、本来これ、募集要項に書くべき

ものじゃなくて、規則に書くべきじゃないですか。

役場職員は、条例と規則によって仕事します よね。これ、募集要項に書いたら、今回の募集 と来年の募集、一緒じゃないですよ。担当課長、 仮に替わってしまいますと分からんくなります よ。だから、規則に書くべきだと思うんですけ れども、なぜ規則に書くと言わないのか、ちょ っと答弁お願いします。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

御質問にお答えします。

募集要項、要領等については、それは基本的には例規だと考えています。必ずしも条例、規則等が例規というわけではございません。我々がつくる募集要項も一つの例規でありますので、その募集要項にはっきりうたうということですので、一つの例規だと捉えております。

〇議長(名幸利積)

比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

募集要項はその都度違うわけでしょう。今回 の募集要項、来年の募集要項。だから、村長が 替わって、担当課長が替わって、皆替わってし まうと、後、分からんくなりますよ。

だから、何が基本になるかといったら、やっぱり条例と規則ですよ。だから、規則に入れない理由は何ですか。入れたくない理由がありますか。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

入れない理由はございませんけれども、ただ 我々が定める要項というのは単なる要項ではな くて、市町村が定める要領、要項については例 規ですので、これも一つの例規と捉えて理解し ていただきたいと思います。 ですから、それを変えることについては、慎 重に自治体としても審議するわけです。募集要 項は単なる募集要項という捉え方ではございま せんので、我々が定める募集要項も一つの例規 だと捉えていただきたいと思います。御理解の ほどお願いいたします。

〇議長 (名幸利積)

比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

募集要項も一つの例規として、何で規則を変えれば簡単なのに変えないのか、不思議なんですよ。

村長、規則に何て書いてあるか分かりますか、 このことについて。

〇村長 (比嘉孝則)

いや、記憶にありません。

〇7番(比嘉盛一議員)

5条にあります。

一応、答えていただけますか。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

第5条については公募について記してありますんで、その第6号で、その他村長が必要と認める事項、その公募方法、選定方法が記されていると思っています。

〇議長 (名幸利積)

比嘉盛一議員。

〇7番(比嘉盛一議員)

5条に公募と書いてありますよね。これに基づいて仕事するんでしょう。公募と書いてある。 募集要項には公募と書いていない。おかしいで しょう、本来、違ったら。

だから、何でこの規則を変えようとしないのか、不思議でならないんですよ。規則は決定になったらしいんですけれども、まだ広報していませんよね。いろいろ事情があるらしいんですけれども、広報する前にもう一度稟議し直して、

ここだけ変えればいいんですよ。納骨堂について随時受付しますと。なぜ変えないのかと、不 思議でなりません。

ぜひ今後、もうこれで終わるんだけれども、 検討していただきたいと。規則は重要ですよ。 規則に基づいて仕事するんですから、ぜひでき るようにお願いいたしたいと思います。

それから、高齢者難聴の助成についていきま す。

これ、その創設に向けて検討していくという 答弁がありましたので、再質問はする必要はも うないのかなと思うんですけれども、高齢者の 難聴は認知症のリスクを高めると言われている のはなぜか。私の経験から少し説明したいと思 います。

まず、難聴者は話の輪に入っていけないところがあるんです。例えば一対一で話をするとき、私が難聴というのは皆さん分かりますよね。だから、私の経験から言うと、難聴者は一対一の話の中ではできるんですけれども、3名以上になると意味が分からんくなってくるんですよ。何かおかしいですよ。本当に意味が分からんくなってきます。だから、話の中に入れんくて、輪に入れんくて疎外感を感じます。これが一番認知症リスクの高いものですね。

それから、聞き返し、あっ、あっと聞き返しますよね。一、二回はみんな言ってくれますよ。 三、四回聞き返すと、なーしむさということになりますよね。やっぱりこうなってしまうと、大きなストレスになりますんで、これも認知症リスクが上がるものだと思います。

それから、今朝もあったんですけれども、後 ろから声かけられたんですよ。比嘉さん、比嘉 さんと、声かけられたんだけれども、自分かけ られると思わんから返事しないわけです。だか ら、これ、やっていても返事できなかったんで すよ。だから、この前、以前にゴルフしている ときに、ある人が声かけているけれども、全然 聞いてくれない、あのとき自治会長していたんですけれども、自治会長はいばや一だと、人を無視していると、人をばかにしていると言われたんですよ。これが直接言われるんじゃなくて、人を通して彼がこう言っているよと、そう言われたんですよ。これも、こうすると非常に困りますよね。これがだから認知症リスクと、認知症につながるリスクがあるということですので、ぜひ制度を創設していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、私の質問終わります。

〇議長(名幸利積)

一般質問を続けます。

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

意外や意外、盛一議員が早めに終わってしまって、ちょっととうるばるしていますね。1時間かかると思っていましたので。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

ヒマワリ畑の今後についてですね。

北中城中学校の周辺、約1ヘクタールにヒマワリの種、緑肥、種をまき、遊休地解消をし、優良農地に変えて農業を盛んにするというプロジェクト、今まで進めてきましたが、そのヒマワリの花が真冬の花として一大まつりとして思わぬ反響を呼び起こしてきました。日本一早いひまわりまつりとして、全国版に発展してきました。

しかし、第7回目からは、行政主導として県営北中城団地南側の広大な場所に場所を移して第10回まで行ってきたが、いずれも成功事例はなかったと私は思っております。

その後について議会でも取り上げてきましたが、その後もいい結果を見ることができなかった。

現村長は、まつり実行委員会の中でも、今後 については開催しないと断言しています。 今回は、その後の広大な面積のヒマワリ畑の 跡地利用について行政はどう考えるか、伺いま す。

- ①面積、地権者数、賃貸料。
- ②原状回復について。
- ③番、有効利活用について。

次、仲順ライカム線信号設置について。

仲順の居酒屋吉嶺、人気ありますね、の前の 交差点、誰がどう見ても、この場所は交通量の 激しさ、そして危険と感じるのは承知のことで す。

今まで言われた回答は、その危険な目に遭っ た自治会側から所管の警察、ここで沖縄署での 要請で取り持つとの回答が常々でありました。

もちろん沖縄市側からの交通量の流れも大い にあるが、北中城村側からも他市町村への登校、 出勤も多々あり、事故が絶えないところである とも聞いております。

いずれにせよ、信号設置が望まれるところで ありますので、当局のお考えはどうか、伺いま す。

3点目、資源ごみ回収と委託契約について。 大型連休を挟み、雨の降らない回収日に資源 ごみ、古紙、古布、段ボール等、回収しない条 件とは。

また、新年度から委託契約業者相手が変わった理由をお伺いいたします。

1つ、回収しない条件とは。

2つ、今年度の委託契約相手方、契約に当たっての条件。

3つ、契約相手が変わった要因、金額等。

4、不法投棄パトロール委託契約について。 以上、3点を伺います。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

では、比嘉次雄議員の御質問にお答えします。 まず、1番目のヒマワリ畑について、面積、

地権者数、賃貸料についてですけれども、まず 面積が2万2,807平米、地権者数が8名、賃借 料は無償でございます。

続きまして、原状回復と有効利活用について、 この②番、③番をまとめて回答いたします。

遊歩道の砂利撤去と除草作業を行い、地権者 へ返還する予定であります。また、今後の予定 については、現在のところ白紙状態でございま す。

2番目の仲順ライカム線信号設置についてですけれども、当該交差点、居酒屋吉嶺付近は、 見通しが悪いことからカーブミラーを設置し、 視認性の改善に努めております。

御質問の信号機の設置については、令和3年3月24日付警察庁交通局長信号機設置の指針として、信号機の設置及び撤去の要件が示されており、現状においてはかなり難しいものと思われます。

なお、警察からいただいた情報では、当該交 差点において事故が頻発している状況は確認で きませんでした。

まずは、信号機の設置の有無とは別に、運転 手の皆様には、速度遵守や一時停止など、安全 運転をお願いいたしたいと思います。

それから、資源ごみの回収と委託契約についてですけれども、まず1番目に、回収しない条件とは、委件とはということで、回収しない条件とは、委託業者に8時から8時30分の間に、インターネットより確認サイト4社、ヤフー、気象庁、グーグル、NHK等からの予報を総合的に判断し、回収時間において雨が降っていなくても、回収中に雨が降り、回収した資源物がごみに変わるおそれがある場合は回収いたしません。また、洗濯物が1日通して干せるかも判断基準にしております。

2番目の、今年度の委託契約相手方、契約に 当たっての条件としまして、契約の相手方は北 中城村の一般廃棄物収集運搬許可業者です。 契約の条件は、村内より排出される資源ごみ を北中城村一般廃棄物処理実施計画に基づき、 適正に円滑な収集運搬ができる業者でございま す。

3番目の契約相手が変わった要因、金額等についてですけれども、村が提示した金額、令和 4年度予算額では受託できない旨の回答があり、 契約締結に至らなかったものがございます。

4番目に、不法投棄パトロール委託契約についてですけれども、村内の一般廃棄物収集運搬許可業者が行っています。

事業内容についてですが、夜間から夜明け、 22時から5時までの間で2時間パトロールを実施、月の回数のうち1回を深夜帯に発見した不 法投棄物の除去及びパトロール実施箇所ルート のポイ捨てごみの除去を行っています。

以上でございます。

〇議長 (名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

私からは、資源ごみ回収委託契約についての ③番目の金額についてお答えいたします。

今年度、資源ごみ回収運搬業務の金額は 1,870万円でございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

それでは、1つずつ再質問をしていきたいと 思います。

まず、ヒマワリ畑、面積は2万2,807平米、坪にしますと6,305坪ですね。地権者8名、賃貸料無償。

もう一つ聞きたいのは、契約は期間というの があるのかどうか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

比嘉次雄議員の御質問にお答えします。

契約期間を1月1日から12月31日、1年契約の更新をしています。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

1年契約でありますので、双方から申出が何 もなかったら、これ、継続ということで理解し てよろしいですか。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

その都度、契約していくということでござい ます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

その都度の契約ということでありますので、 分かりました。

まず、この広大な面積の6,300坪ですね。集積したことについては評価するところであります。

ただ、この7回、8回、9回、10回まで「ひまわり I N北中城」を開催していたわけでありますけれども、この今回の施政方針にもございました、あるいはまつり実行委員会の、もう開催しませんよというところの文章を読み上げたいと思います。理由ですね、できなくなった理由、終わる理由。

畑の状態は悪い状態なので、きれいに咲かせるためには畑づくりが不可欠。職員の技術では畑を整備するのは不可能。畑づくりには、耕運等は専門機関に委託して何度も耕す必要あると考えられる。担当の職員、会計年度任用職員は3名、耕運等委託せずに自分たちで行う場合は、

半年以上、畑仕事に費やさなければならない。 水源もないため、水をまくのも困難な状況。

そのとおりだと思っております。しかし、それは以前から我々議会でも私質問したんですけれども、指摘していることでありまして、なぜその場所に移動したかということも、また不思議な考えも持っていました。行政機関ではとてもじゃないけれども無理です。

それで、4回も行いました。多分に「ひまわり IN北中城」に費やした費用というのは1,000万円近くあっただろうと思います。それを最初から向こうに持っていかなくて、ほかの面に工面できたとも考えられます。

その辺を含めて、ただ、いい評価というのは、 先ほど申し上げました、この6,300坪を集積し たことは評価するところでございます。

そして、この契約の今途中なわけですけれど も、相手方には返還の旨を伝えているのかどう か、伺います。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

地主にはまだ伝えておりません。以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

もう終了するということでありまして、当然 その協議はしてほしいと思っております。当然 これからやるでしょう。

この2か年、利用してこなかった、まつりも 開催してきませんでした。現状どうなっている か、伺います。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

すみません、ちょっと現場を長い間見たこと はないんですが、草が生い茂っていると想定し ております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

返還すると、もう返していくということでありますので、次をどうしようかということも次からまた出てくるんですけれども、私は2回ほど現場見ているんですけれども、この2か年、あるいは最近の状況を見てみますと、もう雑草が1メートル、2メートル、中には湿地帯のアシが繁茂しております。2メートルぐらいなっております。そして、ススキも生えております。ネピアグラスというんですけれども、つる性で、これは除去するのはよっぽど大変な仕事だなと思っております。

そこで以前は、まつり終了後は農家に、春から夏、行政が次仕掛けるまでは、野菜農家に無償の提供をして野菜づくりをさせておりました。 品目はオクラです。

こういうことも踏まえて本当は考えてほしかったんですけれども、この今の現状をどう原状 回復していくのか、伺います。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

先ほども答弁しましたけれども、ひまわりまつり実行委員会として、歩道に砂利を敷いて、人が歩けるようにシートを多分敷いていると思います。それを除去して、草刈りして、ごみが落ちているのをごみ拾ってお返しする予定となっております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

現状を多分に把握していない。絶対見てくださいね。

その原状回復はどうするかと、今答弁の除草シート、あるいは草刈り等をして返すということでありますけれども、それでいいのかですねということ。原状回復とは、やっぱり以前の元のまま、あるいは向こうは畑でした。ですから、もう最低限はもちろん草刈り作業、あるいはトラクター耕運ですね。そこまでやってもらいたい。私がこの地権者だったらですよ。そのように望むのでありますけれども、そこまでできるのかどうか。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

地権者と話ししながら、どこまでできるか、 また予算も限られていますんで、検討していき たいと思います。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

今、課長出たんですけれども、予算ですね。 当然、それ相当の費用がかかってくると思って おります。

歳出はどこからやっていくのか。財源ですね。 伺います。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

今我々が想定しているのは、まつり実行委員 会の予算でやろうということで計画を立ててお りました。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

もちろんまつり実行委員会には残高も残っております。この費用からだと私の見方としては 捻出できないだろうなというふうに思っております。最低限の除草、あるいはトラクターの耕 運までやっていくということでの私の考えですよ、これを算出はできないということで。

ただ草刈りだけじゃ済まされないんだろうな 思っていますけれども、万が一、そのまつり実 行委員会の費用から足りなくなったらどうする のか、その辺まで含めて考えてほしいと思って おります。

今、課長言われたんですけれども、地権者と 協議して、どこまでやるかというのは、当然地 権者は耕してほしいんですよ。草刈りと、ある いは耕運までするというのは全然違いますから、 その辺もう一度、トラクター耕運までできるの か。費用は別にしても。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

今後の検討として、今、我々想定したのは草 刈りまでだったものですから、今日耕運の話も 来たんで、内部で検討して、また予算面も幾ら かかるのかも検討していきたいと思います。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

ぜひとも農家のために耕運までやってもらいたいということがございます。

それで、まず、この有効利活用するためには、 やはり行政としても、農林水産課の立場からの 意見ございましたら。

〇議長 (名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒星)

農林水産課の立場といたしましては、今先ほど企画振興課の課長のほうから答弁があって、現状まだ地主の方の意思確認ができていないという状況を踏まえましてお答えしたいと思いますけれども、農林水産課といたしましては、まず畑を畑としてちゃんと使える土地であるようにするのが、私どもの農林水産課としての仕事だと考えております。

現在、やはり耕作放棄地を解消していこうということで、今回も補正予算で認めていただいたところでございますけれども、やはりこういった土地、有効利用しにくいような土地をそのまま残すということは、私どもとしては大変不本意だと考えております。

そのために有効利用できるような回復の仕方を、同じ役場内でも別の業務に携わっているところではございますけれども、そういった形で私どもからはお願いしたいと思っております。 以上です。

〇議長 (名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

課長、ありがとうございます。

そのとおり、私もそう思っておりますけれど も、まず地権者の同意というのは返却の同意で すね。どう原状回復をしているのかの協議をや ること。

あと、農水サイドからの見方としても、県の活用する農地中間管理機構とか、あるいは農林水産課に置かれている農地バンクの活用、いわゆるマッチングまで、借り手、貸し手、今貸し手は決まってはいないんですけれども、この広大な6,000坪余りの土地を登録してもらいたいということまで協議してほしいということですね。そして、借り手のほうにマッチングをさせていく、農水サイドの仕事となるはずなんです

けれども、そこまでやって、近年村内でも、昨日も助成金、交付金とか、そういう決議もしたんですけれども、増えています。若い農業に携わる、男であれ、女性であれ、増えておりますので、その人たちのマッチングに対しての関心度も高いことがありますので、ぜひともそれらの方々の協議、実行までやってもらいたいということがございます。

あと、もう一つ提案したいことがございます。 提言したいことがございます。

これ、今北高前の荒れ地を令和3年、昨年度の2月に、北中城村「さとうきび増産プロジェクト」ということで、県、村、JA、ゆがふ製糖含めて、このプロジェクトをもって3,000坪、1~クタールの伐開、開墾、サトウキビ植付けまでで予算が116万3,000円かかりました。それ、伐開からですので、もしかして今の私が言っているヒマワリ畑にもその適用がなされる可能性は重々あります。

こういう予算も使いながら、ぜひともそういう計画、方向性を持ってもらいたい。これはもちろん当然行政として、農水の関連からも県とも調整しながら、「JAと調整しながら、できる可能性重々ありますので、この辺も方向含めていってもらいたい。

村長、いかがですか。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

この件につきましては、企画課長からも報告がありましたように、今後の所要額の検討については十分検討に値するものだったと思っておりますので、地権者との話合い、どこまで原状回復を求めるのか、要求するのか、そういった今分かりませんけれども、基本的には原状回復ですので、原状に復するということになると思っています。

それに係る経費については、当然我々として

措置すべきものだと考えますので、今後、今おっしゃったようなJAと生徒、あるいは県とのかかった経費等についても、十分しんしゃくしたいと思います。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

まず見られてくださいね。北高前の3,000坪のサトウキビ畑が、県とか、あるいはもちろん村もそうです。ゆがふ製糖、あるいはJA等含めて、すばらしいプロジェクトが実行されて現状がすばらしくなっておりますので、まず見られてください。

跡地利用については、ぜひとも今6,300坪の 団地前の農地を有効利活用してもらいたいとい うことが今訴えたいことでありますので、ぜひ それを実行させてくださいということでありま す。よろしくお願いします。

次、吉嶺前の信号設置についてですけれども、 その前に、担当課長、答え切れるんでしたら。 仲順側から高江洲邸擁壁、高い擁壁があります よね。あれを含めて、100メートルぐらいの吉 嶺の前の交差点まで、道幅が狭い、歩道がない、 ウオーキングする人がいっぱいいる、あるいは 登下校がいる。そういうことも含めて、それ、 拡幅とか、計画はもちろん今なされていないか もしれませんが、必要性はあると思いますので、 その辺の答えられるんでしたら、拡幅工事がで きるのかどうか。

〇議長(名幸利積)

建設課長。

〇建設課長(安次嶺正春)

お答えいたします。

確かに幅員が狭くて、歩行者が歩きづらいと いうところは認識をしております。

ただ、この件について過去議会でも何度も取り上げられてきたことかとは理解しておりますけれども、まず1つに、拡幅に当たって土地の

買収をどうするのかということで、恐らく私の 理解の中では筆界未定などもあったと思います。 それと、筆界未定と、あと墓地、墓がございま すので、その補償をどうするのかという問題、 さらにはこの区間だけではなくて、その周辺一 帯も含めた全体的な道路網、それをどうしてい くのかというところを総合的な判断が必要なの かなというふうに思っておりまして、そういた しますと、なかなか全体計画、大きな話になっ てまいりますので、今すぐということには難し いのかなと。いずれ将来的には考えていくべき 課題ではないかなというふうには理解しており ます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

なかなか中長期的なことになるかとも思うんですけれども、ぜひともあそこも本当に危険なところであります。墓の前とか、歩道がないとか、本当に今筆界未定の話もありましたけれども、その辺をどうにかクリアするところまでいってほしいと思っております。

それで、一番の困難の交差点は、どこからどう見たらいいのかということですね。まず、社協側からの裏道ありますよね、下から上がってくる。あそこには鉄筋業者が2軒あります。そして、水道業者が1軒あります。トンブロック工場が1軒あります。そういう人たちからの要望というか、願いもありまして、ぜひともここに信号設置をしてもらいたい。

なかなか厳しいというところあるんですけれども、できなかったら点滅信号とかですね。下から上がってくるのは赤点滅で、ライカム側から黄色点滅、旧幼稚園前から黄色点滅とか、注意喚起を促すようなことを、仲順側からも黄色点滅とか、ここは交差点ですよというのがぜひともやってもらいたい。

カーブミラーの設置がございますけれども、 そのカーブミラーも相当の利用価値はございま すよね、危険を回避するという意味では。ただ、 木々が覆いかぶさって見えなくなるような状況 が何回もあったということで、またそれも伺っ ているところであります。

ぜひとも、この辺もよく確認、パトロールで もしながら障害物の除去等もやってもらえれば いいと思っておりますので。

あと、もし信号が設置できるんでしたら、今、 黄色、赤の点滅の前に申し上げたかったところ がございます。安谷屋西入り口ですね。西入り 口からは、安谷屋側から出るときは感知器があ って、5秒の青がございますね、5秒間。そう いうことも設置の可能のところにつながるのか なと思っていました。

もちろん安谷屋側西から出る、部落から出る 車がなければ、そのまま県道81号とか高速から は全て青になりますので、全て青じゃないです ね、交互ですね、そういうことがございます。 できたら、これも最初に言いたかったことであ ります。5秒の青ですね。そして、それも無理 だったら、黄点滅、赤点滅ということになりま す。

そこを私が今言いたいことを申し上げただけです。それは担当課、なかなか厳しいということがございましたので、その辺は中長期的な改善の中で進めていただければというふうには思っております。

次、3問目に移ります。

ごみ委託契約について。

今回の資源ごみ委託業者の会社概要、名称、 事務所どこにあるのか、人員、法人内容とか、 伺います。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

ちょっと名称については控えさせていただき たいと思います。一般廃棄物収集運搬許可業者 ということで、今この人員は6名います。そし て、安谷屋に住所を構えております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

たしか行政の嘱託職員、令和2年度から変わりましたよね。そのときのことにちょっと戻りたいことがあって、その後の業者、資源ごみ回収業者は、名称は答えられますか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

特定されることなんで、ちょっと名称は控え たいと思います。そちらも一般廃棄物集運搬許 可業者でありました。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

情報として個人情報等が含まれることでした ら、またそれはそれでよろしいかと思います。

先ほどありましたけれども、以前は令和2年度から3年度までの業者というのは、1,500万円、1,800万円に増額されて、その経緯があるんですけれども、なぜそうなったのかですね。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

令和2年度のこの金額は1,550万9,999円でした。しかしながら、この令和2年度から新型コロナウイルスの影響で資源ごみの量が大幅に増大、そしてまた当初見込んでいた量と乖離が生じ、前年の金額ではちょっと収集ができないという、そういう業者のほうから申入れがあって、その中で1,870万円、約300万近く増額しており

ます。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

コロナ禍の中でごみが多くなったということ でありますけれども、実際、多くなっていまし たか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

ちょっと正確な数字、資料持ち合わせていませんけれども、古紙とかいった部分でごみ量が 多くなっております。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

そうですね、巣ごもりというんですか、そうなったら、当然おうちの仕事が多くなるだろう、そしてごみが多くなっていても理解はできます。 次、じゃ、なぜ令和4年度になって、その契約破棄ではないですけれども、新しい契約に変わったのか、伺います。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

令和4年度予算計上以前に、業務受託業者代表と協議しながら、当初予算は計上締切りまでに業務受託代表より委託料についてそういうちょっと返事がなくて、その年明け、提示された額が前年度より約300万円の増額の要求であって、そして収集量の推移より増額要求の根拠がない、そして令和3年度に少しまたごみの量も少しずつ落ち着いてきていたものですから、それについてはまたちゃんとした分析が必要ということで、そしてまた当初、こちらももう令和4年度の予算額しかないということで、そうい

う中で、もしもできなければ、また一般収集運搬の許可業者にそういう意向調査をして、1軒だけ自分たちはこの金額で大丈夫ということがあったものですから、そういう中での変更となっております。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

令和2年度、3年度からの業者というのは、 今、増額要求してきたということですよね。た だ、新年度予算の計上のときに、それ、間に合 わなかったものですから、現状で契約する相手 を探したということですよね。

それで、1,800万円から、その事業者はどれ だけの要求をしてきたわけですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

ちょっと正確な数字は手元にないものですから、一応300万円近くの増額の要求がありました

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

ということは、2,100万円ぐらいの増額要求があって、新年度予算に間に合っていないということなんですけれども、ただ要求の根拠というのは、そのときにもまたごみが多くなったということなのか、ほかに理由があったのか、伺います。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

この令和3年度におかれましては、確かにそ ういう数字的にもごみの量は増えていたんです けれども、令和2年度から3年度までは増えて きていたんですけれども、令和3年度はまた少 し落ち着いてきて、そういうあまり増えた、そういった量に対して、そしてまたちゃんとした 積算根拠もなかったものですから、積算根拠に 基づいて金額はやっぱりそういう中で廃棄物処 理法でもうたわれていますので、そのために今 回は契約まで至らなかったということになって おります。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

分かりました。

担当課の中では、令和2年度、3年度、4年度までのごみの量は、当初は増えたんだけれども、この1年はあまり増えていないということでの、じや契約は結ばなかったという理由も結びつくわけですよね。

分かりました。そういうことだったら、今回の契約が1,800万円で落ち着いたということに、新しい業者がここで委託契約を結んだということで理解いたしました。分かりました。

それで、次、不法投棄パトロールの業務委託 契約を結んでおります。契約と内容を、ここに ありはするんですけれども、つけ加えてもう一 度お願いします。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

夜間帯に5回、そして日中帯1回とし、日中 帯の業務内容として、夜間帯パトロールルート のあるポイ捨てごみ及び夜間帯に廃棄した不法 投棄の除去を行う業務を行っております。

そして、またもし不法投棄のごみがあれば、 主にそのルートの中でしおさい公苑方面が結構 ポイ捨てとか、そういうのがあるものですから、 そこを除去して、そういった片づけることとな っております。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

聞いたと思うんですけれども、金額幾らで契 約したのかですね。その金額の根拠は。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

金額につきましては、パトロール49万7,000 円となっております。

この根拠につきましては、後でまた調べてお 答えしたいと思います。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

再質問に当たって、1番目に再質問するつもりだったんですけれども、これ、私のほうからちょっと抜けておりますので、答弁願いますね。

最初で申し上げた資源ごみの回収しない理由 というのを、ああ、そうかということもありま す。これ、村民に周知徹底するということを、 なぜ収集しないということがあるのかというの を村民に周知するために、いま一度お願いしま す。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

この回収の条件は、取りあえずホームページ、 そして村の広報等にも掲載しております。

その中で、やはりまだいろいろ仕事の勤務時間が早い人とか、そういった部分にいろんな御意見も結構あります。そういうのはまた自治会長会等にも認識を一緒に共有しながら、今後そういう中で周知徹底に努めていきたいと考えております。

〇議長(名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

ぜひとも村民が惑わないように、あるいは適 切な情報を流せるように、その辺をやっていた だきたいと思います。

さて、最後になりますけれども、答え切れないかもしれませんね。

令和2年度まで嘱託職員での資源ごみ回収が行われていました。以後、予算措置削減の理由で、一方的に雇い止め、あるいは首切りとなったかもしれません。6人の身分の保障、6人の業務は、村民のため、彼らは村道を熟知しているということで仕事も早めに終わっていました。それで、その後の時間を村道の草刈りとか、あるいは台風時の倒木等の撤去、様々なことをやっていました。

行政として、もう少し指導・助言を彼らに与 えて資源ごみ委託回収契約まで持っていけなか ったのかどうか、村長、伺います。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

お答えします。

基本的には、一般廃棄物の処理業者等については、もう頻繁に替える必要はないなと。ある意味では、頻繁に替えること自体が住民サービスの低下につながると考えておりますので、できるだけこれは同じような業者で、熟練した方々を使ったほうがいいという感覚がございます。

ただ、今おっしゃったように、経営方針が変わって、それをじゃ嘱託のほうから法人委託のほうに持っていった場合、ここに法人組織を結成しなくちゃいけないわけですから、村としましても、ただ簡易的なNPO法人とか、そういったところでも十分可能だと思いますので、そういった契約については法人との契約になりますので、法人を組織するような指導もまた必要かと思いますので、今後はそういった面も考えていきたいと思います。

法人格とか、そういった指導等についても、 またこれは商工会等とも指導が可能だと思いま すので、行政としてはそのほうにつなげて、法 人格を有するような組織に持っていければと考 えます。

〇議長 (名幸利積)

比嘉次雄議員。

〇13番(比嘉次雄議員)

そういうことはあってはならないということが私の考えでありました。

彼らもいきなり、いきなりではないとは前課 長も言っていたんですよ。 2年前からそういう 状況を報告しながら、その対処を取ってきま したとは言っていますけれども、切られた本 人たちはいかに思っているのか、それも踏まえ て。

村長も、今新たな委託業者、一般廃棄物とかですよ、ごみ収集業者等を指導するために、県への出向を踏まえて、その辺の法人組織をつくるように仕向けた、あるいは努力したということも伺っていますので、その辺も本当は彼らにもそういうふうな条件等踏まえながら指導を助言してほしかったということが、今私の考えであります。

答弁はよろしいです。終わります。 以上です。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午前11時16分 休憩 午後 1時00分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

一般質問を続けます。

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

それでは、通告に従いまして、一般質問を3 点いたします。

1点目は、投書箱(御意見箱)の設置についてです。

2点目は、庁舎内にコピー機とファクス兼用

の機器を置いてほしいというお願いです。

3点目は、北中城村村民平和の日を設けることについて伺います。

まず1点目、投書箱(御意見箱)の設置について。

以前、役場第2庁舎入り口近くに投書箱(御意見箱)が設置されていましたが、現在は設置されていません。なぜ投書箱がなくなったのか、その理由をお聞かせください。

投書箱は、村民の皆様からの村の業務に関する意見や苦情などをいただき、よりよい村づくりに生かすための制度ではないでしょうか。村民の皆様とともに共同のまちづくりを進めていく本村にとって、村民の声を聞く投書箱の設置は必要だと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

2点目は、コピー機とファクスの設置についてです。

今や多くの村民が携帯電話を保持し、固定電話を使用している方は少なくなりつつあります。 自宅にコピー機やファクスを備えている住民は そう多くありません。また、メールのやり取り もまだ少数派です。

住民は役場などの手続に何かと書類のコピー、 写しを求められたり、関係機関にファクスを送 るなどの場面にあったりします。

住民のニーズに応えるためにも、住民生活課のあるロビーにコピー機とファクスを備えて、 住民の利便性を図ってはどうでしょうか。当局の見解を伺います。

3点目に、北中城村民平和の日を設けること について伺います。

沖縄市や北谷町、南風原町、与那原町では、 市町村平和の日を設け、平和事業を推進し、平 和への新たな誓いを実施しています。本村も平 和を希求する村として、地球上からの核廃絶を 求め、北中城村非核宣言都市をうたっておりま す。また、平和を守る北中城村民の会を結成し、 村民の平和に対する意識の高揚を図って平和活動の歴史を刻んでおります。

だが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大やロシアのウクライナ侵攻で、私たちは改めて命どう宝の精神に思いをはせています。

二度と沖縄を戦場にさせてはいけないために も、例えば北中城村民平和の日を設け、これま で以上に平和への希求を求める必要があるので はないかと考えます。村当局の見解を問います。 以上です。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず、投書箱についてでございます。

投書箱については、現在も以前と同じ場所に 設置されていますが、来庁される方への新型コロナウイルス感染拡大防止のための看板、設置 された注意喚起看板の裏に隠れているところで ございまして、これについては看板の位置を移 動させる等、処置したいと考えております。

2番目の投書箱の必要性について、当局の考えということですので、投書箱は住民の皆様からの御意見や苦情など広く聞き、よりよい村政運営に生かすための手法だと考えます。今後も投書箱の設置は必要だと考えております。

2番目、コピー機とファクスの設置についてです。

本村でも、来庁者へのサービスの一環として、ファクス機能はありませんが、有料のコピー機を第2庁舎2階、健康保険課前に設置してございます。

それから、北中城村民平和の日を設けること についてでございますが、本村でも憲法記念日 に合わせて平和を守る北中城村民の会、国際的 な反核・軍縮の世論が高揚した1983年5月3日、 憲法記念日に結成されました。そして、結成以 来今日まで、地道に平和を守り育てる活動を展 開しています。

コロナ禍以前は、毎年、平和講演会等を実施 しました。戦争に反対し、平和を守るために、 県内の重要な節目には村民の会の旗を掲げて積 極的に参加してきました。

また、次代を担う子どもたちに平和絵画・作 文募集や、沖縄戦追体験学習、長崎平和学習の 旅など、平和について考える機会と学習の場を 提供し、平和の担い手を育てる活動を続けてい ます。

今は特定の日を平和の日として制定していませんが、広く意見を徴して検討していきたいと考えます。

〇議長(名幸利積)

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

御答弁ありがとうございます。

それでは、まず投書箱の設置について伺います。

確かに投書箱はあります。しかし、全然見えませんし、そこは全部はばかって、足の踏み場もないぐらい、ずっと奥のほうにも行けない。これで投書箱と言えるんでしょうか。まるで、もうこれは皆さんが投書箱は別に入れなくてもいいですよという感じのメッセージにも聞こえます。

あれは急いで改めてほしいんですけれども、 やはりコロナの事業とこの投書箱というのは、 事業は別問題なんですよ。一緒ではありません。 だからといって、あれを置いていたら、本当に 醜態と言うよりほかありません。もう村議会議 員もぜひ見てほしいんですけれども、あれでは 村民に笑われてしまうと思います。

村民を大事にしていないのかなと、私として は投書をしなくてもいいのかなというぐらいに、 もう本当に思える人もいるかもしれません。

早めにあれを改善してほしいんですけれども、

いかがですか。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

すま子議員御指摘のとおり、確かに投書箱、 見えないような状況になっています。

早急に設置場所、設置場所というか、看板だったり、検温計をどちらかの適当な場所に移動させて、投書箱が村民の皆様から見えるような 状況にしたいと考えております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

喜屋武すま子議員。

〇8番(喜屋武すま子議員)

投書箱を設置するにしても、明らかに投書箱があるよというメッセージは送っていいんですけれども、やはり投書箱というのはあからさまに置いちゃうと入れにくい。人に見られたくないという方もいるわけですね。

例えば北谷町の役場に行きますと、入り口があって、そして左手のほうが死角になっていて、そこに電話と、それから投書箱があるんですね。だから、そこに入ったということもほとんどの人が知らないぐらいの、非常に何ていうか、きめ細かい思いやりというのか、そこもありますので、やはり設置する場所は、明らかにここにあるということが分かって、そしてやっぱりある程度のプライバシーが守られるようにしてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

第2庁舎に関しましては、現在、今すま子議員がおっしゃっているプライベートが確保されて、なおかつ設置場所が明確に分かる場所というのが少し、今ちょっと頭に思い浮かばないんですが、できるだけそういった場所があれば、そちらのほうに設置位置を変更できるのかなと

検討したいと思います。

〇議長(名幸利積)

喜屋武すま子議員。

〇8番(喜屋武すま子議員)

ぜひ、そこら辺はやはり配慮していただいてやってほしいと思います。

それから、これまでいろいろ投書箱があった んですけれども、できましたら過去5年間、ど ういう状況だったのか、あるいはどんな要望や 苦情とかがあったのか、もしお分かりでしたら 答えてほしいと思います。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

投書箱、過去5年に限った時期であれば、1 件ございました。

内容につきましては、職員の態度であったり という苦情が少し寄せられてございました。 以上です。

〇議長(名幸利積)

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

そういうものは職員に通知をして改善を図っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

そういったお問合せ、苦情などがございましたら、投書箱に限ったことではないんですが、ホームページ上であったり、直接そういったお声が聞こえると、庁議あたりを通して、もしくは直接上司の課長のほうに一言申し添えて、そういった職員の指導を行うように伝えてございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

職場を改善しようということで、皆さん一生 懸命やっていらっしゃると思っております。あ りがとうございます。

それから、投書箱という事案があるんですけれども、やはりこれを投書箱がありますよとか、 役所に対して要望とか御希望とか、あるいは苦情等がありましたら、もちろん投書箱もそうですけれども、ファクスやメール、電話でもできますよということで、市町村によっては広報に載せているところもあるんですね。だから、そういう周知も必要かなと思いますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

広く村民の意見を取り入れるという意味では、 そういった周知活動は必要なのかなと思ってお ります。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

喜屋武すま子議員。

〇8番(喜屋武すま子議員)

ぜひ広報等にも、1年に1回でもいいですので、そういう役場に対して何か苦情や、あるいは要望、あるいはこうしてほしいとか、改善してほしいというのがありましたら、投書箱はもちろんですけれども、ファクスやメール、電話でも受付しますよということをぜひ村民のほうにも周知していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に2点目のほうにいきます。

コピー機とファクス兼用のものを設置して、 先ほど理由も言いましたけれども、やはりファ クスとかコピー機というのは、結構役所の業務 の中で求められることも多いんですね。ですか ら、やはり住民のサービスという意味で、結構、 各市町村行くと受付のほうにあったり、あるい は住民生活課の近くにあったりしているんです ね。現在、結局は国民健康保険課のほうにある ということなんで、私も確認しましたけれども、 本当に初めて知りましたけれども、そこはやは り福祉課と健康保険課のほうが使う率も高いか もしれません。しかしながら、住民生活課であ るとか、税務課に来る住民というのは分からな いと思います。

これで本当に、そのコピー機を使いなさいということではないんですけれども、それは別問題としましても、やはりこういう御時世の中で行政は最大のサービスと言われておりますので、ファクスとか、あるいは、もちろん有料ですよ、コインを入れて使うものですけれども、ファクス兼コピー機があったら住民が大変助かるのではないかと思っておりますけれども、そこのほうも空きがありますので、そこに置いていただければ、住民が非常に助かるんじゃないかなと思うんですけれども、それについて御意見を伺いたいと思います。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

確かに別庁舎、別棟になっていますので、住 民の方にコピー機が必要だということが生じれ ば、今ある場所をちょっと案内してはいるんで すが、どうしてもお体の不自由な方だとかがい らっしゃいます。そういったときには、職員が コピーを取りに行ったりしているような状況で はございます。

ただし、どこに設置するかの問題、台数の問題もあるんですが、あと設置して大分コストが 1台当たりかかります。それに見合うだけのプリント量があるかというのを一度監査のほうで 指摘されたことがございます。これは教育委員 会にいるときなんですが、それも見ながら、設 置がいいのか、もしくは庁舎内でコピーのサー ビス、例えば住民課であったり、税務課にある 業務用のコピー機を使って取ってあげる。その 代わり、料金は1枚10円ですよという、券売機 のほうで買ってやるのがいいのかというのは、 検討する必要があると思います。

〇議長(名幸利積)

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

住民サービスというのは、やはりただ費用対効果では収まらない部分もあると思うんですけれども、とにかく住民のサービスの向上に努めていただけるようにいろんな検討していただいて、どこに置いたほうがいいのか、また新たに設置したほうがいいのか、それを十分に考えて、とにかくそういう福祉、住民のニーズに応えていただけるように、住民が困らないように、写しが必要ですよといったらコンビニまで行かないととか、そういうことがあったら、もう高齢者にとっては、車も持たない高齢者は特に大変なんですよ。

ですから、やっぱり役場のほうで必要があれば、そこのほうでファクスなり、あるいはコピー機が使えるような環境を整えていただければと思います。ぜひ再度、御答弁お願いいたします。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

コピー機の設置場所及び台数については、今 後、少し話をしたいと思います。

ただし、ファクスに関しましては、これ、一般質問がございましたときに、各担当課というか、住民課、税務課、健康保険課などに確認しましたが、なかなかファクスを御利用されるというお客様、住民の方、そういったニーズは聞いたことがないというので、今いろいろ調べてみますと、コンビニでもファクスは通信費が1枚50円だとか、そういった設定があるんで、私たちもコピー機にファクス機能をどうしても備

えてしまいますと通信インフラも整備しないといけませんので、かなりのコストがかかります。ファクスについては現状難しいのかなと思っています。

以上です。

〇議長(名幸利積)

喜屋武すま子議員。

〇8番(喜屋武すま子議員)

やはり行政は最大のサービスと言われておりますので、各市町村がどのようなことをしているのか、それも参考にしながら、コピー機で足りるというのか、本当にニーズがないのか、恐らく、これまでに1階のほうでもそうですけれども、2階のほうにコピー機がありますよというものは、表示なんかはなかったと思います。

恐らく国民健康保険課とか、こういう課に行って何かコピーを求められたりした住民は分かると思うんですよ。大方の住民は恐らく本当に分かるのかなという、だから、そういうものを徹底して、どこどこに何があるということを表示していただければ大変ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に移りたいと思います。

北中城村平和の日を設けることについてなんですけれども、これについてはやはり条例を制定しないといけないとか、いろいろ出てくると思います。あるいは、また検討委員会を持たないといけないとかということがあるかもしれません。

ぜひ、この御時世、やはり戦争の足音が聞こえてきております。離島には、南西諸島にはミサイルを配備して、沖縄の環境は非常に悪くなっております。本当に毎日新聞読みますと不安、ウクライナとロシアの戦争があったりして、新聞に毎日掲載されて、人々は不安を感じております。

やはりぜひ私たちが平和をつくっていくんだ、 命どう宝という精神で村民が結束して、この島 を戦場にしない、この島に戦争があってはいけないということの意思を確認する意味でも、やはり平和を希求しないといけないと思っております。ですから、この平和の日を設けることによって、村民が平和に対する思いを持ちながら、平和行政を進めていくという意味では非常にいいかと思います。

ぜひ平和の日をつくるに当たって前向きに検 討してほしいと思うんですけれども、村長、そ れは検討するとは言っているんですけれども、 前向きな検討なのか、それは今のところ分から ないというのか、それは推進する意味での前向 きなのか、御答弁をもう一度お願いします。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

本村には予算のほうに平和費目がございまして、これは自治体の中でも珍しいケースでございます。

そこで、北中城村は平和についてはかなり盛んな平和行政を展開しているというものと思いわれている。歴代の村長の皆さんが、ずっとそれを堅持しておりますので、私もそれをぜひ堅持していきたいと。

そこで、村の平和の日、これについてはこれから、北中城で何でなかったのかなという気もいたしますけれども、これから次年度の制定になるか分かりませんけれども、まずは制定委員会みたいなのの組織をつくります。組織しまして、そこからの答申等もあって、平和の日の制定という結びつきが出てくると思いますけれども、そのような展開を図っていきたいと思います。

〇議長(名幸利積)

喜屋武すま子議員。

〇8番(喜屋武すま子議員)

そういう具合にして、沖縄市民平和の日を制 定したそのときに、現在、北中城村の村史編さ んの中に当時沖縄市で担当していた今さんという方と村出身の恩河さんという専門家の方がおりますので、ぜひこの方たちの意見も聞いたりして、ぜひ委員会をつくるなり、策定するなりして、もう彼らは長い間のベテランですので、そういう方たちの御意見も参考にしながら、ぜひ推進していってほしいと考えております。よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午後 1時23分 休憩 午後 1時24分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

一般質問を続けます。

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

通告に従い、一般質問をいたします。

今回で、個人的なものですけれども、私が一 般質問するのは最後だと思いますので、どうぞ よろしくお願いいたします。

では、一般質問やりたいと思います。 北中城村通学バスについて。

今年度の3月議会での基金条例で、議案にありました北中城村通学バスについて予算が上がってきましたが、その後どのようになっているのか。

提案理由では、村立幼小中学校の交通の便利を図り、通学の安全を確保する通学バスを円滑に運営する必要がある。また、令和3年4月26日に北中城村自治会よりも要望書が提出されておりました。そのことも踏まえて質問したいと思います。

①スクールバス検討委員会を立ち上げ、その 中で話合いをしていくとありましたが、検討委 員会は行われたのか、またどういう話合いがな されたのか。行われていないのであれば、いつ頃予定しているのか、お伺いいたします。

②島袋地域の解散に伴い、残金を基金に積み 立てているが、これからの運営費の基金はどの ように行うのか、伺います。

通学バスについては、以前は島袋地域の自治会の運営によってうまく運営していたと思われます。この中で、村長の政策で公約したことによって北中城村全域を走ってほしいと要望があるが、村民にどう答えていくのか、伺いたいと思います。

また、見直すことができると思いますが、どのように考えているのか、村長の所見を伺いたいと思います。

2番目に、資源ごみ収集運搬業務について。 今年度から、資源ごみ収集業者が琉球管理産 業さんから変わっていることについて伺います。 なぜ議会の議決事項ではないのかを伺います。

今年度のごみ収集委託料、全体で約7,100万円かかっていますが、それぞれの内訳をお願いいたします。

今年度から資源ごみ回収業者も替わっているが、なぜなのか。以前の委託業者は入札をして 業務を行っているが、今回の回収業者も入札を 行っているのか、伺います。

③不法投棄処理業務委託については、どのような業者に決まっているのか、お伺いしたいと 思います。

3番目に、女性長寿日本一について伺います。 我が村は、女性長寿日本一をもっとアピール するべきではないのか。

健康長寿についての対策・検討は必要ですが、 北中城村への入り口には誰もが目につくような アピールが必要だと思いますが、行政の考えを お伺いします。

北中城村の入り口には、横断幕やのぼりを立 てるべきだと思います。長寿日本一はそう簡単 にできるものではありません。定期的に商工会 や各企業にお願いし、のぼりやポスター等のア ピールが必要だと思います。

また、役所の目立つ場所にはぜひとも派手に アピールしてほしいと思いますが、村長の所見 を伺いたいと思います。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

金城高治議員の御質問にお答えします。

1番目の①、②については、教育委員会で回答いたします。

③番通学バスについて、以前島袋地域の自治会の運営によってうまく運営していたと思っています。その中で、村長の政策で公約したことによって、北中城村全域を走ってほしいという要望があるが、村民にどう応えていくのか伺うということでございます。

これにつきまして、私の政策の中で公約をした本村の通学バス運行については、現在北中城村通学バス検討委員会において検討をしていただいているところであります。今後は答申に基づき、また本村の財政状況に鑑みて実施してまいりたいと思います。

それから、2番目のごみ収集運搬業務についてです。

①番目の今年度のごみ収集運搬委託料、全体で7,100万円かかっていますが、それぞれの内訳を伺いますということで、まず、ごみ収集委託料ではなく、第4款2項1目12節委託料7,100万円の内訳ですが、ごみ収集運搬委託料7,100万円の内訳ですが、ごみ収集運搬委託料、通常ごみ4,136万6,000円、不法投棄処理委託料70万円、ワンウェイボトル再商品化委託料24万7,000円、北中城村植物資源化ヤード運営業務委託料797万4,000円、植物ごみ資源化ヤード処理困難ごみ処理委託料50万円、資源ごみ収集運搬業務委託料1,870万円、不法投棄監視等委託料49万7,000円、資源ごみ収集業務積算要領作成業務委託料102万3,000円となっております。

②番目の、資源ごみ収集業者が替わっているが、なぜかということですけれども、以前の委託業者は入札をして業務を行っているが、今回の収集業務も入札を行っているのか伺うと。

変更後の委託料の入札については行っていません。

③番目の、不法投棄処理業務委託については どのような業者に決まったのか、この回答とい たしまして、不法投棄処理業務については産業 廃棄物処理施設に委託契約をしています。

それから、大きな3番目の女性長寿日本一に ついて伺うということです。

①番目の、北中城村の入り口には横断幕やのぼりを立てるべきだと思います、長寿日本一はそう簡単にできるものではありません、ぜひとも商工会や各企業にお願いし、のぼりやポスター等のアピールが必要だと思いますと、また役所の目立つ場所にはぜひとも派手にアピールしてほしいということで、その所見を伺いたいということですけれども、平均寿命につきましては、国の人口動態統計や国勢調査等を基に5年に一度、市区町村別生命表として国が公表しており、本村は平成17年以降、3期連続で女性の平均寿命が全国1位となっております。

これまでの取組といたしましては、懸垂幕やのぼりの設置、村産品へのオリジナルシール、グッズや紹介冊子の作成等に加え、「美寿きたなかぐすく」の選出や積極的な取材の受入れ等、ソフト面も含め多岐に取り組んでまいりました。 御提案の内容につきましては、早ければ年内にも公表されると見込まれる、令和2年市区町村別生命表の結果を踏まえ検討していきたいと考えております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

金城議員の通学バスについての御質問にお答

えします。

①と②についてお答えします。

スクールバス検討委員会の①ですが、スクールバス検討委員会については、令和4年1月と3月の2回開催しております。また、令和4年度においても継続して審議しているところであります。

内容につきましては、第1回目が村通学バスの現状、北中城小学校及び北中城中学校へ行ったアンケート調査の結果の概要、今後の検討課題等について、2回目が村内での通学バス運行の在り方、運行ルート等を検討いたしました。

②今後の基金積立てについては、検討委員会 での答申内容を踏まえ、運行の方針が決定した 後、必要な額を調整して予算へ計上したいと考 えております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

スクールバスについて、再質問したいと思い ます。

今回2回の検討委員会が開かれたということで、その中で通学バスのアンケート調査、経過の概要、今後の検討課題等についてとありますが、今後の課題検討というのはどういった課題が出たのか、それとこのアンケートの調査の概要をお聞かせください。よろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

通学バス検討委員会の内容についてなんですが、主に検討された内容が、無償で運行するか、 有償で運行するか、そして、すみません、運行ルートですね。遠方地を含め、どこまでバスを 運行させるかということを検討しております。

主なアンケートの内容ですが、無償運行については、全校生徒の約半数が無償でならバスに

乗りたいと、有償の場合だと無償運行の約半数 がバスの利用をしたいという内容になっていま す。

運行ルートにつきましてはいろんな内容がありまして、ここを通してほしいとか、検討委員会のほうでもいろんな意見があって、まだちょっとまとまってはいないんですが、アンケートの中ではある程度どの場所がいいという形では出ております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

ありがとうございます。

無償、有償ということですので、これ、有料にするんでしたら、逆に村全体走らなくて、島袋自治会が今までどおり100円取っていたほうが私はいいのかなと思います。これ全体回すことによって財政が逼迫して、それを有償化して子どもたちを乗せるというのは、全然変わらないのかなと、やる意味があるのかなと思いますが、村長、そういった今検討委員会があって任せているという話でしたが、やはり公約の一部ですから、一緒に検討委員会に、2回開かれたんですけれども、話合いの中に加わってやったのか。

それと、これ有料になると、今までの考えと は全然違う道に進むんではないのかなと思いま すが、いかがでしょうか。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

これが有償、無償、これから決定することです。ただ、これまで有償ということでしたのは、 有償について基本的には使用料条例と、それについてはしっかりした根拠を持っていかないと 難しいものがございますので、今のところそういう例規もございませんので、もし有料にする んだったらしっかりした使用料条例をつくって、 それを展開していく。無償ではそれに必要ない と考えておりますので、基本的には有償、無償 はその答申の後の決定だと私は考えております ので、そのようにしたいと思います。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

通学バスについては、私は以前から非常に厳 しいことじゃないのかなと思っていまして、今 中学校だけじゃなく、小学校までという声が上 がると、北中の財政は余計逼迫するんじゃない のかなと。それに対してバスは購入しないとい けない、運転手は、今コロナ禍で観光が少ない と思うんですけれども、これが観光が一気に増 えて観光バスが通常どおりになると、運転手さ ん、まず見つからないと思います。北中の通学 バスに運転手が何名必要なのかなと考えると、 非常に厳しい運営になるのかなと思いますが、 やはりその辺、今島袋自治会とも話し合って、 本来だったら今までどおり自治会に任せて運営 はしたほうがよかったのかなと思うんですけれ ども、村長の公約ですんで、いろいろ検討なさ っている最中だと思いますが、これからの検討 委員会で、やる方向で話はすると思うんですけ れども、やはり厳しい状況の中でどういった判 断で担当課としては、できない方向というのは なかなか難しい判断だと思うんですが、その辺 村長の考えがどこまで見切りをつけてどういう 考えをしていくのかというのは、すごい決断は 迷うところだと思うんですが、ぜひとも無理な 財政を削ってまで、これから通学バスを回さな いといけないというのは、私はちょっと理に通 らないのかなと思います。

それで、島袋地域だけじゃなく、やっぱり瑞 慶覧地域、美崎地区、最低でもその3地区は出 したいとか、そういったもう少し具体的なやり 方がないのかなというふうに私は思うんですけ れども、その辺、村長どういうお考えでしょう か。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

御指摘のように、運転手の確保については大変従前からそれは苦慮していたところです。今、教育総務課からの報告等についても、運転手の確保等については大変厳しい環境だということを聞いております。

そこで、今検討委員会の答申等で、スクール バスを運行する箇所等についても、今後、今答 申として出てくるはずですので、それを待って 判断したいと考えます。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

検討委員会では、この場所からこの3地区だけというのはなかなか難しいと思うんですよ。やはり皆様の同じ平等にやっている以上は、私の部落はなぜ通らないんですかとか、ついでに前から通っているのになぜ乗せないんですかとか、いろんな様々な意見が出てくると思うんですよ。その辺検討委員会に諮ると、私はそこは無理なことが生まれてくるんじゃないのかなと危惧しているところなんですよ。

その辺、やっぱり村長の決断がすごい重要視されるんじゃないのかなと私自身は思っています。ですので、できるだけ村長のほうでこの道筋をちゃんと立てて、検討委員会にそういった道筋を立てて、検討委員会でこれをどういうふうにやるかというのは、そういう道が出てくると思うんですけれども、それらにぶん投げていくと、検討委員会で何を話しするかというと、どうしてもアンケートを取って、長年こういった父兄の話とか学生、アンケートを取って、このデータに基づいてしかできないんですよ。ですが、財政ではまたついていけないとなると、

やはりその辺が村民に対しては逆に戸惑いを持って、それでバスが走らないというよりは、村長の決断が道筋をきちっとして検討委員会に諮ったほうが、私はスムーズにいくと思うんですけれども、何もなしに有料、無償で走らすというのはちょっと厳しいんじゃないのかなと思いますが、村長、その辺どういうお考えでしょうか。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

基本的に検討委員会に私が参加した場合は、 私の意見がそこに通ってしまうと、検討委員会 の意見が無視されているきらいがございますの で、これはあくまである程度望ましいルート、 運賃、そういった話合いをして私に答申してい ただければと思います。

ただ、私がそこで、私の意見、私はこういう 要望だ、村長がこういう要望だということだっ たら、検討委員会つくる必要はないと思います ので、あくまで検討委員会の主体性を尊重した いと思います。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

分かりました。

検討委員会は、あくまでこの住民サービスに どう応えるかということは重々しながらやって いくと思うんですけれども、これが全域通すこ とができるかというのは、本当に厳しい状態じ ゃないのかなと思います。

今、この通学の時間というのも2時間程度で 全域を回らないといけないとなると、1台では 到底不可能です。それで、それじゃ何台必要に なるかというのも検討委員会で話は当然出ると 思うんですよ。ですので、この2時間の、1時 間半なのか、2時間なのか、その辺まだ分から ないですけど、通学の時間というのも限られた 時間帯で、これが終わるとこのバスはもう動かないんですよね。運転手ももう時給で払うのか、それもいかないと思うんですよ。すごい効率が悪いものになるんじゃないのかなと思いますが、これからの検討委員会で何台ぐらいのバスを通せば早くできるとかというのは、話合いの中で出たんでしょうか。

〇議長 (名幸利積)

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

お答えします。

やっぱり検討委員会の中でも何台必要かという話は出ています。その前に、まずは美崎、遠い場所からとか、そういったルートをまず考えて、そのルートに対してどれだけの台数が必要かという順序になっていると思いますので、今現状で何台必要かという答えはまだ出ておりません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

ありがとうございます。

美崎地区で中学生が何名いるかというのも、 またこれも把握しないといけないと思うんです が、島袋地域で今無償化になって、学生が、こ のバスを利用する人たちがどのぐらい増えたの か、そういったことも分かっていますか。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午後 1時45分 休憩 午後 1時46分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

お答えします。

島袋から役場のほうにこのしまバスが移管さ

れた後にコロナにもなりまして、バスの利用が それほど変動がなかったということになってい ます。多く来たということもないですし、ただ 今コロナの状況ですので、正常な判断がちょっ とできない状況です。

以上です。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

コロナ禍の中で密集してバスを乗るということをやっぱり控える生徒もいるのかなと思います。

その中で、島袋の生徒さんについて、中学校の生徒さんたちが例えば80%、今60%かそこら乗っているのに対して80%以上乗るとなると、今の1台で足りるのかどうか、お伺いします。

〇議長(名幸利積)

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

お答えします。

現状、しまバス1台では2回送迎しているんですが、それでは足りている状況ではありません。保護者の協力も今いただいて運行している状況です。

これから、この検討委員会の中で、もちろん 島袋地域についても台数を増やす、増やさない という判断は出てくると思います。

以上です。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

利用価値を高めるということになると、やは り今の状況ではまだまだ準備不足だというもの が見えてきますけれども、今それが乗らないか らといって準備しないわけでもありません。担 当課は予備のバスも準備したり、結構無駄な努 力もあるのかなと、乗らないのに一応待機をさ せないといけないという努力も担当課はやって いるのかなと思いますけれども、その辺も踏ま えて、やっぱりこれは早めに結果を出さないと、 ずるずるいってしまうと、逆に行政何している んだと言われかねませんので、ぜひとも、でき る、できない、それで将来へ向けて検討してい くというのも、私は村長の判断じゃないのかな と思いますんで、それも踏まえて再度村長にお 聞きしたいと思います。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

このスクールバスの運行については、多分一般財源というよりも、もちろん交付税は一般財源ですけれども、交付税措置もありますので、今まで別の組織で、我々村の財産じゃなくて、島袋の財産で運行した場合、交付税がつかない。ただ、我々が財産としてしっかり運用するんだったら交付税も措置されるということでありますので、これはおっしゃるように早めに判断をしたいと思います。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

ぜひ早めに判断してもらって、これはどういう判断が出るか分からないですけれども、非常に財政的には私は厳しいんじゃないかなと思っていますんで、よろしくお願いいたします。

じゃ、2番目にいきたいと思います。

全体の委託料、ごみ収集ですね。資源ごみに ついて質問したいと思います。

委託料が7,100万円の内訳の中で幾つか質問したいと思いますんで、よろしくお願いします。 不法投棄処理業務について、まず伺います。

不法投棄処理業務委託の70万円出ていますが、 不法投棄の数量というんですか、積算というん ですか、どのくらい出ているのか、お聞かせく ださい。

〇議長 (名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

金城高治議員の質問にお答えいたします。

不法投棄の処理委託料の積算ですね。まず、 テレビ10台5,403円で5万4,000円、そして冷蔵 庫10台7,303円で7万3,000円、洗濯機10台5,003 円で5万30円、エアコン10台3,703円で3万7,030円、あと放置自動車撤去等20万円、そして動物の死骸処理5,000円掛ける70件のプラス2万円掛ける4回で43万円、合計70万円となっております。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

ありがとうございます。

これ、数量に応じて、委託料というのが不法 投棄処理委託料というのが産業廃棄物処理施設 と委託を契約しているということで書いていま すが、その中で処理施設が回収も行っているん ですか。その辺、伺いたいと思います。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

回収については、職員で行っております。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

不法投棄があるという住民からの苦情とか、 そういった報告があれば、担当課のほうで出向 いて取って、その中で処理委託業者に持ってい くという形を取っていると思うんですが、これ、 委託料ということで70万円ということで出てい ますが、こういった不法投棄が増えると、もっ と出るという可能性ということで理解してよろ しいですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

はい、もちろん量が増えれば、そういう中で そういう委託料が増額していきます。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

分かりました。

不法投棄はやってはいけない、法律違反ですから、それなりのまた看板等立てて減らすように工夫してください。

次に、この産業廃棄物処理施設の契約というのは、これ、毎年契約はやっていると思うんですけれども、今の施設でしかこういった契約はできないと思うんですが、これ、何年頃からの契約をしているんでしょうか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

産廃処理施設はどこもどこもそういうできる 業者ではないですので、ちょっと何年前かは分 からないですけれども、今はもう沖縄の中では こちらが一番たけている業者でございます。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

産廃処理施設という、これは施設というのは、 場所とか会社名というのは教えてもらえますか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

この産業廃棄物処理施設、一応沖縄市にあります。ちょっと業者の特定は控えたいと思います。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

業者の名前というのは、やっぱり委託契約先 なんで村民も見ることができると思うんですよ。 我々も公表するのが私は当たり前じゃないのか なという考えですけれども、先ほどの次雄議員 の御質問でも、課長はこの委託先の業者の看板 とか明かさないというのは、ちょっと私は腑に 落ちなかったんですけれども、個人情報ではな いと思うんですよ。代表の名前を上げるんだっ たら、少しはこれは控えてもいいのかなと思う んですけれども、名称なんで、そういったのは 村民も知る権利ありますし、我々もそこでなぜ 名前が出ないのかなと、ちょっと危惧している んですけれども、その辺どういうことで名前が 出されないのか、お聞きします。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

そういう中で、やはりこの業者のそういった 部分で名前が出て特定されるということは、ちょっと議会では私は好ましくないのかなという ことで、名前は控えさせていただいております。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

業者に配慮しているのかなと思うんですけれども、私は別にそこまで、議会は神聖な場所なんで、村長、出していいと思うんですが、どうでしょうか。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

今課長からお話がありましたように、課長としては、公表することによって不利益を与えるんじゃないかという、それを危惧してのものだと思います。

ただ、我々と確かに契約を交わした業者、公にする、議決案件についてもそれは公にしておりますので可能かと思いますけれども、今、課長はそこに配慮したかと思います。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

村長もおっしゃっていますんで、私もこれ以上追及はしないんですけれども、神聖な場所なんで村民も知る権利はあると思いますんで、私はそういった、そんなに業者に偏ったあれでもないのかなと思うんですけれども、あえてもうそれは追及しません。

次に、新規で不法投棄の監視等委託料49万7,000円ということで、これ、委託業者をお聞かせください。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

この業者は、もう先ほど次雄議員からもありました一般廃棄物収集運搬許可業者で、リサイクル家電を取り扱っている収集運搬許可業者でございます。

〇議長 (名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

これは資源ごみ収集業者と同一な業者と認識 しているんですが、同一の業者なんでしょうか、 お伺いします。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

資源ごみの収集業者とは別の業者でございま す。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

じゃ、北中城村内に構えている業者ではない ということで把握してよろしいですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

北中城村内の収集運搬業者でございます。

〇議長 (名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

じゃ、不法投棄のこの委託業者ともまた別の 業者で、この不法投棄監視業務というのは約50 万円出ているんですけれども、これ将来的に、 課長、シルバー人材でもセンター立ち上げるこ とも今なっていますんで、立ち上がっています んで、そういった人たちにも、これは不法投棄 の監視というのは、発掘調査のそういった人た ちもやっていると思うんですよ。その辺、わざ わざ業者でやらなくても、北中城村のシルバー 人材に投げてもいいのかなと思うんですが、そ の辺どういうお考えでしょうか。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午後 2時00分 休憩 午後 2時00分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

不法投棄の種類というのは、村内に家電製品が多いんですよ。そういう中で、そういった取扱い、家電製品のリサイクルを主に専業としているこの業者で、今49万7,000円の委託料を組んでおります。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

私の中で、今質問と課長のほうがかみ合わない部分があるんですけれども、この49万7,000円の中で、これ、不法投棄監視等の委託料ですよね。監視ですね。収集ではないと思うんですよ。だから、これを収集して、この人たちが不法投棄のやつ全部収集して処理施設まで運んでいるのかといったら、先ほどの課長の答弁だと行政がこれをやっていると言っている中で、監

視業務なんで、ここはどこに何が捨てられているとか、見つけたら不法投棄をしている車のナンバーを控えるとか、これ、正義感燃やして注意すると大変なことになりますんで、いろんなこと起きたら大変なんで、その辺の監視というぐらいのもので私は捉えていると思いますんで、私の中でですよ。だから、わざわざこういった、行政でもシルバーの委託でやっても私は全然問題じゃないのかなと思いますんで、その辺どう考えているのかなと思ってですね。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

この業者につきましては、家電を見つけた場合は、持ち帰って、処理もやっています。

実際この業者は片づけたり、草むらにあった場合、草の処理も行っています。ただ単にシルバーがいいからということですが、パトロールは月に夜中5回やって、日中もやる中で作業も行っておりますので、今そこでシルバーがいいとはならないのかなと、私は考えております。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

軽自動車だと、トラック持って2人体制で、シルバーで回すとごみ回収もできると思います。 資源化ヤードもありますんで、その一角をお借りして置くことも私は可能じゃないのかなと思います。

その中で、今不法投棄の処理業務を委託している人との連携がなされれば、その辺は十分可能ですぐ対処できると思いますけれども、先ほどの次雄議員の話の中で、夜間から夜明けまで22時から5時の間で2時間パトロール業務について行っているとありましたが、これはそういった時間に業務をしなさいという規定があるんですか。

〇議長 (名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

これ、規定にはないんですけれども、これまでの実績で、前年度までは8回ぐらいやっていた。それをこういったパトロールすることによって不法投棄が軽減されてきていますので、やはりその辺については、この時間帯にしてこの業者のやっぱりそういった今までの経験で、そういう中で49万7,000円の範囲内でそういう業務を行っております。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

課長の言い分、よく分かりますけれども、夜中、夜明け、別にこれ、この時間帯にやる必要もないのかなと思うんですよ。そういった看板等をきっちり立ててもらえば、否応にこういった不法投棄は減ると思いますんで、その辺もちゃんとやってもらえばできると思います。

このパトロールについては、私は検討しても らえないのかなと思っていますんで、ぜひとも シルバーの活用ですね。これは簡単な作業だと 思いますんで、そう言うとまた語弊があると思 うんですけれども、やっぱりこれはシルバーで も十分こなせる作業じゃないのかなと思います んで、ぜひ村長もそういった検討をよろしくお 願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

おっしゃるとおり、シルバーにできることに ついてはシルバーという委託もございます。

先ほど例規の話をしていましたけれども、これは委託契約ですので、基本的には委託条項として、委託契約の中に盛り込まれます。そして、シルバーの組織、委託でもって、ただこれについては毎年予算措置されるものではございませ

んので、ただその時々に予算措置された場合の シルバーということも、十分検討に値すると思 いますので、今後検討させていただきたいと思 います。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

ぜひよろしくお願いします。

次に、資源ごみ回収運搬業務委託料について お伺いいたします。

変更後の委託業者は、入札は行っていないと 先ほど答弁にもありますが、令和2、3年度の 資源ごみ回収業者に替わるとき、担当課からた しか議会にも二、三度説明と、なぜ沖縄市の業 者に替わるのかとか、前の業者がなぜ今6名の に替わって沖縄の業者に移るのかというのは説 明がありました。

議会の中でもいろいろと討論してきましたけれども、今回こういった話が一切なかったものですから、我々も困惑している議員いっぱいいると思います。なぜ替わったのと。村民から聞かれても、いや、我々も分からないという話で、そういった話が出たものですから、先ほどの次雄議員と同じ、また繰り返す質問になると思うんですけれども、やはりなぜ替わったのか、もう一度、再度お聞きします。

〇議長 (名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

次雄議員の質問にもお答えいたしましたが、この収集運搬許可業者から、令和2年度はいろんな、そういう中で、コロナの影響でいろいろごみの量が増えてきて、そして令和3年度に300万円の増額、いろんなそういう量も増えてきてということで増額があって、令和3年度に1,870万円ですか、そういう中で契約を行っている。

そして、また令和3年度と4年度の業務委託、

そういうやろうというところで、こちらも12月に予算はそういう中で限られていますので、1,870万円ということでしたけれども、その計上後に、1月にですか、約2,100万円の見積書が来て、ちょっとこれでは契約結べないですよということで説明を行いました。

そして、それと同時に、じゃこのごみの収集 というのは止めることできませんので、村内の 許可業者に全部意向調査を実施しております。 その中で、意向調査でこの1社だけ、今回契約 している1社がこの金額で大丈夫ですよという 返事をもらって、そのことをまた、もしそれで あればこの業者替わりますけれども、よろしい ですかということでお伝えして、その中で今回 はこの新しい業者に替わって契約を結んでおり ます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

なぜ、今こういう私質問するかといいますと、 やはり令和3年度の委託業者から、それなりの 話合いがなく、説明がないものですから、納得 できないという声もあるものですから、その辺 ちゃんとした、やっぱり委託した業者に指導す る立場、行政だと思いますんで、300万円を上 乗せして、それでも納得いかないというんでし たら、それなりの妥協点をもう一度話しして、 コロナが落ち着けば、じゃ今後ごみの量も減る と、そういって進めて、その金額で当分やって くれないかというのが、やっぱり担当課とでは 私は話がなかなかかみ合わない部分があると思 うんですよ。その中で、村長、前の業者とはこ ういった話もやりましたか。伺います。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

私のほうにそういった話を持ってはございま

せん。ただ私もその方、当事者との面識もございませんし、所管課から上がってきた決裁文書 を見ただけの判断です。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

私もそうじゃないのかなと思っていました。 やっぱり村長が話しすると、その業者も妥協は すると思うんですよ。やはりその辺はトップ同 士で、今村民に迷惑かかることなんで、こんな 急にこれだけ上げると無理だと、その辺はその 金額で、300万円上げたんだから、落ち着いた ら落ち着いたで、その分しばらくは続けるとか、 それで落ち着いたらまた下げるとか。

今の業者が少し前から、課長、聞きますが、 この今の業者というのは、会社設立というのは 何年前にやっているんですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

令和3年に行っております。

〇議長 (名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

私も把握はしていましたけれども、やはりすぐ立ち上げて、すぐ村のこういった村民が出すごみを本当に回収できるのかなというのが、私ちょっと疑問に感じたものですから、やはりそれだけの経験を積んだ業者にそういった委託を回さないと、それがまだ立ち上げて五、六名しかいない会社というときに、これがコロナが発生したときには、この業者は機能しなくなると思うんですよ。その辺まで踏まえてやっぱり行政は考えてほしいなと。

やはり前の業者もかなりの大きい会社で、私 も実は2人雇用を紹介しました。北中でやりた いということで。それで雇用をやって切られた ものですから、もう1人は退社しましたよと、 社長からも報告もあったんですけれども、やはり任せた以上は教育もしながら、妥協、話合いの中で、最終的には首長、村長が出てどういった判断がなされるのかというのは、やっぱり業者も呼んで話合いに、ひとつ、これ、北中村民全体のことですから、ぜひこれからはそういったことがないように、業者がころころ替わるとどうしても運搬業務というのは支障があると思いますんで、大村民の声を聞く行政ということで、村長、やっぱりその辺は1回委託した業者というのは、育てる意味でもその辺は慎重に考えてもらいたいなと思うんですけれども、最後に村長の答弁、よろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

ごみ処理業務についてはニンビー事業と言われ、よくやゆされます。大変それは厳しい環境での事業でございまして、それを頻繁に替えるということは、御指摘のとおり厳しいものがある。ですから、かなりごみ処理事業等については随契が多いということになるわけです。ただ、それについて頻繁に替えるということは、また住民サービスの面で低下をするおそれがあります。

ただ、今回の経緯につきましては、時系列に 先ほど住民生活課長からその説明がございまし た。当初の1,500万円から1,800万円に上がって、 さらにこの1,800万円で予算計上したところ、 その1,800万円では難しいということ、それで 私たちは予定価格を上回る金額を持ってきた場 合は、当然契約はできませんので、じゃ契約で きるところはどこなのかと、そこで今契約なさ っているところが検討して上がってきたと。

そこについては、会社自体は日は浅いんですけれども、しかし職員についてはそれ相当の経験を積んだ方々がいらっしゃるということで、

じゃ住民サービスの低下につながらないのかなということで、契約はしたものでございます。

ただ、今おっしゃったように、これから我々は育てる意味もあります。あるいは、また住民サービスの低下を招くおそれもあるので、そういったことはしっかり堅持しなくちゃいけませんので、そういった基本理念に基づいて、ごみ処理業務というのはしっかり堅持していきたいと。

ただ、随契とか、そういったのはもちろん、 それも必要かと思いますけれども、基本的には 競争入札なんですけれども、でも、一般的には ごみ処理事業全て継続していますよね。だから、 そういった面では地域になじんだ方々だと思い ますので、そういう地域になじむような、地域 をよく知った業者に任せたいということは基本 として持っております。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

補足といたしまして、今回のこの増額された 推移ですか、ちゃんとした大幅な増減が見受け られず、今後の推移について、そのために先ほ ど答弁しました資源ごみ収集業務積算要領作成 業務委託料102万3,000円、今回この委託料を組 んで、本当にその数字が妥当なのか、その辺を 含めて調査しながら、今後またこの委託料を検 討していきたいと考えております。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

私、終わろうかなと思ったんですけれども、 課長、積算業務と今この資源ごみや回収業者と いうのは、積算業務というのは今なされていな いまま、300万円上乗せしたということなんで しょうか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

当初、この1,500万円余りでやったときは、 積算業務に伴ってやってきました。

ただ、この令和2年度、コロナでごみ量とか、いろんなのが上がってきたものですから、もうちょっとやむを得ないということで300万円上げてきたんですけれども、さらに300万円上がってきたものですから、これはちゃんとした根拠を知るために、そのための業務積算要領作成業務委託料を今回組んで、ちゃんとしたこの額をまた、委託契約を結んでいきたいと考えております。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

じゃ、積算業務が上がって、この中で一千八 百何十万円の料金というのは、これはまた格下 げになる可能性もあるということで理解してよ ろしいんですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

この業務委託料が多分ごみの量とか、いろんなのを含めてなってきますので、格下げ、ただ下げてそういう住民サービスのごみのそういった部分がおろそかになってはいけませんで、その辺も加味しながら委託料を考えていきたいと思います。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

ぜひとも、きちっとした積算業務を取って、 どの金額が妥当なのかというのも、きちっと行 政の中で把握してもらいたいなと思っています。 ですので、ころころ委託業者が替わるという ことは、やっぱり北中の住民にとっても全然望 ましいことでありませんので、その辺はきっち りとやってもらいたいなと思いますんで、よろ しくお願いします。

次に、長寿日本一について伺いたいと思いま す。

私、長寿日本一については、以前はかなり横 断幕とか、そういったのぼり等が目立ったんで すけれども、近年どこにもそういったものがな くなったのではないのかなと。もうコロナ禍も 落ち着いてきて、やはりそういった北中独自の やり方で、この日本一長寿というのは、私は取 ろうと思って取れるものではないと思いますん で、今年また出ると思いますけれども、その中 でやっぱり目指せ日本一というのが役所のどこ かに掲げて、高速から見える、日本一長寿の村 へようこそという形のものも、私はぜひやって もらいたいなと思うんですけれども、今答弁で は、やっていますと、ソフト面も含めて多様に 取り組んでいますとありますが、以前はやって いたと思うんですよ。今、全然そういったもの が見えないものですから、これからのこういっ た横断幕等、商工会に配布するとか、のぼりを 商工会通じて各業者に配布するとか、あとは横 断幕は役所の一番目立つところ、高速から通る ときにも、ああ、ここが北中城、日本一なんだ というものもぜひ掲げてもらいたいと思うんで すが、村長はいかがでしょうか。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

御指摘のように、確かに私たちの女性長寿日本一というのは大変な財産でございます。ただ、今回答で申し上げましたように、今年度国勢調査等の調査を受けて、また新たな発表がございます。そこで我々が日本一ののぼりを立てたり、それはしますと、またそこから予想だにしなかった結果になったら大変なことになるなと思って。ただ、今のところそれがもしあったら、さらにまた宣伝というのはしっかりできると思いますので、しばらくそれを待ってからやってい

きたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

〇議長(名幸利積)

金城高治議員。

〇6番(金城高治議員)

私はすぐやってほしいなと思うんですけれども、やはり1番というのも大変なことです。2番というのも大変なことです。全国ですからね。その辺は、あと健康ですよ。長寿ということで、男性が北中、沖縄県上位5市町の中で1位なんですよね。それも私、偶然事務局のほうで知ったんですけれども、その辺も踏まえて、村長、ぜひ検討してもらいたいなと思っていますんで、よろしくお願いします。

私の質問は以上です。

〇議長(名幸利積)

以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。 御苦労さまでした。

午後 2時23分 散会

	令和4年第7回北中	城村議会定例会	会議録				
招集年月日	令和4年6月10日						
招集の場所	北中城村議会議場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会 令和4年6月15日	午前10時00分	議長	名 幸 利 積			
	散 会 令和4年6月15日	午後 2 時32分	議長	名 幸 利 積			
応(不応)招議員	議 席 氏 名 番 号	出席 議 等別 番 号	氏	名 出席 等別			
	1番 安里道也	出 8番	喜屋武	すま子 出			
	2番 稲福恭秀	出 9番					
及び出席並びに	3番 伊集守吉	出 10番	比 嘉	義 弘 出			
欠 席 議 員	4番 大城 律也	出 11番	山田	晴 憲 出			
	5番 上間 堅治	出 12番	比 嘉	義 彦 出			
	6番 金 城 高 治	欠 13番	比 嘉	次 雄 出			
	7番 比嘉盛一	出 14番	名 幸	利 積 出			
会議録署名議員	4 番議員	7	大城律	也			
	5 番 議 員		上間堅	治			
職務のため議場に出席した者の	事務局長		北 嘉 直	也			
職氏名	議事係長		中 村 静	香			
	村長比嘉		育 長				
	副村長大田		※務課長	玉栄治			
地方自治法第121	総務課長喜納		空 課 長	比嘉利彦			
条により説明の	企画振興課長 仲 本		課長	安次嶺 正 春			
ため出席した者の	会 計 課 長 喜屋武		兼農委事務局長	瀬上恒星			
職氏名	住民生活課長 楚南		と 険 課 長 なお道 主恵	奥間 かほる自 岱 涼			
	税 務 課 長 玉 栄 上 下 水 道 課 長 伊 佐	幸 憲 学校教育 秀 樹	育指導主事 ———	島袋 淳			
	福祉課長喜納	啓 二					
議事日程	別紙のとおり	′□ <u> </u>					
HTX 子 日 1生	1/4 /1M V/ C 40 9						

議事日程第4号

令和4年6月15日(水曜日)

- 1. 開議 午前10時00分
- 2. 付議事件及び順序

日程番号	議	案	番	号		事	件	名	摘	要
1					一般質問					

一般質問通告書

順位	質問者			者	件名
5	大	城	律	也	1. 学校教育の目的について
					2. 子どもの心と体の状況について
					3. 学校の役割と家庭・地域・社会の役割について
					4. 北中城中学校初代校長:兼城賢松先生の教育方針について
					5. ゲートボール休憩施設の老朽化対策について
6	稲	福	恭	秀	1. 令和4年度実施するコミュニティーバス実証実験の拡充について
					2. 浦添市、中城村、北中城村が共同整備する新一般廃棄物処理施設
					の進捗状況
7	比	嘉	義	弘	1. 村内の放置物件や不法投棄について
					2. イオンと徳洲会病院に架かる高架橋について
					3. 村民体育館の設備等に関して
					4. 福祉農業の事業計画
8	伊	集	守	吉	1. キャンプ瑞慶覧ロウワープラザ住宅地区の返還について
					2. 先行取得したサウスプラザ地区の土地について
					3. 資源ごみ収集業務委託について

〇議長(名幸利積)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議(午前10時00分)

日程第1. 一般質問

〇議長(名幸利積)

日程第1.14日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

おはようございます。

このお花なんです。いつも定例議会に次雄議員からこうして提供いただく。心の豊かな証拠なんです。改めて感謝を申し上げたい。ありがとうございます。

それでは、発言通告のとおり一般質問をして まいります。よろしくお願いいたします。

社会体制・社会認識の変化対応について。

- (1) 学校教育の目的について。
- (2) 子どもの心と体の状況について。
- (3) 学校の役割と家庭・地域・社会の役割について。
- (4) 北中城中学校初代校長、兼城賢松先生 の教育方針について。
- (5) ゲートボール休憩施設の老朽化対策について質問をしてまいります。

社会体制・社会認識の変化対応について。

商業主義、利潤追求主義と算術を最優先する 社会構造の中で、痛ましい事件、事故が後を絶 たない。人こそ財産と言われる中で、子どもた ちの健全育成こそが大切であります。

家庭・学校・地域、それぞれ子どもたちの発達にとって大切な役割を持っている。学校は子どもたちの夢を育てる場所で、現代社会の粋を集めたオアシスでなければならない。また、子

どもたちにとって、家庭は一番居心地のよい場所でなければならない。子どもたちは身につけていかなければならないもの以上に、身につけなくてもいい、何か余計なものがあり過ぎるこの大人社会で、私たち地域が今どのように子どもたちの後ろ盾として味方であり得るのか、真剣に見つめ直す必要があると思います。子どもたちとできるだけ多くの言葉を交わし、心の糧を共有できる安心・安全な地域づくりの取組を強化していきたいものであります。

子どもたちの支援は、福祉対策として考えるのではなく、未来への投資として捉えたい。さらに支援するための財源の創出策が必要である。財政投入による支援で、将来彼らの活躍、納税者としてのリターンに期待をしたい。

(1) 学校教育の目的について。

義務教育は、子どもたち一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、個性や能力を伸ばし、その可能性を開花させるための基礎を培うことは、学校教育の重要な役割であると教育基本法で教育の理念と基本原則が定められています。

①子どもの育成であります。

教育の進行であり、人間育成がその目的で、 学校と親密に連携を保ち、学童の知性と涵養、 品性の陶冶、環境の是正等に重点を置き、親の 覚醒を促して、教育の完璧を図らなければなら ない。所感を伺います。

②高校教育については、中学校における教育 の成果をさらに発展・拡充させて、社会の有為 な形成者として必要な資質を養うことなど目標 とされています。

生徒の進路等は多様化しているが、北中城中 学校の高校進学率を伺います。

(2)子どもの心と体の状況について。

子どもの学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を 絶たない問題行動、規範意識や体力の低下など、 教育を巡る社会状況には深刻なものがあると言 われています。

生活習慣については、義務教育に関する意識調査では、①平日の24時以降に就寝する割合は、小学校6学年で約1割、中学校3学年で約6割であります。

②毎日朝食を食べている子どもは、学年が上がるにつれて低下し、小学校4学年で約9割なのが中学校1学年で約8割、同3学年で7割に低下しています。

③子どもの問題行動等の状況について、平成30年度においては、不登校児童生徒数、暴力行為の発生件数、いじめの発生件数が全体的に減少しているが、小学校の暴力行為3万6,536件、前年度2万8,315件、中学校2万9,320件、前年度2万8,702件は増加し、不登校児童生徒も依然として16万4,528人、前年度14万4,032人という相当数に上がっている。平成31年度においても、子どもによる重大な問題行動が続くなど、憂慮すべき状況であると指摘しています。

①、②、③について、本村の実態と取組について伺います。

(3) 学校の役割と家庭・地域・社会の役割。 ①塾通い等、子どもたちを取り巻く環境の変化と、保護者の価値観が多様化していることで、学校の教育活動が難しくなっているという意見や、家庭で基本的な生活習慣を身につけさせてほしいという意見もあります。

②子どもの健全な育成のためには、睡眠時間の確保、食生活の改善、家族の触れ合いの時間の確保など、生活習慣の改善が不可欠であるという指摘があります。子どもの育成の第一義的は家庭にあり、教育における保護者の責任を明確化することが求められている。

③朝食を取っていない子どもの問題など、家庭や地域の教育力の現状は、今後さらに格差拡大が懸念されている。学校と家庭、地域の役割分担の在り方について。

④家庭や地域における子どもの実態に目を向

けたとき、家庭が第一義的な責任を負うべき問題についても、教育機関としての学校、教育者としての先生方がその補完的な機能を果たしているため、仕事もこれまで以上に多岐にわたっているとの現状も指摘されています。地域や行政は、こうした現実を直視して必要な協力や支援を行うことが求められています。

①、②、③の現状について所感を伺います。

(4) 北中城中学校初代校長、兼城賢松先生の教育方針について。

1948年、昭和23年、プロローグより抜粋して、仲間の学校づくりについて御紹介いたします。

学校づくりを校長1人の方針や計画に従って 運営するとか、校長が転任すると雰囲気ががら りと変わるとかいうようなものであってはなら ない。私たちは、教師、生徒も含めて、戦後の 焼き尽くされた灰じんの中に新しい学校を建て 直す仕事を通して、6人の教師と1人の世話人 が固く結びつくようになり、350幾人の子ども たちと血の通い合い、村役所や農協の職員及び 父母たちからの熱い励ましを得るような雰囲気 を醸し出すことができたようである。この雰囲 気が学校づくりとか、学級づくりとか、仲間づ くりとか、父母と手をつなぐ教師とか、地域社 会学校とか、村づくりの力を伸ばす学校とかい われる新しい教育の方向である。明日食べるも とに不安を毎日送っていた厳しい時代で、この ような学校づくりが生まれたのである。仲間づ くりによって結びついた学校と家庭的に結びつ いた学校は、教師、生徒の親しさが外見上同じ に見えるが、内面の心の結びつき方は天と地ほ どの差があるということである。家族学校は学 校長が中心となり、職員は校長の人格識見を信 頼し、校長の方針に従順に服するというような、 波風の立たない平和な学校のことであろう。と ころが、仲間学校はお互い仲間同士の幸福のた めに、どのようにして学校づくりとか、仲間づ くりとかいう仕事を進めていったらよいかとい

う、その仕事をするためにみんなで頭を寄せて 計画を立てたり、協力し励まし合ったりする、 こうしてみんなが結び合い、信じ合い、どんな ことでも話し合えるような雰囲気の学校のこと である。生徒たちのうちには、劣等感を持って いて問題行動をする者や欠席がちの者がいた。 教師たちは、この生徒たちの補導をいろいろ考 え出した。常決生の家庭を字の区長、議員、有 志たちと一緒になって訪問し、父母や子どもと いろいろな懇談もした。安里永誠先生、誰でも 御存じのあの安里永誠先生は、訪問して逃げ隠 れて会えない子どもをその家に夜まで待って捕 まえ、その家に子どもと一緒に寝て話し合い、 ついに登校させることができた。女教師たちは、 放課後三、四名の生徒を残し、一緒に裁縫をし ながら身の上相談をした。大城区の森の中にあ る小学校の長いコンセットで、新学制による北 中城中学校の開校式が行われた。350幾人かの 子どもたちは、中学生という誇りに一斉に目を 輝かしていた。戦争によって全ての生活がめち ゃめちゃにされた中で、父母たちはこの子ども たちの将来に自分の望みを託するのだと、6・ 3・3制の中学校に対する支援の様子がはっき りと表明された。私たち6人の教師は、小学校 から借りたテントぶきの小さな職員室に頭を寄 せ合って、今日の感激を語り、この生徒たちと ともに北中城中学校の歴史の第1ページを美し く刻もうという抱負に胸を膨らませた。この意 気込みと抱負は仲間づくりの原動力となり、ず っと変わることなく続いている。道路工事、完 全授業、農協職員の農業指導、標準語のこと、 運動会、PTA、売店のこと等、幾らでもある。 誰が上に立って指導するか、号令をかけること によって生徒たちは伸びて学校がよくなり、村 が栄えていくのではない。生徒も教師も学校長 も村の人々も、皆が仲間になって手を結んでい くことによって、たくましく頼もしい生徒が生 まれ、よい学校がつくられ、新しい村がつくら

れていくのである。私は、北中城中学校の初代 校長として、生徒たち、教師たち、村の人々と ともに生活し、仕事をすることによって教えら れたのである。私がコザ中校に転任していった ら、コザの人々は私が北中城生まれであると思 われたのも、北中が私を真の北中城人として訓 育された結果であろう。また、私が北中城に郷 愁を覚えるのも、その教化のためであろう。初 代校長 現前原地区教育長。

先人たちが取り組んできた教育への熱い思いであります。先人たちの到達点をたどり、それを受け継ぐことも今後の学校運営に参考になるものと思い、御紹介をさせていただきました。 所感がありましたら、伺いたいと存じます。

(5)最後に、熱田自治会より令和3年12月 14日要請の、ゲートボール休憩施設の老朽化対 策について質問をします。

鉄骨屋根等の経年劣化で施設機能の低下が顕著になっており、早急な対応が望まれます。施設機能においては、最低限の機能、施設を備えただけの簡素的なものです。現在施設を利用する老人クラブ熱田かりゆし会の健康増進のニーズに対応するだけの施設機能が低下しています。休憩時の安心・安全な環境にも悪影響を与えています。

これらの課題を解消するため、屋根部の補修 か、全面的な改修工事かを選択し、施設機能の 拡充を図る必要があります。ゲートボール休憩 施設の老朽化対策と今後の手法について伺いま す。

以上、私見を申し述べました。よろしくお願 いいたします。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

大城律也議員の御質問にお答えします。

まず、議員の御質問については、教育基本法に網羅した要項等についての質問がございます。

私も、平成18年度のあの教育基本法の改正を 印象的なものがございまして、そこに生涯学習 の理念とか、あるいは学校・家庭・地域社会と の連携とか、そういったことが新しくうたわれ て改正されたのは覚えております。そういった ことが今の質問の根拠にあるのかな。あるいは、 また兼城先生の思いがこの平成18年度の改正に 具現化されたような気がいたします。

では、私からは、5番目のゲートボール休憩 施設の老朽化対策について申し上げます。

ゲートボール休憩施設の老朽化対策について。 熱田公園内に存する休憩施設の老朽化対策と しては、危険除去を優先し、腐食の著しい屋根 部を撤去したところです。また、今後の補修に つきましては、早期に機能が回復できるようテ ント素材の屋根の設置を予定しております。 以上でございます。

教育部門については、教育総務課のほうから 回答をお願いいたします。

〇議長(名幸利積)

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

それでは、学校教育の目的について、①番についてお答えします。

大城律也議員がおっしゃるとおり、子どもたち一人一人の人間的成長を促すのが学校教育の目的でございます。

各学校においても、子どもたちの発達段階に 応じて、将来社会人として自立することを目指 した教育を推進しているところで、それには保 護者や地域の方々の協力が必要不可欠であるこ とは明白です。

教育委員会としましては、今後も子どもたち 一人一人の将来のために尽力していきたいと考 えております。

次に、②番ですね。

北中城中学校の高校進学率は98.4%となって おります。 次に、子どもの心と体の状況について。

①番についてですが、平日の24時以降に就寝する小学6年生や中学3年生についての割合は、6年生が2.8%、中学3年生が16.1%となっております。

②番についてです。

毎日、朝食を食べている小学4年生、中学1年生、中学3年生についての割合は、4年生が91.7%、中学1年生が70%、中学3年生が94.2%となっております。

次に、③番についてです。

問題行動の現状ですが、令和3年度、不登校 児童生徒数は、小学校で13名、中学校で22名と なっており、暴力行為につきましては、小学校 ではゼロ件ですが、中学校では生徒間暴力が2 件ありました。いじめの発生件数につきまして は、小学校で194件、中学校で18件となってお ります。

また、それぞれの取組について、就寝時間と 朝食摂食に関する生活改善については、学校で 行った調査結果を保護者へ周知し、改善のため 連携を図っているところで、不登校や暴力行為、 いじめについては、学級指導を随時行い、学校 生活全般で指導しているところです。

続きまして、学校の役割と家庭・教育・社会 の役割についての①番についてです。

大城律也議員がおっしゃるとおり、子どもたちを取り巻く環境は日々変化しており、その変化に対応できるように教職員は日々研修と研さんを重ね、時代のニーズに対応できる子どもたちの育成を目指して指導や支援を行っております。

②番について、子どもの健全な育成のため、 基本的習慣の改善について、各学校では県教育 委員会が推進する「早寝、早起き、朝ごはん」 の取組を保護者向けに周知し、保護者と連携し て各学校にて基本的生活習慣を身につけるため の指導をしております。 ③番についてお答えします。

教育委員会では、学校・家庭・地域の役割を明確に相互に連携しながら、互恵的関係を充実させる取組を行っているところで、各学校においては基本的生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を家庭や地域と連携しながら指導しているところでございます。

4番、兼城賢松先生の教育方針についてですが、各学校においては歴代学校長の信念や教育理念が現在の学校の基盤となり、時代のニーズに応じて変化しながらも、その思いは学校経営に脈々と受け継がれております。

私のほうから以上です。

〇議長(名幸利積)

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

では、確認させてください。

2の②、朝食を取っている子どもたち、中学 1年生は70%。残り30%は朝食、本人が食べな いのか、家庭的に問題があるのか、その辺の確 認がもしあれば、行政が支援としてどういう形 を取っているのか、確認をさせていただきます。

〇議長(名幸利積)

学校教育指導主事。

〇学校教育指導主事(島袋 淳)

お答えいたします。

この調査では、朝食取るか取らないかというところに特化した調査となっていまして、3割の子どもたちの家庭環境については、またちょっと調査結果として表れていない状況がございます。

なので、何名が食べている、あるいは食べる ことができないであるという調査は、ちょっと 結果としては、こちらとしては把握していない 現状がございます。よろしくお願いします。

〇議長 (名幸利積)

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

これは指導主事、やはり把握すべきだと思いますよ。今、コロナで貧困なんです。厳しい状況の中にある家庭も、僕はたくさんいらっしゃるんじゃないかという気がするんですね。ただ表に表れない。生活保護を取るか、どういう、これ権利ですから、必要なときは取らなければならないでしょう。しかし、沖縄の皆さんは、我々も含めてそうですが、やはり不名誉であると、これね。隣近所にいろいろ気遣う。そういう状況にあるかも分からん。

これは親の責任なんです。子どもがこういう 状況の中で食事を取れないというんであれば、 行政はしっかり把握して支援策を打ち出す必要 があると思います。これはしっかり調査をお願 いしたいなと思っております。

それでは、再質問をさせていただきます。

(1) の①であります。

子どもたちの健全育成なんです。一年の計は 穀物を育てよ、十年の計は木を育てよ、百年の 計は人を育てよ、まさに一樹百穫であります。 親鳥がひなを自分の羽で抱きかかえて守り育て る。温かさと愛を感じる光景が浮かぶのであり ます。子どもを抱き締め、抱き込むように守り 育てる。これは甘やかすということと違い、親 が身をもって命の尊さ、その子の存在のすばら しさを伝えることでもある。地域の宝、その子 どもたちを育む環境、これ、地域社会全体で見 守っていく必要があると思います。

コロナ、大変な状況にあると思いますよ。雇 い止め、解雇、そういう状況の中なんです。これ、全国的な話ですけれども、厳しい貧困家庭 というのがニュースで流れてくる。心が痛いで すよ。そういう中で、やはり行政は村内の子ど もたち、将来を担う子どもたちをどう守り育て ていくかという大きな責任があるわけですから、 しっかり確認をしていただきたいなと。

改めて、この件については所感を伺いたいと 思います。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午前10時28分 休憩 午前10時30分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

お答えします。

今、大城議員おっしゃるとおり、コロナ禍であってとか、またヤングケアラーであったりとか、貧困問題とか、いろんな状況もあって、今子育て、大変な状況ではあるんですが、一応、教育委員会で地域とも協力して、保護者と地域と、やっぱり不可欠なものということでお互い協力してやっていますので、結果というのはおっしゃるとおり長い時間かかるものですから、教育委員会もこれから努力してまいりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っています。

以上です。

〇議長(名幸利積)

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

子どもたち、大変な状況。朝から晩まで我々が見ているわけじゃありませんけれども、それは見ているのは学校の先生方であり、地域、そして御両親なんです。そことのコミュニケーション、今その家庭がどうなっているかというものはしっかり把握していただければというふうに思ったから、再質問させていただきました。

次にいきます。ぜひよろしくお願いします。 この(1)の②であります。

高校進学の件なんですね。

北中城中学校の高校進学率98.4%。全国平均の97%を1.4%も上回っているわけです。快挙なんです。すばらしいなと。先生方にも感謝したい、子どもたちの頑張りにも敬意を表したいし、将来を担う子どもたちなんです、全て。

進学、就職がありますね。中学校卒業してどこか会社勤めます。人間はこういう中で様々な他人との関わりを持ちながら生きていくわけであります。今までは、村内の子どもたち、村内の皆さん、範囲内です。これから村外へ出ていくんです。人生ではこうした人の縁、極めて大事であります。兄弟でも親戚でもない、初めての人との巡り会い、人生の重要な要素となると言われております。袖触れ合うも多生の縁であります。高校進学率98.4%の達成度の所感もお聞きします。

それから、本来1.6%が進学をしていない。 これはその原因といいますか、家庭の問題で進 学できなかった子どもがいるのか、あるいは最 初からもう就職しますという判断で高校受験を しない子どももいらしたのか、その中に家庭的 な事情で、行きたいけれども行けないという子 どもがもしいれば、この98%達成度と、そして この残りの進学のできない方々、どういう形で そうなっているのか、もし把握していればお聞 きをしたいと。

〇議長(名幸利積)

学校教育指導主事。

〇学校教育指導主事(島袋 淳)

お答えいたします。

進学率98.4%、これは所感ということでございましたが、本村の多くの課の課長さんだとか、力を借りて、実は模擬面接の機会を設けるであったりとか、様々な連携・協力の下、やはり進学率が上がってきたのかなというふうに、その一つであるなというふうに私どもは思っているところでございます。

残り1.6%、人数にすると3名なんですが、 実はこれは就職ということではなくて、もとも とフリースクールに通っているお子さんであっ たり、それから不登校であったりという、やは り少しひきこもりがちなお子さん方ということ が、毎年のように進学できないお子さん方がま だいるということは、報告のほうで把握しているところでございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

大城律也議員。

〇4番(大城律也議員)

今、私が心配しているのは、残り3人なんですが、家庭的な事情なのか、その辺は把握していただければというふうに思っています。ありがとうございます。

それでは、最後に、全て大事な子どもたちで すから、しっかり教育委員会はお願いしたいと いう思いであります。

(5) の再質問をさせていただきます。

今、高齢化社会なんですね、この北中城も含めて超高齢化。こういう方々のこの人生、また花盛りなんです。それぞれの趣味やライフワークで人生の価値をつくり出さなければなりません。時間的にも精神的にも、今ゆとりのある人生の始まりなんですよ。退職した65歳以上、あるいは後期高齢の方々、いっぱいいらっしゃいますからね。その人生を邪魔するもの、これの唯一の敵、病気なんです。高齢化になればなるほど病気にかかりやすい。これ、予防するためにフレイル予防で各自治会が取り組んでいる、様々なサークル活動なんです。このゲートボールもその一つなんです。

この活動、介護保険等の社会保障制度に基づく公費負担を低減させるのです。健康は家計を 豊かにする。村の財政基盤も豊かにするんです。 改めて、この休憩施設の早期な全面改修、予算 の話ししておりませんよ。将来、この人たちの 今まで北中城村を守ってきた大先輩方なんです からね。この夏までには、休憩室、全面改修を 要請したいなというふうに思います。

これなんです。これは社会福祉協議会からい ただいた資料なんです。これは村の企画課も関 わっているかと思いますけれども、総務、福祉 関係。この中には、各自治会、フレイル予防でたくさんの高齢者相手にしたサークル活動がいっぱい載っている。予定、毎週。毎週ですよ。これ、民生委員・児童委員の方々が一生懸命、それから社協の皆さん、そして福祉課からも職員が駆けつけてきて、声かけてあげているんですよ。ですから、あのゲートボール場も使い勝手のいいような対策を早急に打ち出していかなければならない。

これ見て、僕はここになぜこれを持ってきたか。村長がこの日程表を把握して、さりげなく顔を出す。顔を出していただければなと思うわけですよ。頑張ってくれということね。いろいろな方々、支援させているわけで、それから一生懸命それに参加して、健康維持のために一生懸命やっている。これが各字の予定表ですのでこれ、村長把握して、時々は役場抜け出してでもちょっと顔出してあげて、声かけてあげる。これは大きな、この人たちにとっては支えなんです。ぜひその辺も含めて行政の取組をしていただければと。これは私、2月頃でしたか、社会福祉協議会でいただいてまいりました。そういう状況であります。

いろいろ長々となりましたけれども、一番は この村を担う子どもたち、しっかりと行政で見 守っていただきたい、そういう思いで今日一般 質問させていただきました。終わります。あり がとうございました。

〇議長(名幸利積)

一般質問を続けます。 稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

私のほうからは、2点ほど質問いたします。 まず1点目に、令和4年度実施するコミュニ ティーバス実証実験の拡充について。

公共交通空白地域が多数存在し、地域移動に 課題があるとして、令和元年から令和2年に無 償実験を開始して以来、令和3年度に引き続き コミュニティーバス有償実験を拡充する計画についてお尋ねします。

この計画は3年ほど経過しているんですが、 なかなか本格運用実施に至っていません。令和 4年の実証実験拡充の狙いは何なのか、これま で実施した実証実験で得られた成果はあるかと いうことのお尋ねであります。

- ①令和元年度から実証実験が実施されたが、 実証実験で得られた成果について。
- ②これまで実施した実証実験の経費は。年度 ごとにお願いします。
 - ③令和4年度実施する実証実験の目的は何か。
- ④コミュニティーバス運行本格実施の時期はいつか。
- ⑤公共交通と連携する公共ネットワークづく りと地域公共交通計画の内容は。お尋ねします。 2点目です。

浦添市、中城村、北中城村が共同整備する新 一般廃棄物処理施設の進捗状況。

2027年に青葉苑に代わる浦添市、中城村、北 中城村の共同整備する新一般廃棄物処理施設整 備について、基本合意は交わしているが、建設 に向けた作業部会、新一般廃棄物処理施設整備 推進室が設置されているが、定期的に会議は開 かれているか、また施設整備計画は進んでいる か。

以上、2点をお伺いします。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

では、稲福議員の御質問にお答えいたします。 稲福議員、まず1番目に、令和4年度実施するコミュニティーバス実証実験の拡充について ということで、①として、令和元年から実証実 験が実施されたが、実証実験で得られた成果等 について。

令和元年11月25日から令和4年2月28日まで の観光周遊バス利用者数は、延べ1万3,360人 で、日当たりの利用者は16.3人となっています。 令和2年度からのコロナ禍の影響もあり、観 光客の利用は減少傾向であるものの、地域住民 の利用者数は定着しつつ増加傾向であったこと から、地域住民における公共交通ニーズの高ま りが見受けられました。

②番目の、これまでの実施した実証実験の経費を年度ごとにということで、まず令和元年度が1,623万4,890円、令和2年度が2,911万1,934円、令和3年度が2,496万4,448円となっています。

③番目に、令和4年度実施する実証実験の目的は何かということです。

実証実験の結果より、観光利用メインから地域住民利用をメインとするルートに変更を行い、コミュニティーバスとしての維持可能性について、引き続き検討を行っていきます。

④番目のコミュニティーバス運行本格実施の時期はということです。

今年度より拡充する運行ルートの実証実験結果や、新たな公共交通体系の可能性について検討を行った上で、本格運行の実施について検討していきます。

⑤番目の公共交通と連携する公共ネットワークづくりと地域公共交通計画の内容についてですけれども、地域公共交通計画では、村が抱える公共交通の課題解決に向けた方針とプランを示してまいります。

路線バスやタクシー、スクールバス、あやかりの杜バス等の村内既存公共交通の役割と位置づけを明確にし、それぞれが連携することで移動利便性を向上させていくことを目的とするものでございます。

2番目に、浦添市、中城村、北中城村が共同整備する新一般廃棄物処理施設の進捗状況についてでございますが、令和3年度においては、担当課会議は1回で、書面決議が1回行われました。

主な内容としては、連絡協議会は各市村より 負担金で運営していますので、決算、一般廃棄 物処理基本計画、スケジュール等を浦添市から 報告し、令和11年度の供用開始に向けて計画を 進めているところでございます。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

このコミュニティーバス運行の質問については、今回で3年目となります。

今回質問は、このように北中城村観光周遊バス実証実験検討会議ですか、それをまとめられたものについて、まとめを通しながら質問させていただきたいと思います。

本来、2022年に本格実施ということにはなっ ていますが、さらに1年拡充して調査するとい うことでありますが、じゃ、まずこの拡充にお いてどういったところまで来ているか、ちょっ とお尋ねしたいと思いますが、これまでの検討 の流れで、一般乗用旅客自動車運送業でコミュ ニティーバスの可能性について検討されている と思うんですが、令和4年度はコミュニティー バスですか、定期運行をするという目的でされ ていると思うんですけれども、コミュニティー バス運行について、何というんですか、これを どうしても拡充してやるということで質問があ りますが、これについてまずどのような形でや るのか、路線も拡充もするというふうに答弁さ れていますので、この辺をちょっとお尋ねしま す。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

今あくまで案ですが、今現在、旧停留所を観 光目的に回っているのを全体で25停留所、主に 観光プラス、バスが通っていない地域を中心に、 村内網羅した形のコミュニティーバスを今考え ているところでございます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

拡充する、ルートも大幅にバス停が増えたと いうことであります。

この調査結果から、この検討会議の中でもいろいろと議論はされて、またアンケート調査も実施されているようでありますので、まずバス利用者がここ3年間、バスを乗って降りた場所とか、この乗る目的というのか、そういうのをアンケート調査も実施されているんで、上位3位までをお伺いします。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

利用者アンケートから、まず利用目的ですけれども、一番多かったのが買物ですね。2番目が観光、3番目が集会とか習い事ということになっています。

乗車場所、乗るところ、一番多かったのがイオンモールで、2番目がEMホテルさん、3番目が役場前となっております。

次に、降車、降りた場所の一番多いところが イオンモール、2番目が中城城跡、3番目が中 央公民館ということになっております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

じゃ、次の再質問ですね。

実際、乗る方のアンケートが中心かなと思いますけれども、実際観光客と村民の方が乗られたと思うんですけれども、この辺は乗るときにアンケート調査されていると思うんですが、実際この間、3か年間で村民が利用されたのは何

名でしょうか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

アンケートは何回か定期的に行って、全員乗った人に対してのアンケートは今取っておりません。

アンケートの中で、地域ごとは分かれていなくて、県外から来た、村外の県内、また北中城村という割合を出していますけれども、その中では村内は57%です。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

今回は利用者、そして村民の方、県外の方というか、これ、アンケート調査はそのバス利用 以外にも、もう一度確認します、アンケート調査をしたという、調べたということでしょうか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

実際にバスに乗った方の期間を決めて、それ のサンプルを取っております。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

この調べから村内の方が57%ということで、 先ほど答弁でも地域における公共交通のニーズ の高まりが分かったということでありますので、 今回、本格実施に向けた拡充ですか、大分期待 したいと思いますけれども、先ほどバス停の数 が 9 か所から25か所ということで、大分ルート の変更があるような、そういうふうに見受けら れます。その辺について、どこをどういうふう に通るのか、それをお聞かせください。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

イオンから出発はしますけれども、イオンを 通って、島袋を通って1周、美崎とか荻道、大 城回った1周のやり方と、反対にイオンを中心 に喜舎場回り、EMホテルさんを通りながら喜 舎場回りということを今考えております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

これ、逆回りとか、時計回りとか、反時計回 りとかの感じの運行なのか、お願いします。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

反対回りですね。島袋地域回りについては、 30分遅れで出発ということを考えております。 以上です。

〇議長 (名幸利積)

休憩します。

午前10時53分 休憩 午前10時53分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

25か所ということで、この辺一番懸念されるのは、美崎地区ということをおっしゃっているんで、案の形でいいですけれども、美崎地区からどういうふうに回るか。

例えば北中の南地区ですか、荻道、大城、安 谷屋回って、あと西地区に瑞慶覧、屋宜原があって、この25か所の、何ていうんですか、バス 停の位置、これはバス会社の、やっぱりここは 回る必要があると思うんですけれども、これに ついてもうちょっと具体的にお話しできません か。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

反時計回りと両方なんで、取りあえず島袋回りのほうから、イオンモールを出発して、サンエー食品館行って、島袋公民館、それから中部徳洲会、それから村民体育館、中央公民館、それから中城城跡、大城地区、荻道地区でパークサイド、若松公園、北中城村役場の渡口向けですね。それで仲順、これ、渡口向けで渡口、美崎向け、北中城高校前、美崎、しおさい市場、熱田、和仁屋、渡口、仲順で役場、あやかりの杜、屋宜原、EMホテルでイオンモールという、この回りと逆回りを想定しております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

ある程度、ルートが2つあるということで、 村民を対象としたやっぱり今度実証実験かなと いうふうに伺っております。

これ、1日何便を予定しているか、所要時間 は何時間というか、所要時間は幾らなのか、教 えてください。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

1日6便の2ルート、12便を今予定しております

所要時間は約1時間半から、混雑時は2時間 を予定しております。

以上です。

〇2番(稲福恭秀議員)

6 便と12便。

〇企画振興課長 (仲本正一)

1つのバスで6便なんで、反対回りも6便なんで、足すと12便。

〇議長 (名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

9便かなと思ったら6便ということですけれども、じゃ朝の出発時間、できたら、これ後でも質問しますけれども、通学バス、村長も別の側面で考えていますけれども、子どもたち、通勤、通学とか、またそういう人たちも懸念するんで、朝は何時頃で、最後は何時なのか、その辺は時間があれば。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

今、運行が9時から8時がそうですね。すみません、観光周遊バスが今9時から8時なんですね。今回コミュニティーバスを予定しているのが8時半から9時半を予定しています。

今、稲福議員からスクールバスとの関連性を 言われたんですけれども、スクールバスについ ては今別途協議会を立てて協議しているところ なんで、今後スクールバスとの連結については 協議するということで、今回仕分けはするんで すけれども、本格に一緒にやるということは検 討しておりません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午前10時58分 休憩 午前10時58分 再開

〇議長 (名幸利積)

再開します。

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

6便のうちの最初の出発が朝8時半、これが 喜舎場回り8時半。それで島袋回り、さっき30 分遅れて9時半ですね、1時間遅れ。最終が、 喜舎場回りが10時で、島袋回りが朝の11時出発。 すみません、最終の出発時間が夕方の喜舎場 6時50分、島袋回りが夕方の7時50分です。 以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

これまでの実験結果で、1万3,360人で1日 当たり16.2人ということであります。

これまで実験した中で、この調査のまとめによると、1日当たりのコストが2万4,000円出ているということの数字が上がっていますけれども、これ、今度実施に向けて、運行コストとか、今バス停も増えて、距離まだ聞いていないですね、距離も延びる中でコストが高くはなるんですが、実際こういうふうな、先ほど財源のあれ聞いたんですけれども、これ、運行コストを2万4,000円でそのまま持っていって見通しつくのか、実証実験、その辺をお尋ねします。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

すみません、運行コストがそのままという、 ちょっと数字的に持っていないんですけれども、 単純にバスを走らす運行業務が、例えば令和3 年度ですと1,200万円の予算を持っているんで すね。令和4年度、バス停も増える、またバス も2台になるんで2,600万円。だから、コスト というんですか、バスの運行自体の費用は2倍 以上になる予定となっております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

ここでなぜそれ聞くかといいますと、これま での調査で運行コストが2万4,000円で、路線 延長が11.3、今度は相当延びる、倍ぐらいにな るかなと思いますけれども、それと運送原価と かいろいろ出したのが1日当たり2万4,000円 ということで、これからすると、100円を設定 した場合は、このコスト見ました240名の乗車 ですね。これ、子どもたちだと思います。それ で200円を想定した場合は、120名乗らんと運行 コストに合いませんよとか、あと300円になる と80名の利用者がいないといけないということ で、それ、聞いていますけれども、これからす ると採算はどうなるかということで、後でお聞 きしますけれども、この辺やっぱり実験すると きにまたどういうふうに、これはやっぱり実験 しないと出てこないのか、料金設定も出てくる んで、これは僕は路線が東海岸とか西、南行く んで、大分利用者は見込めるんで、この辺の数 字を参考にするのか、この辺をお聞きします。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午前11時02分 休憩 午前11時03分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

今回の実証実験、コミュニティーバス、年度 途中から入りますけれども、今100円取ってい るものを200円に上げる予定しています。

ただ、じゃ採算取れるかということなんですけれども、今の有償実験、観光周遊の実験でも運賃の、今100円取っていますけれども、これ、全体の運行業務の4%しかならないんです。ということは、じゃ、これを実証実験して結果は出しますけれども、実際にこれがコストとして

本当に見合うのかということじゃなくて、本当 にコミュニティーバスが必要か必要じゃないか ということの判断の材料にしていきたいなと思 っています。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

じゃ、次の②に移ります。

これまで実施した実証実験の経費について、 年度ごとに出しております。

今年度、令和4年度の運行業務する場合に、 この経費は予算書から見たんですが、3,943万 4,000円でよろしいのか、それとその内訳です ね。運行業務、実験業務とか賃借料業務ですか、 その辺の内訳は分かりますか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

稲福さん、数字がちょっと違うんですけれど も、自分が持っている数字は3,945万7,000円、 内訳として、まず運行業務が2,680万4,000円で、 運行支援、実証実験の支援業務、これが925万 6,000円で、バスの車両リース、2台分322万 1,000円、それと検討委員会の旅費と費用弁償 を含めて17万6,000円という内訳となっており ます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

じゃ、これ、今度はまた実証実験やるんです けれども、今いつから実証実験するのか、あと 委託先はどこかということですね。

あと、路線も、バス停も増えたんで、使用車 両というんですか、これ、乗用タイプなのか、 小型バスなのか、あるいは何台でやるのか、お かということなんですけれども、実際やってみ

尋ねします。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

実証実験の時期を、一応10月1日をめどに今 考えております。これ、ちょっとバスの関係で ずれたりするかもしれません。

今、受けている会社ですけれども、実証実験 の支援業務は中央建設コンサルタントさんにお 願いしています。

それと、バスの運行業務ですね。バスを走ら す運転手は、琉球バス交通さんにお願いしてお ります。

車なんですけれども、現在使用しているワン ボックスカー、14名乗り、お客さんにして12名 乗りなんですけれども、これが2台を予定して おります。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

じゃ、あくまでもコミュニティーバス、村民 を対象にしたということで見えてきていますけ れども、これ、先ほども聞いたんですけれども、 今回やはり当初から定期運行というんですか、 まだ答え出ないと思うんですけれども、もし採 算というような話も出てくるんですけれども、 今琉球バスさんにお願いしているということで すけれども、今バス、ワンボックスカーでした ら14名なんで、これ2台ということですが、こ れで対応できそうですか。その辺ですね。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

実際に乗れる人数は12名で、2台対応できる

ないと分からないという状態ですけれども、も しいっぱいになるようでしたら、そのとき何ら かの方法でバスを増やすのかという検討には入 ると思います。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

今回、料金設定もこれからで、採算が合うかどうかということでありますけれども、コミュニティーバス運行本格実施の時期については今まだ出てこないんですが、実験は10月ということであります。

先ほど、仲本課長も4%ですか、この辺、今 走ってみないとどのぐらいの需要があるか分か りませんけれども、本来実証実験やる場合、検 討会議の中で、コミュニティーバスは交通弱者 の移動手段が目的であり、採算性の考慮は難し いと、全国では運営に必要な支出の3割の売上 げがあれば成功の目安ということで、何か会議 の中で話されたような感じがありますが、やは りこの辺が一番肝心なんですが、目安的に3割 上げるような形でやる場合、いろんな方向とか、 いろいろまたお互いも協力しないといけないと 思うんですけれども、やはりバス、まず乗車利 用させるために、これ、僕からすれば、何てい うんですか、住民に周知されていたのか、広報 不足なのかが懸念されるんで、この辺どうやっ た方向で、10月から始まるんで、住民に伝える のか、ただ防災無線とか広報だけで足りるのか、 この辺どういった方法で周知するか、お願いし ます。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

広報なりホームページなりチラシなりとは思ってはおりましたけれども、もっといい方法で

広報活動ができるんであれば、それはそれで検 討してまいりたいと思っております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

さっきも言いましたけれども、100パーじゃなくて3割の売上げがあれば成功の目安ということで会議の中にもうたわれていて、今回本格実施に向けて、ですからこの3割でよしとするのかですね。

やっぱりもともと住民の周知が徹底しないといけないんですけれども、できたら半分とかそういうことをお願いしたと思うんですけれども、今度はバス停利用度の問題なんですけれども、やっぱり路線バスの乗り継ぎ場所、例えば高速バス停が近いから乗り継ぎとか、あるいはイオンライカムはいろんな系統の場所があるんでいいんですけれども、この辺は検討会議の中でも、荻道、大城側からすれば、イオンよりもむしろ普天間側に行くということの意見もあるんですね。だから、もっともっとバス利用のためには、普天間行くような形のこともルートに入れてほしいなということを提言します。

あと、先ほどバスの乗り降りの中で、中城公園が何か上位に入っていましたけれども、この辺をちょっと提案ですけれども、隣の中城の護佐丸バス、まだこっちまで来ていませんけれども、双方の協議の中で、中城の方はイオンライカム行けるような形、こういうのは連携も必要じゃないかなと思って、今先ほどのバスの降車の話も聞いたんで、そのためなんです。

この辺、提言したいんですけれども、あるいは沖縄市の循環バスですか、あれ、こどもの国とか、あと運動公園も、もちろん美崎も向こう通ると思うんですけれども、その辺の向こうの運行時間と合わせたタイミングも図るとか、あとはさっき言った中城バス、御佐丸バスとのや

っぱり時間帯を工夫して、乗りの便利をして利 用者を高めるというのも実験に組み入れたらど うかなと思っていますが、いかがですか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

各市町村の連携事業は、県の公共交通会議というところがありまして、今、中部広域の市町村が集まって話合いをしているところです。

一応、北中城村としては、中部なんですけれども、まず沖縄市と接点があるところと実証実験をしたいということで前年度から話し合って、その中に北中城は沖縄市と、まず泡瀬方面に行ける体制づくりを今検討しているところです。

ただ、今回コミュニティーバスを走らせることによって、中部徳洲会と、さっき議員がおっしゃった運動公園前は、沖縄市のバス停も止まるということになっていますんで、その接点は出てくると思います。

ただ、残念、宜野湾方面との接点がまだ見いだせていないというのと、中城との接点、まだ見いだせておりませんので、この県の公共交通会議の中で話し合えたら、それはそれで検討の材料としてやっていきたいと思っております。以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

ぜひ中城村の護佐丸バスとか、沖縄市の循環バスも視野に入れて、お互い中部広域圏内で、それを生かすことによって路線バスの活用も生まれるんじゃないかなということで質問しています。

次に、⑤公共交通と連携する公共ネットワークづくりと地域公共計画の内容はということで、地域公共交通計画では、村が抱える交通の解決に向けてプランをつくって、路線バスやタクシ

一、スクールバスとか、あやかりのバス、それぞれの公共性の役割と位置づけを明確にして連携していくというお尋ねですけれども、それについて、今回、先ほどもちらっと話聞こえたんですが、このコミュニティーバス実証実験は、もちろん通勤通学のバスもコミュニティーは目的としているんで、この辺、今の計画とコミュニティーバス実証実験の拡充と地域公共交通計画とはあくまでも切り離して考えるということですから、もう一度確認します。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

あくまでもコミュニティーバスの運行は、実 証実験をしながら、この公共交通計画に盛り込 んでいく予定しています。

公共交通計画では、先ほど議員のおっしゃったとおり、路線バスとタクシー、いろんな村内に走っているバス、あやかりの杜などの仕分けをきれいにすることによってこの計画を立てて、最終的な目的は、財源がなくなったときの国庫補助対象というのがあるものですから、今実証実験行っていますけれども、実証実験であれば一括公金使えますけれども、本格稼働したときに財源がないものですから、最終的には国交省の補助を取る予定の計画となっております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

できたら、今回せっかく拡充するものですか ら、それを視野に入れてまた盛り込むのはどう かなということであります。

村長、令和3年度、北中城村の通学バスは、 今委員会を設置して、今後の在り方について答 申を踏まえて見直しに取り組むということであ ります。

これを今課長がおっしゃったように、これ、 連携を組んで路線バスとのつなぎでこの空白地 帯を解消するということでありますけれども、 これについては昨日も金城高治議員からも質問 ありましたけれども、これ、有償にするか、無 償にするかということの議論がありましたけれ ども、これ、例えば中城村も教育委員会、大型 バス2台持っています。向こうは有償です。 100円かちょっと確認していませんが、この上 地区というんですか、上の山手のほうの生徒児 童たちを運行しています。これはコミュニティ ーバスはもちろん利用しないですけれども、料 金は取っているそうです。これ、確認しました。 下の地区の児童生徒はどうかということを尋ね たら、コミュニティーバスを利用しているとい うことで、これ、無償にしたら不公平感が、僕 は苦しい財政負担にもなると思うんで、下の 方々の生徒児童はコミュニティーバスを利用し ているよというふうに確認しています。

この辺、これ、昨日もあったんで、財政的な 負担があるんで、これはやめたらどうかという 言葉じゃなかったと思うんで、この辺はどんな ですか。やっぱり見直しして、まずはやってみ るということですか。財政負担が予想される。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

私の考え方としては、基本的にはコミュニティーバスも通学バスに使えるような感じだと思っておりました。まだ、そこに具体的な報告は来ておりませんけれども、思っていました。

コミュニティーバスについては確かに有償設定がされておりますので、またそれに対しての補助金も出てくるんで、ある意味では無償は難しいかなと思うんですけれども、ただ今後スクールバスを今までやった有償から無償、それを無償、また有償ということについては、また今後の状況を見て判断したいと思いますので、た

だ現行のところ、まだ無償でいきたいと考えて おります。

〇議長 (名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

昨日は、アンケート調査の中で、これ、無償だったら50パーは乗ると。じゃ、有償だったら乗らないということは、利用しなくてもいいのかなというようなことも考えるんですけれども、全域を村長、この児童生徒、無償でやるというのは大変な財源を、もちろん交付税措置されるかということもおっしゃっていますけれども、この辺、今財政逼迫とか行財政改革といろいろやるのに、また逆方向に行くのか。

じゃ、バス1台では足りない。バス2台、また購入する。あと、運転手もつけないといけないというのと維持管理、あと、あやかりバスも活用するんですか。あのバスも壊れますよ、あれはもう17年がたっていますので。その辺の捻出はどうするか。

今基金の条例もつくっていますけれども、果たしてこの計画がいつ頃までかかるのか、その辺もちろん答申受けてからなんですが、基金も積立てするぐらいですから、実際全域を回るという想定ですね、スクールバスに関しては。本当に実施可能、可能というか、いつ頃できるのか、全地域。あやかりバスも、とにかく2台購入しないといけないというのと、運転手含めてなんです。この辺、もう一度。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午前11時20分 休憩 午前11時23分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

じゃ、次の2番の質問にいきます。

浦添市、中城村、北中城村が共同整備する新一般廃棄物処理の進捗状況についてお尋ねします。再質問ですね。

令和3年度において、担当者会議は1回、書面決議が1回ということですけれども、この年1回の会議の進め方で十分な話合いができるのかですね。

タイムスケジュールによると、第1次計画や 基本計画、基本設計、発注、公募などについて どこまで話が詰められているのかですね。

どうも浦添市のペースで事業が決定されているのか、2村の意見は反映されているのか、お尋ねします。

〇議長 (名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

稲福議員の再質問についてお答えいたします。 本来ならば、そういう中で年3回とか、そういう会議が開催されていたんですけれども、ちょっとコロナの影響でそういう会議が開催されていなくて、一応、今年度からは今後この循環型社会形成推進地域計画、これに基づいてこの施設の規模とかが決定されてきますので、その辺については、浦添市からそういう提案があった場合、またこの2村のそういう意見も申し上げながら、そういう中で反映はされております。以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

じゃ、去年は年1回会議が行われたということですが、その会議の内容とか、書面決議の内容というのは分かりますか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

書面決議の内容につきましては、基本合意の変更、この基本合意の変更というのは、当初稼

働目標年度が令和9年でしたが、これが2年延びたことによる基本合意の変更と、そしてまたタイムスケジュールですね。そういうことになっております。

あと、また第1回の会議の内容は、先ほど申 し上げました循環型社会形成推進地域計画と、 それとまた一般廃棄物の処理基本計画、そして またプラスチックごみの資源化についての、そ ういったのが会議で話合いされております。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

当初は2027年の運用開始で、今度は、令和に したら令和11年に、2か年延びたということで す。

これは何か計画変更があったんでしょうか、 この辺は。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

当初の予定では、2021年に予定価格設定であったが、建設単価が2019年の単価を考慮することになり、ちょうどオリンピック景気を考慮すると、一番本当に高騰している時期だと考え、2年延ばすことにより、この建設事業費の軽減ができるのではということで2年延ばした経緯があります。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

分かりました。

前も聞いたんですけれども、今回2回目ですけれども、1市2村の財政内訳と負担割合についてお尋ねします。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

新クリーンセンター建設に係るそういった財

源負担は、単費が3億円で、そして起債が20年 の約17億円と見ております。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

これは村の負担分ですか、北中城村の。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

村の負担割合分で、総事業費が247億円かかりまして、その中の北中城村が13.2%、そこで単費が3億1,400万円、そして起債が17億円となっております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

じゃ、およそ20億円ということでよろしいでしょうか。

あと、9年ぐらいたつんで、まだお金の心配というんですか、急ぐものではないかと思うんですけれども、あとは基金積立ての話にもなるんですが、今の村長の、財政逼迫により健全財政運営のために行財政改革、重大課題としておりますけれども、整備計画の起債の計画もあるようでありますので、今後財政改革の行方を見据える上にお伺いしました。

ちなみに、令和4年度、北中城村清掃事務組合一部負担金が2億円ですけれども、これ、やっぱり運用開始した場合、この維持管理の問題があるんですが、この維持管理についてはまだまだ分からないですか。まだ先の話ですか。どのぐらいの維持管理になるのかというのは分からないですか。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午前 1 1 時 2 9 分 休憩 午前 1 1 時 2 9 分 再開

〇議長 (名幸利積)

再開します。

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

この辺については、またいろんな規模とかそういったのでも、ごみ量の推測とかそういうのを含めてになりますんで、まだこの辺については、そういうのはこれからのまた協議事項となってくると思います。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

今、現時点で、事務組合でやった場合は2億円の負担金で済んでいるよということをお聞き したかったんですが、それ以上に高くなるとい うのは間違いないと思います。

というのは、今、収集運搬業務がかなり遠距離になるんで、その運行コストが高くなるんで、やっぱり収集車の台数とか、あとは、何ていうんですか、ごみ収集を1日何回と、1週間に幾らというのがあるんで、この辺も変わってくるんで、多分高くつくんじゃないかなということで、これから財政運営を試算しておかんと、ちょっと困るんじゃないかなという。

起債でも17億円ということですので、今基金 積立てが今どのぐらいですか。基金積立ては幾 らありますか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

基金の積立ての件、今現在2億700万円を積み立てております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

村長の重大課題である健全な財政運営に資金 計画も重要だと思うんですけれども、今、毎年 4,000万円ですか、そのぐらいの積立てで、あと9年あるんですけれ、あと起債が17億円ということですので、やっぱりこの3億円というのが基金で埋めるのか、この辺がちょっと厳しいかなとお伝えしています。

今後の収集業務について、最後の質問ですけれども、一般廃棄物処理施設のごみ収集におけることについて、燃やすごみ、燃えないごみ、危険ごみとか、資源ごみの取扱いについて、従来どおりで、向こうは中間処理施設だと思うんですけれども、これと変更になる可能性があるのか、どこまで話、詰めているのかですね。

あと、粗大ごみの取扱いはどうなるのかについて、最後の質問ですが、伺います。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

ごみの分別における危険ごみ、燃えないごみ、 そういった資源ごみの取扱い、粗大ごみの取扱 いについてですが、危険ごみ、燃えないごみ及 び粗大ごみに関しては、新クリーンセンターへ 搬入になります。そして、資源ごみについては、 今後ペットボトルについては村で処理しますが、 缶、瓶については浦添市リサイクルプラザへ搬 入予定です。

これについても、今、分別の仕方とか、そういったのも今後そういう中で、また担当者会議でまた話し合ってくると思います。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

もう1点、すみません、聞くの忘れました。 先ほど聞いた運用開始後の収集業務について、 やっぱり増える可能性があるんで、その辺はど う見込んでいますか。これで最後にしますんで。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

恐らく、この運搬業務の工程がやっぱり距離 長くなりますので、その辺、またごみ収集運搬 業務の委託料の、そういった増額が懸念されて くると思います。

以上です。

〇議長(名幸利積)

稲福恭秀議員。

〇2番(稲福恭秀議員)

分かりました。

とにかく浦添に移行した場合は、今よりももっと負担が大きくなるということが大体うかがえるような感じがありますので、村長、これも含めて、行財政改革とか組み立てられるんじゃないかと思うんですけれども、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午前11時35分 休憩 午後 1時00分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

一般質問を続けます。

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

通告に従い、一般質問をいたします。

今回は私の3期目の最後の機会でありますので、何とか欲張ってたくさんの質問を考えておりましたが、絞りに絞って、大項目別に4点にしました。

まず1点目は、地域の方から質問の依頼があり、村内の放置物件や、沖縄市民から訴えのあった不法投棄についての質問をいたします。

2点目は、この点についてはこれまでたびた び取り上げてきましたが、まだ結論を見ていな いので、今回改めて質問をいたします。それ はイオンと徳洲会病院に架かる高架橋の件で す。 まだ、前政権は架けたいとのことでしたが、 現村長はどう思いますか。

私はちなみに反対であります。しかし、県道の上を架かる高架橋ですから、県の予算で考えるのであれば話は別であります。反対はしません。

3点目、たびたび取り上げております村民体 育館の施設の質問です。それも床の件です。

私も確かめましたが、床、凸凹になっていま す。修理が必要ですが、企業が負担とのことで したが、もう一度確認をします。

4点目は、福祉農業の事業については前政権 も計画していたようですが、それを引き続き引 き継いだ事業か、説明を求めたいと思います。

これから、詳細にわたって順次質問を行っていきたいと思います。

1、村内の放置物件の不法投棄等について。 地域の住民から放置物件や不法投棄について の御意見や要請等があったので、その点から質 問に入りたいと思います。

①まず、放置物件と思われる車両等が高速道路の喜舎場バス停の近くに放置されているが、 その点は御承知か。

②そのほかにも、村内に同様なケースがあるか。

- ③車両を放置する要因は何か。
- ④今後の対策として、どのようなことを考えているか。
- ⑤どの地域に車両放置が多いか、把握してい れば説明を求めたい。

⑥ごみらしきものが島袋と沖縄市の与儀の境目に長期にわたって置かれていたと沖縄市民の方から訴えがあったので、翌日役場にその旨を伝えました。そして、その翌日に沖縄市の市民から電話があって、もう処理されていたよということでありましたが、その点についてちょっと聞いておきたいと思います。

⑦不法投棄 (ごみ等) のクレームが村民から

あるかということです。

大きな2、イオンと徳洲会に架かる高架橋に について。

県道に架かるイオンと徳洲会病院の高架橋に 関しては、県の予算で計画するのであれば納得 がいくが、村の予算であれば反対をしますと。

①前政権の頃から幾度もこの件については取り上げた。県との交渉があるので、ぜひ実現したいとの答弁があったが、その後どうなったか、説明を求めたいと思います。

②県道の上に架かる高架橋だから、当然責任 を持って実現したいなら、あえて反対はしない が、現政権はどう考えているか。

③ちなみに、地域の住民が高架橋を歩いてイオンに買物に歩くかは若干疑問がある。時代の流れかもしれないが、まずは車を利用して買物に行くと思うが、どうでしょうか。

④念のために、前村長はないよりかあったほうがいいとの答弁があったが、村長はどう考えるか。

⑤担当から、アリーナ建設等もあり、まちづくりの一環として高架橋は必要だとの答弁がありました。

大きな3、村民体育館の設備等に関して。

村民体育館については、以前から問題がある と考えて幾度か質問をしました。その点を改善 されたか、今回も取り上げてみたいと思います。

①日頃バドミントンを楽しんでいる御婦人の グループから、村民体育館の床について問題が あると訴えがあり、その点を議会で一般質問と して取り上げたが、承知かどうか。

②床が凸凹になっているのは、体育館の当番も知っていた。その場所も教えてくれた。議会の答弁では、企業側が修理するべきとのことでした。大分時間も経過しているので修理されていると思うが、いかがでしょうか。

③御承知のとおり、体育館の最も大事なところは床だと考えるが、修理はできるだけ早めに

やったほうがいいと思うが、いかがでしょうか。 ④村民体育館は、正直、予算があれば全体的 に機能チェックをしたほうがよいと考える。例 えば音響、舞台、床、駐車場等。

大きな4、福祉農業の事業計画。

前政権の頃も福祉農業についての計画があったような気がいたします。その計画も途中でしばんだような感じがしたが、その計画の続きですが、その引継ぎもあったのでしょうか。新しい政権に代わって、具体的な動きが見えるように思う。

- ①予算面、つまり補助金等の件で国との交渉 はありますか。
- ②交渉しているようであれば、規模的にどれ ぐらいになりますか。
 - ③企業も参加しますか。
 - ④もし参加するようであれば、どういう形で。
- ⑤事業計画は実質いつ頃終わり、福祉農業と していつ始まりますか。

以上です。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

では、比嘉議員の質問にお答えいたします。 1番目の村内の放置物件や不法投棄等につい ての御質問でございます。

まず、①のほうで放置物件と思われる車両等 の高速道路の喜舎場バス停近くに放置されてい るが、承知しているかということで、承知して います。

梅雨明け、放置車両として条例に基づき対応 を予定しております。

②番目に、村内に同様なケースがあるかということですけれども、村内の同様なケースについてですが、渡口集落内で2台、中学校周辺で2台、若松公園駐車場2台、屋宜原民地内で1台、これはバイクです。中部徳洲会病院、病院駐車場1台あります。

- ③番目の車両放置の要因はということですけれども、車両放置する要因は行為者のモラルの 欠如によるものだと考えます。
 - ④番目に、今後の対策として。

今後の対策として、施設管理課と防止対策を検討していきます。

- ⑤どのような地域に車両放置が多いかという ことですけれども、一般的に村内の監視の行き 届きにくい場所が、車両放置が多いと思われま す。
- ⑥番目の住民からの訴えによる対応ですけれ ども、ごみの対応については迅速に対応してお ります。
- ⑦番目に、不法投棄、ごみ等のクレームがあるかということですけれども、不法投棄の村民からのクレームについてですが、連日あります。
- 2番目のイオンと徳洲会病院に架かる高架橋についてですけれども、まず前政権も取り上げ、県との交渉があるので、ぜひ実現したいとの答弁があったが、その後どうなったかということですけれども、それから①と②をまとめて回答いたします。
- ②は、県道上に架かる高架橋だから、当然県 が責任を持って実現したいなら、あえて反対は しないが、現状県はどう考えているかというこ とです。
- ①と②の回答については、令和2年3月の定例議会において、県としては優先順位が高くないとの判断があり、村事業として進める旨答弁しており、現状で県との調整は行っておりません。
- ③番、ちなみに地域住民が高架橋を歩いてイオンに買物に行くかは若干疑問がある、時代の流れかもしれないが、まず車を利用して買物に行くかと思うが、どうでしょうかということですけれども、沖縄においては車社会が一般的であるとは思いますが、交通弱者免許証返納者や身体障害者などや健康志向の高まりによる徒歩

移動の増加に伴う歩道橋の利用が考えられます。 また、休日には病院側の駐車場をイオン利用 者が使用することもあり、住民の利用も否定で きないと考えます。

④番目に、ないよりはあったほうがよいとの答弁、どう考えるかということですけれども、それと⑤番目がアリーナ建設等について、まちづくりの一環として高架橋は必要だとの答弁ということで、④番と⑤番をまとめて回答いたします。

当該歩道橋は、防災まちづくりとして、医療・物資・避難所の動線を確保する目的を有しており、多目的アリーナ事業との関連性が深く、 多目的アリーナ事業の見直しと併せて再考する必要があると考えております。

なお、公共施設の設置に当たっては、費用対効果をはじめ、村民の日常生活における利便性の向上や観光及び経済振興への寄与等、幅広い視点から整理することが肝要であると考えます。

村民体育館の設備等に関してですけれども、 3番目、まず利用者のほうから、体育館の床に ついての問題ということで、これに対して、生 涯学習課として、令和3年度6月議会において 比嘉議員より質問をお受けしたことを承知して います。

それから、②のほうで床の凸凹についてなんですけれども、施設の貸主となるルネサンスとともに協議し、修繕に向けて令和3年11月に体育館の床材の一部をはがし、状況確認と修繕に係る工程の検討を行っております。

③番目が、床の修繕については早めにやった ほうがよいということですけれども、修繕主体 となる佐藤工業と協議を行っており、9月をめ どに工事を行う予定であります。

④番目に、体育館の修繕等の質問ですけれど も、まず舞台の可動チェックや音響機器の接続 テストは毎年実施しておりますが、施設備品や 建物の設備など、施設機能保全に係るチェック については、施設の定期点検などでルネサンス と協議し、実施してまいります。

4番目に福祉農業の事業計画についてですけれども、まず①番目に予算面、補助金等の件で国との交渉はあるかということですけれども、当該事業の第1段階整備分につきましては、内閣府が所管する沖縄振興特定事業推進費を事業者が要望しており、現在内閣府と事業計画の説明等のやり取りを進めているところです。

同事業は、地域再生推進法人である株式会社 EM研究機構が事業者となっております。

それから、②番目についてですけれども、規 模等についての御質問です。

第1段階における総事業費、基本計画時の概 算は5億1,460万円でございます。

③番目に、企業も参加しますかですけれども、 ①でも説明したとおり、民間事業者で整備を行いますので、国との計画の内容等の説明や資料 作成のやり取りについても、事業者主体で行います。

④番目に、もし参加するようであればどういう形でということですけれども、計画区域における地権者から事業参加の意思が得られない場合は、民間業者に参加を募り、事業提案方式を用いて参加する事業者を選定していくこととなります。その後は③で説明したとおりでございます。

⑤番目に事業計画の終わりと始まり、福祉農業としてのいつ始まるかということですけれども、当該事業は現在第6段階整備までと計画をしており、令和4年4月1日現在で、第6段階事業の整備完了まで令和10年度末としています。以上でございます。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

じゃ、1番目から入りたいと思います。 御承知のとおり、ちょうど高速道路の喜舎場 バス停の近くに、今日数えたら5台でしたね。 5台の放置車両があります。それについては認 識されたようですが、これは結構長く放置され ているんですよね。その間、何か対応されたか どうか、ちょっとお聞きします。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

一応、そういう中で現場は確認しております。 ただ、やっぱりこれは手続が必要ですので、 ちゃんとした条例に基づいて、この梅雨明け、 そういう中で段階を踏んで対応していきたいと 考えております。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

このいわゆる放置車両についても、僕は警察 の範疇に入るのかなと思っていたら、今日改め て確認して、全部この5台とも軽自動車でした ね。そして、車両番号もついているから、これ の対応は意外と早めにできるんじゃないかなと 思いますけれども、それはどうですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

まず最初、警告の貼り紙をします。そこから 基づいて、また警察へ照会、これ事件性とかい ろんな何かないか、それから基づいて公告した り、そういう中で、車両ナンバーがついていて も、最低でもこの手続は半年以上はかかります。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

皆さん方が対応していないということでもないんです。立て看板に御遠慮してくださいと書かれているんですよ。でも、この御遠慮してく

ださいとの言葉が弱いせいか、全く動きがない という。もう少し、今おっしゃったけれども、 強めの案内はありませんか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

じゃ、この辺については、管理課と相談しな がら対応していきたいと思います。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

急ぎ、お願いします。

これを指摘したのが喜舎場の方で、やっぱり 美的感覚が鋭いというか、北中城村はいわゆる 観光立村を目指していると、今見ているとどう もそぐわないんで、比嘉さん、ぜひ早めに処理 してくださいよという注文がありました。ひと つ、よろしくお願いいたします。

そして、2番目に、そのようなケースが五、 六か所あるようですが、そのほかにも見当たり ませんか、考えること。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

今、実際この環境対策課で把握しているのは この台数でございます。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

今、五、六か所ありましたけれども、挙げて もらいましたけれども、実はこの前見たときに は、例の高速道路と安谷屋から荻道に行く、そ の十字路にいつも何台かあったんです。でも、 見たらなかったんですけれども、あれも油断す るとまたそこに置かれるんじゃないかなという 1点と、それから荻道に行く間の途中で、あっ ちもどっちかというと緑が豊かなものですから、 やっぱりきれいに並べた廃車というか、あるけれども、並べてありました。そこは車両番号はなかったんですけれども、そこはお気づきですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

今おっしゃられた箇所についてはまだちょっと把握しておりませんが、ただ、今述べた若松公園の駐車場の2台に関しては、ちゃんとそういう警告して、今そういう中でこの所有者にも通知等を送ったりしております。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

ただ、今10台ぐらい止まっているところ、僕は強く質問ができなかったんですが、理由は、もしかするとこの土地がその地主で、その車の地主かなと思ったりもしたんで、ただ、そういう地主であっても、そういった車両については申していいのかなという疑問があります。それはどう思いますか。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

当該車両等については、基本的に人の財産で すので、即、地権者だからといって、そこです ぐに処分するということは困難かと思います。

まずは条例にのっとりまして、北中城村放置 自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条 例がありますので、その条例に則して、まず警 告、そして撤去命令ということになります。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

実は僕もそう思いますけれども、ただ気になるのは、さっきあの通りは緑が豊かなんですよね。そして、公園に向かうということからすると、美的感覚からすると少し、法には触れてい

ないけれども反するのかと思って、これも質問 はしました。

じゃ、次にいきたいと思います。

車両放置の要因が何かということで、これは モラル、私もモラルの欠如かなと思います。し かし、じゃモラルの欠如をして、皆さん方も御 承知と思いますけれども、我が村は教育立村で あり文化村とも言われています。そういったこ とからすると、モラルの欠如というのはやっぱ り意に反するんで、何とかそういった教育とい うか、それを考えていただければ、いかがです か。質問、難しいですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

そういった、やっぱりモラルの育成というか、 そういうのも、どのようにしていくか、今後考 えていかないといけないと思いますけれども、 やっぱり監視の届きにくいところにそういった のが増えてきますんで、やっぱり管理課として、 そういう中でまた連携しながら対応を考えてい きたいと思います。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

確かにおっしゃるとおりです。

前はさらに悪かったんですよ。この高速道路 の喜舎場の奥に行くと、あそこも放置車両、結 構あったんです。これも見たけれども、なかっ たです。

それで、この対応の仕方、例えば最後の対応、 引っ張っていくとか、何かそういったことは考 えていらっしゃるんですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

先ほども申し上げたとおり、まず現場確認に

2週間程度かかります。あくまでも全部条例に のっとって。そして警告、貼り紙して、本当に この人の持ち主に、所有者に、これに大体また 2週間かかります。その後に警察へ照会して、 その後公告して、そして6か月程度して、もう それの持ち主が分からないとなれば、廃棄物と して認定すれば、そういう中で処分が可能とな る。

でも、かなりやっぱり時間は、条例にのっとってやっていきますので、かかっていきます。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

ちなみに、ここにある5台の物件は全部番号 がついているんですよ。多分、持ち主は分かる んじゃないかと思うんですけれども、そういっ たことはされていますか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えします。

軽自動車であればそういう持ち主が、村内であればそういう中で持ち主、所有者を追跡して、そういう対応できますけれども、ただ普通乗用車の場合、またいろいろ自動車協会とか、そういったところに確認したりしますので、ナンバーがあればそういう中でそういう所有者を追跡できるんですけれども、ナンバーがない場合は、その中でこれ、特定していくのがかなり時間、6か月以上、もう1年近くかかったりしますので、そういう中では、所有者をまず追跡していくことが最初の手順となってきます。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

ぜひ早めに対応していただきたいと思います。 私に注文をつけた喜舎場の方は厳しい方で、 ちゃんとやったかとまた聞かれそうなんで、ひ とつよろしくお願いいたします。

それから、ごみの対応についてですが、たまたま友人というか、友達というか、比屋根の方で、その比屋根と島袋の境目に結構ごみが長く放置された。

その場所でごみを置く場所なんかも、これは 分かりませんけれども、そういったことがある のは、こういったケースはこの1件ぐらいなの か、あるいはまたほかにもあるのか、それはど うですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

このごみの対応については、本当にいろんな ところでやります。

そのために、昨日もありましたが、この不法 投棄のパトロール、そういった方にもまた協力 していただいて対応を行っているところでござ います。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

最近、この友達ともお会いしましたら、直接 課に伺って、この旨話ししたんです。そしたら、 翌日ちゃんと処理されて、多分もう、というこ とは、北中の地域のものかなと思ったんですけ れども、処理が早くてちょっと私もいい気持ち になりまして、その方も話合いが弾んだんです。

それから、不法投棄が村の中では結構あるということですけれども、どういった内容のクレームですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

どこどこの地域にごみがあるけれども、これを対応してくれないかという、そういったクレームというのがしばしばあります。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

僕はあまりこのごみのことには強く言えないんですが、時々黄色い紙を貼られたりするんですよ。持っていっていない。ただ、黄色い紙が貼っていなくて、持っていかれたら気持ちがすっとするんです。これ、個人的に。その分別での問題ありませんか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

この指定した場所に、ちゃんとした分別すれば必ず回収します。何らかのルールですので、 その辺はやっぱり環境対策としても、住民のほうにちゃんとした分別の仕方を教えております。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

改めて大変お疲れさまと申し上げたい、その 担当の人方にも。

次にいきたいと思います。

例のイオンと徳洲会に架かる橋、これは僕も 頻繁にやったし、比嘉盛一議員もこれ、質問、 大分追及されていましたけれども、その点でも う少しちょっと触れたいと思います。

①番目、②番目見ますと、その前の答弁では、 今県との交渉をしていますということでした。 交渉していて時間もかかったんで、改めて質問 しますけれども、あの時もそうでしたか、優先 順位があまり高くないと。ということは、非常 に時間がかかるかなと思ったんですが、正直言 って、あの順位から見ますと積極的に調整する ことはありませんでしたか。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午後 1時30分 休憩 午後 1時31分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

建設課長。

〇建設課長 (安次嶺正春)

お答えいたします。

答弁書に書いてあるとおり、その時点で県としては優先度が低いということで、なかなかもうこれは採択難しいだろうということから、実施するのであれば村事業として実施の方向があるというところで、それ以降、特段県との調整というものは行われておりません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

個人的にもあまりしてほしくないなとは思ったりもしますけれども、これは盛一議員に言ったのか、僕だったのか分かりませんけれども、前村長から、ないよりあったほうがいいじゃないかという答弁があったんですよ。その後、担当課長が、やっぱり東側にアリーナだとか、あるいはいろんな体育館とかできるんで、あれとの連携するためにはやっぱりその橋は必要と言っておられました。

しかし、今考えてみますと、アリーナも正直 言っていつできるか、はっきり言えない状況に あるし、そういった中からしても、私はこの高 架橋については村が積極的に事業に乗る必要は ないんじゃないかなと思いますけれども、今ア リーナを担当されている現体制は、そのあたり も含めて、この高架橋についてどう考えている か、もしお聞きできれば村長にお願いしたいん ですが、いかがですか。難しいですか。

〇議長(名幸利積)

休憩します。

午後 1時33分 休憩 午後 1時34分 再開

〇議長(名幸利積)

再開します。

村長。

〇村長(比嘉孝則)

お答えいたします。

公共事業というのは、基本的には、まず必要性、緊急性、あるいは使用頻度と、そういったものもろもろ、多角的に見て判断すると思います。

私は、今の状況からすると、非常に緊急性の高いものとか、そういったのは今は感じておりませんので、ましてや、またこれは一般財源ということとなりますと大変な費用がかかります。

先ほどコミュニティーバスとか、あるいは一般廃棄物の将来の負担金とか、かなりもう数億単位の経常経費が出ていきますんで、今の状況じゃ大変厳しい環境かなと思います。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

前村長が言われた、それいけ、どんどんの頃かもしれませんけれども、私も徳洲会病院だとかイオンにも大変お世話になって、特に徳洲会の先生方とも仲よくなっておりますから、あの橋は高架橋が架かりますかと、村長さんがそう言っていましたけれどもと、口約束みたいなものですね、それいけ、どんどん。

個人的な意見からすると、県がやってくれる んだったら僕も賛成ですと。しかし、村がそれ に深く関わっていくと、これ、修理代も塩害で 大変だそうですね、聞くところによると。だか ら、そういった意味からすると、村でやるんで は財政にも厳しいんじゃないかなという話をし ています。それをちょっと頭に入れていただき たいと思います。

じゃ、次いきたいと思います。

村民体育館の件について。

あえてこれ質問したのは、議員の皆さん方よ く知っていると思うんですけれども、この体育 館も非常にすったもんだして結局実現したんで すが、3回ぐらい議決されなくて、4回目に議 決されて建ったものですから、何となく雰囲気 的には、何か企業が押して行政が引いている、 あるいは弱いと、そういうイメージを僕らも持 っていました。

その中で、それで、この床が凸凹に傷がついていますよ、あるいはなっていますよと言われたときに、前課長がちゃんと業者に持たせますからということを言ったんで、内心ほっとすると同時に、あのイメージがちょっと頭にあるものですから、少し気になって質問しましたら、答弁がよかったなと、本当に安堵しました。いつまでにやりますというふうなことを書いてあるんで、もしかして、新しい課長だから説明しづらいかと思いますけれども、これ、課長がお話ししている、交渉しているわけじゃないですね。前課長ですか。じゃ、もしあれだったら、感想があれば。ちょっと言いにくいと思うけれども。

〇議長(名幸利積)

生涯学習課長。

〇生涯学習課長(比嘉利彦)

お答えします。

村民体育館の整備等に関しての御質問の中で、 ②のほうで、床が凸凹になっているのは、当該 体育館の管理人も知っていますよというような 話ですが、村長の答弁にもありましたけれども、 私どもも令和3年度の6月議会での質問をお受 けして、令和3年11月に床の一部をはがして、 中のスラブの状態を確認しております。

それで、株式会社ルネサンスさんのほうが貸 主でございますので、ルネサンスと協議したと ころ、修繕するには施工した佐藤工業が担当し ますということで、それで9月までに工事をや りましょうねということは話をしております。 以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

この体育館については、なかなか契約書も見せてもらえなくて、みんな見たかどうか分かりません。僕は見ていないんですけれども、だから、何となくちょっと不安がありました。でも、しかし、前課長が約束してくれて、交渉したということでほっとしました。

ただ、僕は専門家じゃないけれども、体育の 先生とか、体育の指導に関心のある人たちは、 このセメントの上に板をくっつけた、そういう 床は傷みが早いですよ、それから膝、子どもを 駄目にしますよと言ったんで、そういった観点 からすると、もし何月かあるけれども、予算的 に都合もあるかもしれませんけれども、早めに 修繕してもらったほうがいいのかなと思います。 いかがですか。

〇議長(名幸利積)

生涯学習課長。

〇生涯学習課長(比嘉利彦)

体育館の床の修繕については、予算は佐藤工業が全て持つことになっておりますので、佐藤工業さんにお任せします。ちょうど今6月で、あと3か月後ということで期間はありますけれども、ちょっと協議した結果の日程の調整の結果、最短で9月ということになっておりますので、御理解をよろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

このことでもう一つだけ、これは別に交渉したかと、そういうことじゃないんですけれども、1つは、子どもたちのドッジボールの大会があって、そこで全県から来られて、何で来たかという理由の中には、クーラーがついているということで、それで決めたという話だったんだけれども、ただ気になったのはマイクが少し割れていると、それで聞こえなかったという1点と、そこの職員とのやり取りがうまくいかなかった

のかな、そういったことがあって、翌年は中城村に行っているんですよ、この大会は。だから、ちょっと気にはなったけれども、そのあたりのマイクの件については特に問題ありませんか。

〇議長(名幸利積)

生涯学習課長。

〇生涯学習課長 (比嘉利彦)

お答えします。

現在、施設内のマイク、音響については、確かに出力が大きくて、中で反響してしまって聞こえづらいという訴えがあったのを聞いております。

ただ、これに今、体協と村の事業をするときには、ポータブルアンプを持ってカバーしているので、そういった対応ができるのかなということは思っております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

もう1点だけ、皆さん方、私が文化協会を立 ち上げたの、分からんでしょう。この野蛮人が 立ち上げたんです。だから、非常に関心あるの は舞台です。

前村長に舞台の件、質問したら、何とかこのホールをつくる方法ないかということであったけれども、イオンの中に舞台があるから、これ使ったらいいですよという、それを使っても僕はいいですよと言われたんで、ちょっと当てにはしなかったけれども、やっぱりなかなか使えない。だったら、この体育館に舞台ができるから、しかし、できてみないと分からないので、実際見てみたら出し入れの舞台なんですよ。だから、あれも使いたいと思ったけれども、文化協会の舞台を使うには無理だなと思いました。これはちょっと不満として申し上げておきます。じゃ、次にいきたいと思います。

最後の福祉農業の事業についてですが、経過

において、これも前からちらっと話は聞いていましたけれども、EM研究機構さんが入って、そのあたりが中心になって計画されているようですけれども、これ、村の立場として、例えば国との予算交渉とか、そういったことがありますか。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

当該事業につきましては、包括的には村の事業ということになりますんで、そこに民間が参入するような形になっています。

ですけれども、これは村としても国に要請を いたしまして、特定事業推進費ということで、 それを今内閣府等に要請をしている状況でござ います

民間企業も第1段階ではもう決まっておりますので、その民間企業者も一緒になって行政行動を行っております。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

この構図としてというか、村があって、横に EM機構があって、そして左に農家というか、 地権者というか、この構図で成り立つんですか。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

このように考えていただきたいんですけれど も、全体的には、計画区域の中に全体事業とし て包括するのは村でございます。その中で、参 入している民間企業があるわけで、その位置づ けはそのようになります。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

EM機構さんも、社長も年齢も若いし、お友 達関係ですけれども、たしかあの頃、EM研究 機構さんが持つ資金的な、6,000万円だと聞いておりましたけれども、その金額については皆さん方、御承知ですか。

〇議長 (名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

今、比嘉議員のお話しになられたEM研究機構さんの資金繰りの話の件については、こちらでは承知しておりません。

〇議長(名幸利積)

比嘉義弘議員。

〇10番(比嘉義弘議員)

少し心配したのは、EMホテルは50年たっていますよ。そして、例の耐震の問題があって建設的に大分使ったものだから、6,000万円本当に出せるのかなと、ちょっと個人的に心配になって聞いたことがあるんですが、例の比嘉照夫先生が自分たちの趣旨としっかり合っているんで、自分たちは一緒に努力してこの福祉農業を頑張っていきますよと言っておられたんで、内心ほっとしましたけれども、ぜひその他の行動力を得て、この福祉農業を成功させていただきたいなと思います。

これで終わります。

〇議長(名幸利積)

質問を続けます。 伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

通告に従いまして、3点ほど質問いたします。 まず、1点目です。

キャンプ瑞慶覧ロウワープラザ住宅地区の返 還について。

2024年以降、返還が予定されているロウワープラザ住宅地区については、沖縄市及び北中城村でロウワープラザ地権者会を立ち上げ、両市村及び軍用地地主会の協力も得ながら、返還後に向けての勉強会を含め活動しているところで

あります。

そのような状況の中、岸田内閣総理大臣が5月15日、キャンプ瑞慶覧ロウワープラザ住宅地区を視察し、返還前に緑地公園として日米共同使用する方針を示し、同日の沖縄日本復帰50周年記念式典の挨拶で、沖縄市と北中城村にまたがる米軍キャンプ瑞慶覧のロウワープラザ地区23へクタールについて、返還に先立って緑地公園として県民の皆様に利用していただくことを近く日米間で合意すると表明しました。

今後、ロウワープラザ地区の老朽化した家族 住宅102戸の解体作業・返還までの間、来年度 中に緑地公園として利用開始に向け準備が進む と想定されます。

今後のロウワープラザ地区について、次のと おり伺います。

①緑地公園として整備すると表明していますが、公園にもいろいろな種類があると思うが、 緑地公園とはどのような公園なのか。

②先行取得した土地を利用しての緑地公園か 伺う。

③返還までの間、緑地公園として共同使用するとなっているが、公園整備されると、返還後、 土地区画整理事業がどうなるか。

使用収益開始まで長期間にわたるのではない かと思うが、村長としてはどう考えますか。伺 います。

次、2点目に、先行取得したサウスプラザ地区の土地について。

ロウワープラザ地区は、返還まで緑地公園として整備し、日米での共同利用が来年度中に開始されます。その後返還されますが、土地が開発できるまで相当期間を要する可能性がある。 そこで、次のとおり伺います。

①ロウワープラザ地区と一体的に開発を計画 しているサウスプラザ用地について、村土地開 発公社が先行取得した用地をどうするのか。

令和2年度の沖縄県土地開発公社の決算書で

は、次年度繰越金額が4億3,354万2,861円、ア ワセスポーツ交流施設用地取得事業の5億 3,346万6,627円を含め、合計9億6,700万9,488 円の膨大な金額での買取りが必要になる。今後 の村財政を圧迫するのは間違いありません。村 長は今の状況をどう考えますか。伺います。

②開発公社で先行取得した土地の借換えは5年だと思いますが、サウスプラザの借換えは今まで何回ですか。伺います。

③サウスプラザは、現在イオンの駐車場として賃貸させ、令和2年度一般会計決算で473万7,120円賃貸料が入っていますが、公社の決算では支払利息が125万1,201円となっており、さらに本社事務費もかかります。ロウワープラザとの一体的開発も長期化が予想されます。この問題は、早めに計画を立て解決する必要があると思いますが、再度村長の考えを伺います。

次、3点目です。

資源ごみ収集業務委託について。

資源ごみ収集業務は、令和2年度より村直営から民間委託に変わっています。令和2年3月議会での比嘉義弘議員の一般質問の中で、その大きな理由が住民に対しての不公平さと経費節減と答えていました。

ところが、委託を受けた業者はわずか2年で やめて、新規で立ち上げた業者が新たに委託契 約をして現在業務に当たっています。なぜ、こ のようなことになったのか、伺います。

①最初に委託を受けた業者は、どういう理由 で契約を破棄したのか、伺います。

②新規に立ち上げた業者と委託契約をしていますが、入札によってですか。

③以前の村直営と現在の民間委託では、どの 程度の経費節減になっているか、伺います。 以上です。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

伊集議員の御質問にお答えします。

1番目のキャンプ瑞慶覧ロウワープラザ住宅 地区の返還についてでございます。

①の緑地公園とはどのような公園なのかということで質問です。

それについては、沖縄防衛局から、現在ある 家屋を撤去して現況を生かした緑地公園として の活用を考えており、撤去可能な東屋やベンチ、 トイレ等を設置予定と聞いております。

②番目の先行取得した土地を利用しての緑地 公園についてですけれども、先行取得した土地 については、返還後の跡地利用に必要な公園・ 緑地に充てるための土地でございます。

③番目に、返還までの間、緑地公園として共同使用するとなっているが、使用収益開始まで長期間にわたるのではないかと思うが、村長としてどう考えますかということですけれども、返還後の跡地利用計画に影響が出ないような緑地公園の整備について対応いただきたいと考えて、説明した防衛のほうにもそのようにお願いをしているところでございます。

2番目に、先行取得したサウスプラザ地区の 土地についてでございます。

①でロウワープラザ地区の開発計画についてですけれども、サウスプラザ地区用地については、ロウワープラザ地区の返還に合わせて一体的に整備する方針であるため、区画整理事業等の補助事業導入により公社が取得した用地を公共施設用地として処分、用地購入を検討するものと考えています。

特に、アワセスポーツ交流施設用地については既に村民体育館が建設されており、補助事業 導入が困難であることから、基金積立てによる 計画的な土地取得を行う必要があると考えます。

いずれにしましても、まずは土地開発公社取 得の土地については、アワセのスポーツ交流施 設から、まずは優先して行う必要があると考え ます。 ②の土地開発公社の借換えについての御質問 でございます。

サウスプラザ地区については、平成25年度に 取得し、平成29年度に1回目、令和3年度に2 回目の借換えを行っております。

③番目に、サウスプラザは現在イオンの駐車場として賃貸させ、賃貸料として473万7,120円が賃貸料として入っているが、これと併せて早めに計画を立て解決する必要があると。先行取得用地の件ですね。土地開発公社が取得している用地の分の処理についてですけれども、利息より駐車賃貸料が上回っておりますが、借換え時に本社事務費が発生することから、早めの対応は必要だと考えます。

ただし、ロウワープラザ地区との地権者と一緒に計画を進めており、一体的に整備する方針であります。現段階では返還を待つという形になります。

3番目の資源ごみ収集業務委託についてでご ざいます。

まず、①として、最初に委託を受けた業者は どういう理由で契約を破棄したのか伺いますと いうことで、まず村が提示した金額では受託で きない旨の回答があり、契約締結には至らなか ったということでございます。

②番目に、新規に立ち上げた業者と委託契約 をしていますが、入札によってですかというこ とですけれども、入札ではございません。

③番目に、以前の直営と現在の民間委託では どの程度の経費節減になっているかということ ですけれども、村直営と民間委託との経費節減 についてですが、直営のときの人件費より委託 当初は経費が安くついていましたが、令和2年 より新型コロナの影響で、ごみの量、労働時間 等が増し、令和3年度より委託料を増額しまし たので、経費の節減にはなっておりません。

住民サービスの向上についてはかなり喜ばれ ております。 以上でございます。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

では、再質問いたします。

岸田総理の言う緑地公園とは、今ある家屋の 撤去と撤去可能なベンチ、トイレなどを設置し て現況を生かした公園で、工作物などはつくら ないということですか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

工作物については、撤去可能な東屋、ベンチで、警備室を建てるか建てないかと今検討すると言っていましたけれども、警備を配置するのであればプレハブ的な警備室ということを聞いております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

新聞紙上でロウワープラザ地区を23へクタール、緑地公園として共同使用するとありましたが、先行取得した土地とは全く関係ないですよね。何でかといえば、ロウワープラザ地区23へクタールとなっていますので、それで質問しています。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

あくまでも、先行取得した土地は返還後の公園緑地になるものですから、現在の共同利用は基地内の中でやるものですから、全くそれとは関係ございません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

このロウワープラザ地区の23へクタールとなっているものですから、23へクタールだともう全部になってしまうんですよね。沖縄市と北中城村でですね。それで聞きましたけれども、先行取得した土地とは全く関係ないということで分かりました。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

共同使用については、あくまで23へクタールということです。ただ、まだ返還されない時点での共同利用でございますので、当然軍用地料等は発生いたします。ですから、返還後については、当然我々が先行取得した分については我々の権限ですから、そのときは全て原状回復に帰するものと考えます。

ですから、今おっしゃったように、23へクタールについての今新聞紙上の緑地公園の利用です。ただ、これはあくまで返還前の話で、返還後については、また原状回復するということになります。

〇議長 (名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

先行取得した土地というのは、返還後しか使 わないということですね。分かりました。

じゃ、次、ロウワープラザ地区の地権者会も 立ち上げたばかりなんですよね。ロウワープラ ザ地区は米軍提供施設ですので、村長も防衛局 からの情報でしか多分答弁できないと思うんで すよ。答弁のとおり、跡地利用計画に影響がな いよう国・県にも要請をよろしくお願いします。 じゃ、この件はこれでいいです。

次の質問に移りたいと思います。

次、2番目、先行取得したサウスプラザ地区 の土地についてですね。 サウスプラザ地区の質問と関連しますので、 次の点を確認したいと思いますので、よろしく お願いします。

沖縄県町村土地開発公社決算書にあるアワセゴルフ場跡地、健康スポーツ交流施設用地取得事業とは、現在のスポーツクラブ、村民体育館及び駐車場を敷地として先行取得した土地であるという認識でよろしいですか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

アワセ交流施設は、村民体育館とルネサンス が入っているこの体育館の敷地ということでご ざいます。駐車場は入りません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

じゃ、アリーナ用地とは全く別のということ で考えてよろしいですか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

アリーナ用地の買い取れなかった用地がありますよね。その用地については予算、お金を前に確保していたんですけれども、買い取れないということが分かったんで、それはもう一括返還、土地開発公社のほうに返しております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

このスポーツ交流施設用地取得事業は、用地 取得事業費を北中城村が債務保証し、沖縄県土 地開発公社北中城支社が保有しています。

令和3年3月31日現在、5億3,300万円余り

の債務。長期保有すればするほど、買取価格は 上昇し続ける。そこの企業から入る土地賃貸料 ではどうにもならない金額です。今後、村は財 源を確保し、先行取得した土地の買取りが必要 だと思います。

基金積立てによる計画的な土地取得との答弁ですが、前村長のときに先行取得の時点で返済計画はなかったんですか。これから返済計画を立てるということですか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

現在、サウスプラザ地区のイオンに貸している土地の賃貸については、今基金に積立てはしております。ただ、このアワセのスポーツ交流施設は5億円かかる事業でありまして、さらにこれ、上物が建っているものですから、土地を購入する補助メニューも今のところございます。

それで、5億円返さないといけないんですが、 実際に公共施設の基金の中で、今積立てしていますけれども、それはまだ3,000万円しか積立 てしておりませんので、これも早めに、早急に 積立てをして買取りをしないといけないという ことでございます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

積立金額もちょっとお聞きしたかったんですけれども、3,000万円でよろしいんですね。分かりました。

たった3,000万円ですね。これ、大丈夫です か。返せますか。

もっとほかに、たったこれだけの積立て以外 に何かないんですか。これだけではどうしよう もないですよ。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

残念ながら、我々も知恵は絞っていますけれ ども、また掛金も増やすのが難しくて、非常に 頭を痛めているところで、何かいい検討方法が あったら、ぜひ一緒に考えていただきたいなと 思います。よろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

分かりました。

じゃ、次、サウスプラザ土地の質問に入りますけれども、①から③まで関連する部分がありますので、一括して質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど質問でも申し上げましたが、サウスプラザ地区用地1万2,171平米、3,681坪については、ロウワープラザの開発と一体で開発するということで、沖縄市と北中城村で返還に向け勉強会や地権者発起人会、そして去年7月には地権者設立総会もありました。

去年9月1日には、沖縄市長、北中城村長で のキックオフ会議がありました。それはどういった会議ですか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

沖縄市長と北中村長で、ロウワープラザの地主会長、副会長と一緒に、お互いで、共同でまちづくり土地区画整理に向けて協議しましょうということのキックオフ会談でございました。 以上です。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

分かりました。

じゃ、次、両市村で返還後のロウワープラザ、 サウスプラザ地区の開発が一刻も早く進み、土 地が有効利用できるよう願っています。

返還には、現在の米軍家族住宅のキャンプ瑞 慶覧内への移設が条件となっているようで、北 中城村の区域だと思いますが、村には移設先の 場所や、いつまでに完成するという情報は、那 覇防衛施設局よりありますか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

移設先はキャンプ瑞慶覧の喜舎場住宅地区の 上ということは聞いております。

今回109棟、住宅をつくるということだけは 聞いております。ただ、いつ完成するかという のは、まだ未定ということであります。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

分かりました。

このサウスプラザ地区は、村が当初から具体 的な事業計画もなく、土地開発公社を活用し先 行取得した土地だと思っています。

市街化調整区域で開発も規制されている区域 だと思いますが、どうですか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

そのとおりでございます。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

2024年以降の返還が遅れ、土地開発が長期化すると、村にとって財政的にも負担になってくると考えられますが、いかがですか。

〇議長 (名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

先ほど答弁でもありましたけれども、今利息については向こうの賃貸料で賄っている。ただ、5年に一遍事務費が出ていくものですから、その分で予算的に少し余りはするんですけれども、ただサウスプラザだけ開発するとなると、土地区画整理事業には該当しないし、市街化調整区域の編入含めて、非常に厳しいと思っています。それで、一体的にロウワープラザと区画整理することによって、補助メニューも出てきたり、

することによって、補助メニューも出てきたり、 用地購入も可能になりますんで、早めの土地返 還が決まって一体的な整備計画を進めるべきだ というふうに思っております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

分かりました。

今回はスポーツ交流施設用地取得事業について、借入れ当初からの買取り価格は、上昇した金額についてはまだ調査していません。しかし、買取価格は上昇していることは間違いないと思います。

サウスプラザ地区は先行取得で2回の借換え という答弁です。平成25年12月5日に3億 6,072万円、平成26年3月5日に5,430万7,000 円、合計で4億1,502万7,000円を借入れし、先 行取得した土地です。

それが令和2年度土地開発公社決算で、次年度繰越しが4億3,354万2,861円となっています。8年余りで、実に1,851万5,861円も買取価格が上昇しています。長期保有すればするほど、支払利息、本社事務費などの経費が加算されます。毎年のサウスプラザ駐車場賃貸料470万円程度では、債務額からすると比較にならない金額です。

それを考えると、どうしてもサウスプラザ地 区を早期に開発し、那覇広域都市区域の市街化 区域に編入し、活用できるようにしなければな りません。

答弁にもありますとおり、区画整理事業等の補助事業導入により、現在の先行取得した土地の用地購入をし、国の補助事業を導入し、村民が利用できる公共施設を考えているという理解でよろしいでしょうか。

〇議長(名幸利積)

企画振興課長。

〇企画振興課長 (仲本正一)

お答えします。

当初は公共施設という関連で用地を購入しています。ただ、いろいろ公共施設もなくなって、今はロウワープラザと一体的なまちづくりの計画の中で、その場所どうなるのかを、公共なるのか、また民間が使うのか、補助メニューがあるのかも含めて、今計画を立てて初めて、この土地についてはどう生かせるかというのを考えていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

次に、沖縄町村土地開発公社から、先行取得 した土地を早めに買取りしてほしいという話を 聞いたことがありますが、村長にはそのような 要請がありますか。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

そのようなこと、私まだ聞いておりませんけれども、町村都市開発公社がそうしますと、町村都市開発公社自体の意味合いも弱くなりますので、町村都市開発で扱うような用地が非常に少なくなってきているものですから、ある意味では町村都市開発公社の無用論さえ出てくるよ

うな今状況です。

ですから、私たちが今借りて先行取得している土地、債務保証が入って先行取得している土地については、土地開発公社のものではありますけれども、彼らから我々に対して早めに買い上げてくれ、村が買い上げてくれという要望がございますが、ただ、サウスプラザ、基本的には先行取得する際に、国税とのほうで事前協議、いわゆる租税特別措置を受けるための事前協議をやっているわけですから、それはどういう意味合いでの事前協議がというと、公共用地として使うための事前協議ですから、ある意味では私たちはそこに公共施設を貼りつけなくちゃいけないという状況もございます。

しかし、状況が軍用地の返還等で一体的に開発するということであると、それもまた事情が変わってくるような気がいたします。

〇議長 (名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

土地開発公社からそういう話が出ているということは、もう土地開発公社を利用しているのが少なくなっているんじゃないかなと思っています。

次、いきます。

今の現状から、今後、北中城村の財政が厳しくなると想定されます。例年、村は一般会計予算編成に苦心していると聞いています。本村の令和4年度一般会計当初予算の80億円余りに対し、先行取得した2地区だけでの土地、債務額が10億円に近づいています。

土地開発公社北中城村支社が保有し、村が民間金融機関から借入れし、債務保証している膨大な借金です。何回も申し上げましたとおり、保有期間が長期間になればなるほど買取り価格は上昇し続け、いずれ買上げが必要になります。そのときは多額の財源を確保しての買上げになると思います。

私は以前、この件で沖縄県町村土地開発公社を訪ね、土地先行取得について担当からの説明を受け、大変危機感を持っています。

現在でも厳しい財政状況と思われますが、この問題がこれから村の教育の充実、福祉の向上、その他将来のものづくりに影響を与えることは絶対に避けなければなりません。そのためにも、この問題は早めに解決を見いだしていく必要があると考えます。

村3役、担当課だけでなく、全職員がこの問題を共有する必要があると思いますが、村長の考えを伺います。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

伊集議員のおっしゃるとおり、全職員がそれ を共有しなくちゃいけないと思います。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

毎年、広報紙には村財政状況が掲載されます。 一般会計決算だけでなく、先行取得した土地は 土地開発公社北中城村支店が保有、村が債務保 証し、金融機関からの借金には間違いないです。 村民は納税者ですから、これも広報紙に掲載 し、村民に広く知らせる必要があると考えるが、 村長はどう思いますか。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

村は毎年財政事情、公表しておりますので、それに附記していきたいと思います。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

分かりました。

じゃ、次の質問に移りたいと思います。

次、3番目の資源ごみ収集業務委託について。

先月、嘱託職員として働いていた方とたまたま会ったんですけれども、その話の中で、あなた方は役場の担当職員からの説明で、納得して辞めたんですかと聞きました。そしたら、こう言っていたんです。納得するはずがないと言っていました。委託になったら、自分たちに回ってくると期待もしていましたと言っていました。この方も委託を受けたいと思っていたと思います。

委託を受けたいとは思っているんですけれど も、情報が何も入ってきていないんですよね。 この委託契約の情報を村民に開示しなかったの はどういうわけですか。

〇議長 (名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

今回のこの資源ごみの回収については、誰で もできるわけではないんですよ。この一般ごみ と資源ごみについては委託、そして事業系のご みについては許可業者なんですよ。やっぱりそ ういったごみの収集運搬については、それなり のちゃんと、これ、廃棄物処理法第6条の2の 第2項の規定なんだけれども、市町村が行うべ き一般廃棄物の収集、運搬及び処分とは、市町 村自ら行う場合と、市町村から委託により行う 場合の両方を指しており、両者を同様に扱って いることから、市町村の処理責任について、市 町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみな らず、他社に委託しても、それを行わせる場合 でも、市町村は引き続き同様な責任というのが ありますので、その中で委託基準に従って委託 及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、 受託者が処理基準に従った処理を行うことを確 保しなければならない。この場合の委託基準に は、業務の遂行に足りる施設、人員及び財政的 基準を有し、業務に関する相当な経験を有する 適切な者に対して委託すること等の受託者とし

ての要件に加え、受託料が受託業務を遂行する に足りる額であることが定められており、そう いう中で、ちゃんとしたやっぱり資格があると ころしか、そういう委託契約はできませんので、 これに基づいて今回はその中から、村内の許可 業者、委託業者に案内してやったところでござ います。

〇議長 (名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

これ、資源ごみですよね。一般廃棄物とは全 然違うんじゃないですか。今まで嘱託で働いて いた方ですね。彼らが会社つくれば、できるん じゃないですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

資源ごみも一般廃棄物なんですよ。だから、 一般廃棄物は通常ごみと資源ごみがあります。

先ほど申しましたとおりに、その業務を委託 する場合に、この処理基準に伴うそういった施 設とか保管場所とか、いろんな部分が加味され てきますので、そこの中で、そういう法人とか、 やっぱりそういったところに委託することにな ると考えております。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

前課長は会社を立ち上げたらできますよと言っていたらしいんですけれども、これは今の誰かが会社をつくればできるんじゃないですか。 資格とかあるんですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えします。

そうです。法人化すればそういう、それはできますよ。それに足りる、また、そういった業

務の遂行に対する経験、運用するいろんな知識 とか経験、その辺も加味されてきます。

〇議長(名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

じゃ、これはいいとして、経費の節減ですね。 以前の直営と現在の民間委託と、どのぐらい の節減になっているんですか。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

お答えいたします。

先ほど村長が冒頭述べましたとおり、この令和元年度の、このときの人件費等いろんな共済を含めて、このとき嘱託員報酬が1,404万円、それにまた年休とかで、年休代替のそういう賃金が発生しますので、これが106万1,000円で、その中に燃料代が130万円、そして共済、いろんな保険等含めてかかった経費が1,850万円。

そのときに、令和2年度に嘱託から委託に変わっていますので、この委託料が令和2年では1,550万9,000円。300万円ぐらいのそういう、300万ですね、それはありますけれども、ただ今回は令和2年度にコロナが発生して、その中で令和元年度のごみ量が、資源ごみのですよ、缶、古紙、古布、ペットボトル、瓶等のごみの量が令和2年度に倍近くなったんですよ。倍近くになったために、このときの委託業者から、そういう中で、そういうごみの収集量、そういった、あと労働時間等含めてそういうのがあったので、300万円の上乗せができないかということで、令和3年度から1,870万円になっております。

だから、そういう中では、このコロナがなければ、そういう経費の節減、あの当時はあったかもしれないですけれども、このコロナの影響で今経費節減には至っていないということになっております。

〇議長 (名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

課長、コロナばかりの話しするんですけれど も、コロナが収まったらどうなるんですか、こ の委託料は。

〇議長(名幸利積)

住民生活課長。

〇住民生活課長 (楚南兼二)

その中で、今回また令和4年度にそういうまた上乗せのちょっと要求があったものですから、これについては今回積算業務の、本当にこの委託料というのが妥当な数字なのかというのを積算業務で入れて、その中でそういったのをまた根拠資料に、判断材料にしていきたいと考えております。

〇議長 (名幸利積)

伊集守吉議員。

〇3番(伊集守吉議員)

本当に残念でならなくて質問しているんです よ。本当は前嘱託職員、彼らに任せてほしかっ たんですよ。それで、今この質問ばっかりやっ ているんですね。

その当時でも彼らができたと思うんですよね。 皆さんがこういうふうに法人化していくんだよ と教えてくれれば、多分できたと思うんですよ ね。教える人がいないものだから、こうなって しまっているんだけれども、村長、もう最後に 一言、自分の考え、何というのか、最後になり ますが、私から1つお願いがあります。

北中城村の資源ごみ業務は、1年や2年で終わる建物の建設とは全く違うと思います。北中城村が存在する限り、村民のためにある仕事場だと私は思っています。その村民のための仕事場を村外に与えるようなことは絶対にしてはいけないと自分は思っています。

比嘉村長にはぜひ村民から信頼される村政を 進めていってくださるようお願いして、私の質 問は終わります。お願いします。ありがとうご ざいます。

〇議長(名幸利積)

以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。 御苦労さまでした。

午後 2時32分 散会

令和4年第7回北中城村議会定例会会議録								
招 集 年 月 日	日 令和4年6月10日							
招集の場所	北中城村議会議場							
開閉会日時	開会 令和4年6月16	日 午前10時00分	議長	名 幸 利 積				
及び宣告	散 会 令和4年6月16	日 午前11時20分	議長	名 幸 利 積				
	議 席 番 号 氏 名	出席 議 席 等別 番 号	氏	名 出席 等別				
	1番 安里道也	出 8番	喜屋武	すま子 出				
	2番 稲 福 恭 秀	出 9番						
応(不応)招議員 及び出席並びに	3番 伊集守吉	出 10番	比 嘉	義 弘 出				
欠 席 議 員	4番 大城 律也	出 11番	山田	晴 憲 出				
	5番 上間堅治	出 12番	比 嘉	義 彦 出				
	6番 金 城 高 治	出 13番	比 嘉	次 雄 出				
	7番 比嘉盛一	出 14番	名 幸	利 積 出				
会議録署名議員	4 番 議 員	-	大城律	也				
	5 番 議 員	-	上間堅	治				
職務のため議場に出席した者の	事務局長	J	北 嘉 直	也				
職氏名	議事係長	1	中 村 静	香				
	村長比易	孝則教	育 長					
	副村長大田	繁 教育系	※ 務 課 長	玉栄治				
山b 十 白 次 沙 佐 1 0 1	総務課長層級		色習 課 長	比 嘉 利 彦				
地方自治法第121 条により説明の	企画振興課長 仲 本			安次嶺 正 春				
ため出席した者の	会 計 課 長 喜屋正		長兼農委事務局長	瀬上恒星				
職 氏 名	住民生活課長 楚 南		R 険 課 長	奥間かほる				
	税務課長玉分		育指導主事	島袋淳				
	上下水道課長伊伊							
av. —ta	福祉課長層線	B 二						
議 事 日 程	別紙のとおり							

議事日程第5号

令和4年6月16日(木曜日)

- 1. 開議 午前10時00分
- 2. 付議事件及び順序

日程番号	議	案	番	号		事	件	名	摘	要
1					一般質問					

一般質問通告書

順位	質	問]	者		件名
9	安	里	道	也	1.	しおさい市場について
					2.	教員の働き方について
					3.	アリーナ建設事業について
1 0	山	田	晴	憲	1.	平和継承について
					2.	選挙運動が禁止または制限される人について
					3.	スポーツクラブルネサンスについて
					4.	保育サービスについて

〇議長(名幸利積)

おはようございます。これから本日の会議を開きます。開 議(午前10時00分)

日程第1. 一般質問

〇議長 (名幸利積)

日程第1.15日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目です。しおさい市場について伺います。 しおさい市場が指定管理になり、約1年3か 月がたちます。指定管理者には3年間で村から 3,300万円の補助がある事業である。よって、 その経営状況が気になるところでございます。 指定管理にすることでどのような成果があった か、また、経営状況は以前と比較してどのよう になっているか伺います。

2点目です。教員の働き方についてお伺いし ます。

近年、教育現場において教員の成り手不足が 懸念されている状況であります。本村において は、教員の定数は満たされているのか。また、 教員の成り手不足の要因としてどのようなこと が考えられるか、見解を伺います。

3点目です。長期にわたって進展がないアリーナ建設事業について伺います。

私は、アリーナ建設事業は見直しを図り、早 急に推進してほしいと思っております。昨年6 月議会において検討委員会を立ち上げ、代替案、 土地問題等、総合的に意見交換をしながら課題 解決に取り組むと村長から答弁がありました。 あれから1年がたちますが、検討委員会での話 合いで進展はあったか伺います。 以上です。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

では、安里道也議員の御質問にお答えします。 まず、1番目のしおさい市場についてでござ います。

昨年度より指定管理による運営を行っているところです。成果としましては、令和2年度地産地消協議会による運営から令和3年度、指定管理へ移行した際に強化した取組は、指定管理者からの提案もあり、登録会員の募集、生産量及び取扱品種の増、販路の拡大等でございます。

令和3年度についても、コロナ禍の中、各自 治会長と相談し、地域の運転免許を返納された 方等の買物を補助すべく、移動販売に積極的に 取り組みました。感染者数の推移により、地域 行事の中止や延期等もあり、予定どおりとはい かず、不本意な実施回数ではありましたが、令 和4年度は訪問頻度を増やしていきたいと考え ております。

また、会員の野菜の作付状況や収穫時期、量 予想について、所管係や営農指導員から、しお さい市場職員から給食センターを含む販売先で の要望などを月2回のミーティングの場で情報 共有を行い、より効率的で、出品する農家の利 益に反映できるよう協力して努めました。

経営状況といたしましては、取扱量や売上げは増加していますが、まだ収支は黒字にはできていません。黒字経営を展開していくためには、さらに商品の取扱量を増やせるよう、会員の生産高を上げるとともに、保管、冷蔵及び冷凍庫や加工、包装などの作業スペースが確保できる施設などを増設する必要があると考えております。

2番目の教員の働き方については、教育委員 会のほうで説明をさせます。

3番目のアリーナ建設事業についてです。

当該事業につきまして、多目的アリーナの建設事業の方向性について、検討委員会、準備会から村長宛てに取得済み用地の範囲内に規模を縮小し、事業計画、施設内容、利用方法等の見直しを図り、村民の交流及び防災拠点に資する施設整備として事業を継続することが有益であるとの提言があり、これを踏まえて、令和4年度施政方針において、本村にとって有効な活用が図られるよう施設内容及び施設規模等、事業計画を見直すとともに、これに関連した都市計画の再構築を図りますと示したところです。

現在、用地の集約整理及び都市計画の変更に 向けて作業を進めているところでございます。 このようなことからしても、公共事業におきま して、いかに用地取得が大きな鍵を握るか、ポイントがございますので、まだまだ用地の交渉 等について確定したものはございません。これ からさらに進めるという今、状況でございます。 以上でございます。

〇議長(名幸利積)

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

私のほうからは、2番目の教員の働き方についてお答えします。

本村においての教員定数については、小中学校とも教員の欠員はなく、満たされている状況でございます。また、近年は、教員になるための勉強をするために時間を使いたいという思いから、臨時的任用教職員を希望する方が減っているという情報を得ております。

さらに、成り手不足の要因として考えられるのは、教職員の長時間労働が一つの要因であると推測されますが、現在、文部科学省も教員の働き方改革に着手し、私ども教育委員会においても働き方改革を推進しているところでございます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

それでは、再質問させていただきます。

まず、しおさい市場です。この事業ですね、 去年、令和3年から始まっているわけですけれ ども、指定管理にすることで、成果として、会 員登録の募集、生産量及び取扱品種の増、販路 の拡大とありますが、具体的に、以前に比べて どれぐらい増えたのか、数字的に教えていただ けますか。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒星)

再質問にお答えいたします。

しおさい市場へ納品いただける村内の農家の方につきましては、地産地消協議会の会員として限られておりますけれども、令和2年度におきまして、個人で登録されている方が47名、あと、法人で登録されている会社が9社ございました。令和3年度におきましては8名、個人のみ増えているところなんですけれども、8名増えまして、令和3年度中、55名となっております。

また、会社、法人につきましては変更はございません。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

個人のほうが多少増えたということでありますけれども、販路の拡大ですね、これは以前と 比べてどれぐらい増えたんでしょうか、教えて いただけますか。

○議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星) 販路につきましては、令和2年度までは、主なものとして店頭販売、現在しおさい市場がある箇所における店頭販売ですね。これと、あと給食センターへの納品、ほかにイオンライカム店への出品が主なものとなっております。あとは、村内行事に関する出店、こういったものが主なものとなっておりました。

令和3年度におきましては、先ほど村長からもありましたとおり、移動販売、各自治会長へ協力をいただいて、各自治会への移動販売ですね。これと、あと村内でのクリニックの食事の材料として食材提供、あと、イオン関係、マックスバリューとも言えますけれども、イオンライカム店以外にも、具志川店、あと北谷店、マックスバリュー店であと2件ぐらいですね。ちょっと4件ほど、そのマックスバリュー系統のお店で出店させていただいているところでございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

販路としては、以前と比べて大幅に増えていますか。大幅に拡大されていますか、分かりました。大幅に拡大しているような状況だと認識します。

補助をやっている村としても、業者に対して 指導監督する義務があるとは思いますけれども、 どのように考えていらっしゃいますか。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒星)

この指定管理者を指定する側として、しおさい市場という、この組織の持ちようとしましては、まず利益を目的とする団体というか、ものではないのを前提としております。実際、利益が上がった場合には、村内の出品していただけ

る農家さんとかに還元していくということが実際の目的であると考えております。

ただし、これをやるためには、やはり村としてもしおさい市場に対して、こういった情報提供、あと今後、今現在、人気のある品種とか需要のある野菜関係も含めて、こういったものを農家さん及びこのしおさい市場の職員に対して情報提供することによって、相乗効果として、全体的にこの売上げをどんどん上げていけるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

利益を目的とする施設ではないということでありますけれども、やはり税金を入れるので、赤字解消に努めていただきたいとは思います。 現在、収支率で黒字にはできていないとありますが、黒字にはならなくても、できるだけ赤字を減らすという方向で取り組んでいただきたいとは思います。

現在ですね、以前と比べて赤字額というのは 分かりますか。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒星)

以前の赤字額というふうには、ちょっと申し訳ございません、手持ちの資料で以前のものは把握できていないんですけれども、今年度、令和3年度の収支報告が来ておりまして、総括いたしますと、やはりトータルで約800万前後のマイナスとなっているところでございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

安里道也議員。

〇 1 番(安里道也議員)

かなりの額が赤字になっているようですが、

以前に比べては少しはよくなっているかとは思います。

これをできるだけ少なくするために、これから業者さんと共に協力しながら、知恵を出し合いながら、経営して、赤字解消に向けて取り組んでいただきたいと思いますけれども、当局として、具体的な目標額というのはございますか。

〇議長(名幸利積)

農林水産課長。

〇農林水産課長兼農業委員会事務局長 (瀬上恒 星)

具体的にはどれだけ目標を上げられるかというのははっきり明言できないところではございます。ただし、先ほども議員がおっしゃられたとおり赤字体質自体をなくしたいというのは、こちらも重々承知しているところでございます。現在、令和2年度から3年度にかけての売上高につきましては、約2.4倍ぐらいの売上高自

高につきましては、約2.4倍ぐらいの売上高自体は上がっております。ただし、やはり利益率自体が少ないというところもございまして、この利益率をさらに上げていくと、今度、農家さん自体のちょっとそれへの理解等も必要になってくるところだと考えておりますので、この辺も含めまして、しおさい市場及び納品いただける農家さんにつきましても、私どもからいろいろな情報も含めてアプローチしていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

分かりました。ぜひ赤字解消に向けて頑張っていただきたいと思います。

次に移ります。

教員の働き方です。

現在、新聞紙上でも教員の不足ということで 紙面をにぎわせていますけれども、この要因の 一つですね、長時間労働が考えられるというこ とで上がっています。教員の働き方については、 これまで何度か取組があったかと思いますけれ ども、どのようなことが行われてきたのか教え ていただけますか。

〇議長(名幸利積)

学校教育指導主事。

〇学校教育指導主事(島袋 淳)

お答えいたします。

私ども北中城村での取組といたしまして、まずは留守番電話を導入させていただきまして、 各学校の就業時間外の電話対応を減らすという 取組をしております。

それから、出退勤時に確認が取れるシステムを導入して、勤務時間超過していないかどうか管理できるようにシステムを導入させていただきました。超過している職員に関しましては、管理職のほうから相談したり、改善するようにということで協力をしているところでございます。

それから、成績処理、年度末の校務処理が非常にかなり時間を要しますので、それについて校務支援システムを導入させていただきました。それ以外にはまた、学校訪問時に私どもが校務、あるいは行事等の先生にも助言をさせていただいたり、それから、国で今出してきました部活動の外部指導者に関しましても、今後検討しようかどうかの準備を始めようかというところでございます。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

長時間労働が教員不足の要因と考えられると していますけれども、長時間労働につながる要 因としてはどのようなものがあるんでしょうか。

〇議長(名幸利積)

学校教育指導主事。

〇学校教育指導主事(島袋 淳)

要因ということでございますが、やはり教育、 指導していくに当たって、ここまでやれば成果 が出るというものではなくて、教員個々の考え 方、それから仕事に対する姿勢等もございまし て、細々とした丸つけ、丸つけによって、また 次への指導に生かすなどなどがございますので、 全てがこの、これが要因ということではなくて、 教員としての特殊性が原因ではないかなという ふうに考えているところでございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

やはり教職員というのは、仕事のほうが幅広いというか、多岐にわたるんですね。教科指導をはじめ、そして部活指導、いろいろな、父母対応とかあるんで、なかなか長時間労働の解消につながるには厳しいものはあるかとは思いますけれども、今、教職員はこれらの仕事に加えてコロナ対応、そういったコロナの対応が加わってですね、すごく疲弊していると思います、苦労なさっていると思います。

教育委員会としても、このようなことを理解 していただき、教職員に向けてサポート体制を 十分やっていただきたいと思いますが、いかが ですか。

〇議長(名幸利積)

学校教育指導主事。

〇学校教育指導主事(島袋 淳)

お答えいたします。

現在は割と緩和されまして、学校PCRもなくなりましていいんですが、去年度に関しましては、学校PCRの対象になった場合には、学校職員ではなくて、私ども指導主事のほうで回収等もサポートさせていただきながら、委員会としてバックアップしていくという形を取っておりました。

以上でございます。

〇議長 (名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

分かりました。全力でサポートのほうをよろ しくお願いいたします。

次にいきます。

アリーナ建設についてです。

この案件については、私、4回目になります。 前回質問したときに、村長のほうから、今回の 答弁においてですね、村長は検討委員会の答申 を受け、当初計画を見直し、規模を縮小し、こ の事業の着手に向けて取り組むという考えであ るという理解をしていますが、そのとおりでよ ろしいですか。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

そのとおりでございます。

〇議長(名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

気になるのが土地問題ですけれども、未買収 土地の地権者とはどういうふうな交渉になって いるのか、内容と関係性、うまくいっているの かどうかですね、よろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

建設課長。

〇建設課長 (安次嶺正春)

お答えいたします。

現在、お互いの土地持分で集約整理をしていくということ、そして、その後の利用方法もございまして、都市計画上の用途として、近隣の住宅地並みの用途制限で都市計画の変更を行っていくということで理解を得ているところでございます。そのため今、作業を進めているという状況です。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

土地問題としてもスムーズに運んでいるとい う理解をしました、今。

この事業ですね、大きな補助事業ですので、 着手に向けて当局としてもしっかり取り組んで いただきたいと思いますが、一日でも早く推進 していただけるようお願いしたいんですが、村 長の決意のほうをよろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

せっかく補助事業として採択され、大変貴重 な浄財をいただいておりますので、早めに実現 に向けて鋭意努力したいと思います。所管課の ほうでも、今、用地等についての交渉と、そし てまたいろんな防衛局との話合い等、協議等進 めておりますので、さらにまた協議等で計画の 変更等がございますので、そういった手続等も ございますので、村としましては全面的に所管 課の頑張りを支援していきたいと思いますので、 またその進捗についても早めに、スピード感を 持ってやっていきたいと思いますので、議員が おっしゃったような村が取り組む気概というの はしっかり持っていると思っています。

〇議長(名幸利積)

安里道也議員。

〇1番(安里道也議員)

一日も早く、村民に利便性のある、そして有 効な活用ができるような施設ですね、着手でき るように一日も早くお願いしたいと思います。 以上で終わります。

〇議長(名幸利積)

一般質問を続けます。 山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

どうもおはようございます。

ていただきます。

本日最後、6月議会最後の質問になります。 よろしくどうぞお願いいたします。

- 1、平和継承について、①村の基本方針につ いて伺う。前任の執行計画の継続と考えてよい
- ②村の総合計画、基本構想、基本計画につい ての基本姿勢を伺う。
- ③平和継承の後継者の早急な育成が課題責務 と思うが、考えを伺う。
- ④学校教育など関係機関との連携が必須と思 うが、考えを伺う。
- ⑤比嘉太郎会、世界のウチナンチュー大会と の連携について考えを伺う。
- 2、選挙運動が禁止、または制限される人に ついて。
 - ①当該について、村の考えの詳細を伺う。
- ②教育、福祉に関わる補助団体等の者が公平 公正であるべきだが、特定の者の選挙運動に関 わっているとのことはいかがなものかと、不信、 疑念をお持ちの村民の皆さんから政治不信の苦 情があるが、承知しているか、村の考えを伺う。
- ③村長のお考え、目指そうとしている協力一 致で共生のまちづくりとは相入れない村民を分 断へと誘導されないか危惧されるが、村の今後 の村民に説得力のある確かな考えを伺う。
 - 3、スポーツクラブルネサンスについて。
 - ①村民特典について詳細を伺う。
- ②当該利用者苦情の詳細を伺う。その後、ど のように対策、改善したか伺う。
- ③過去に利用者の救急搬送の事案を承知して いるが、安全安心に対処したか詳細を伺う。そ の後、どのように対策、改善したか伺う。
- ④館内放送に固持することなく、係員の直接 目視の利用者の安全安心をと思うが、現状と今 後の取組の検討を伺う。
- ⑤ロッカー室、シャワー入浴等の使用時間の それでは、通告に従いまして、一般質問させ 統一化の考えはないか伺う。一番の利用者の利

便性から、早期の改善、解消をすべきではないか。

4、保育サービスについて。

①令和4年度保育所入所申込みについて、4 月1日時点、年齢別保育所利用定員、年齢別申 込者数の詳細について伺う。

- ②待機児童数の詳細について伺う。
- ③入所調整後の入所待ちの人数のその後の詳細について伺う。
- ④保育士確保の現状について伺う。どのような取組を行ったか。
- ⑤早期の計画見直しが子育て世代の皆さんの 早急なニーズと思うが、考えを伺う。課題は何 があるのか。
- ⑥会議構成委員の現状と今後の委員選考をどのように考えているか、子育て世代の皆さんの切実な訴えが早期に十二分に配慮、反映すべきことが当然の計画と思うが、構成委員の選考について伺う。

⑦認可化移行支援強化事業(コーディネータ 一派遣支援事業を含む)の詳細について伺う。 以上であります。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

山田議員の御質問にお答えいたします。

1番目の平和継承についてです。

1番と2番、基本方針と総合計画の基本姿勢を伺うということで、1、2番については、これまで同様、平和を希求する沖縄の心を大切に、草の根の平和運動を展開していく考えでございます。

3番目、平和継承の後継者の早急な育成ということですけれども、戦後76年が経過し、歴史の風化は深刻な状況になりつつあります。我々一人一人が沖縄戦の記憶を後世へ伝えるとともに、戦禍の教訓として、ぬちどう宝という平和を希求する心を大切にし、平和思想の啓発、活

動を推進することが平和継承につながると考えております。

4番目の学校教育などの関係機関との連携ですけれども、次代を担う子どもたちへの平和教育はとても重要なことだと考えております。今後も教育現場と連携しながら継続して平和学習等に取り組んでいきたいと思います。

5番目の比嘉太郎会との連携ですけれども、 平和思想の啓発、活動を推進する上で、必要で あれば比嘉太郎会との連携も検討いたします。 また、世界のウチナンチュー大会は、沖縄県の 事業ではありますが、本村に所縁のある方が集 える機会をつくりたいと考えております。

2番目の選挙運動が禁止、または制限される 人についてという御質問でございます。

①村の考えを伺うということです。

選挙運動ができない者として、選挙事務関係者、特定公務員、18歳未満の者、公民権停止中の者、また、選挙運動が制限される者としては、国、または地方公共団体の公務員、特定独立行政執行法人、もしくは特定地方独立行政法人の役員、または職員、沖縄振興開発金融公庫の役員、または職員、学校教育法に規定する学校の長及び教員、幼保連携型こども園(幼稚園機能と保育所機能を持つ単一の認可施設)の長及び教員、そして、不在者投票のできる施設に指定された病院、老人ホーム等の施設の長等でございます。

②につきまして、教育、福祉に関わる補助団 体等に係る政治不信の苦情等について御質問で す。

村及び選挙管理委員会には、直接そのような 苦情等はなく、承知はしておりません。

3番目、村長の考えということですけれども、協力一致で共生のまちづくりとは相入れない村 民の分断への誘導されないか危惧されるが、村 の今後の村民の説得力ある考えということです けれども、選挙運動に関する相談、助言等は、 選挙管理委員会で対応できますが、違法行為か の判断につきましては、村長が直接何かしらの 考えを示すものではないと考えております。

3番目のスポーツクラブルネサンスについて ですけれども、これについては教育委員会のほ うから答弁をさせます。

4番目の保育サービスについて。

①で、4月1日現在で年齢別保育所利用定員、 年齢別申込者数の詳細についてということです ので、表を読み上げていきたいと思います。

4月1日現在の保育所利用申込状況と待機児 童数につきましては、表を御参照いただきたい と思います。

まず、表頭には年齢別がうたわれて、そして 表側の項目として、保育定員、保育申込み、待 機数、これは速報値と書いてありますけれども、 確定値でございますので、お願いいたします。

まず、保育定員ですけれども、ゼロ歳から、 左から読み上げていきます。68名、107名、122 名、132名、115名、115名、計659名。

そして、保育申込者数で、ゼロ歳から70名、 127名、120名、128名、133名、115名、計693名。 待機数、ゼロ歳児が2名、1歳児が10名、3 歳児が2名、計14名となっています。

③の入所調整後の入所待ちの人数についてですけれども、待機児童のその後の経過につきましては、保育士不足による定員割れが主な要因となっておりますが、現時点でも新たな保育に至っておらず、入所の案内ができない状況となっております。

4番目に保育士の確保の現状等について聞いておりますので、4番目、保育士確保の取組につきましては、県外保育士誘致支援や宿舎借上げ支援に加え、辞職防止のための処遇改善や年休取得支援等の補助事業を中心に実施しております。

⑤早期の計画見直しが子育て世代の皆さんの 早急なニーズと思うが、課題は何があるかとい うことです、5番目。⑤保育所や放課後児童クラブ等の利用待機等の課題解決に向け、第2期村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行ってまいります。

⑥会議構成委員の現状と今後の委員選考など の考え方ということでございます。村子ども・ 子育て会議の委員については、委員構成の見直 しを含め人選を行ってまいります。

⑦認可化移行支援強化事業(コーディネーター派遣事業を含む)の詳細についてということです。認可化移行支援事業につきましては、市町村が認可化が必要と認めた認可外保育施設に対して、運営費の支援や施設の改善に必要な費用の一部を助成する事業となっております。

私からは以上でございます。

〇議長(名幸利積)

生涯学習課長。

〇生涯学習課長(比嘉利彦)

山田議員の御質問にお答えします。

御質問の3番、スポーツクラブルネサンスについてですが、スポーツクラブルネサンスについては、本村の補助団体でもございません。一民間事業者であるため、詳細を把握しておりません。

また、経営内容についても、村として意見で きる立場にはございません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

それでは、改めて再質問いたします。

ちょっとすみません、順序を変えて、先に4 番目の保育サービスのほうから入っていきたい なと思いますんで、よろしくお願いします。

どうも御回答ありがとうございます。確かにいるいろと御苦労されたかなと思いますけれども、再度ちょっと改めて確認させてください。

一応、ここの中に待機児童等とお話がござい

ました。1つちょっとお聞きしたいのは、まず、この待機児童の数の中に、ちょっと繰り返しになりますけれども、保育の申込み、入所者の申込みとか、あとは育児休暇とか、あとは認可外のそういった施設関係のものがカウントされているのかどうか、ちょっと改めて再度お聞きさせてください。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長 (喜納啓二)

お答えいたします。

待機の数につきましては、ある程度、育児休 暇、認可外に入ってはいるんだけれども、あく まで認可外を希望される方等が含まれておりま す。

以上です。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございます。

確かにちょっとこれがとても残念なことで、 逆にちょっと提案と思いますけれども、私的に はちょっと北中城村方式じゃないんですがね、 やはり皆さんが一番知りたいのは、待機児童、 確かに昨今、新聞報道もございました。14名で したかね、ありましたけれども、やはり子育て 世代の皆さんをはじめ村民の皆さんは、この今、 私がちょっとおききした入所時の待機をしてい る方とか、こういった方も含めて、こんなに待 機児童がいらっしゃるのかなと。ちょっとそう いうところがなかなか皆さんにお目に留まらな い、御理解いただけない。ですから、こういっ た面では、何でもかんでもガラス張りというの は、これはちょっと語弊があるかもしれません けれども、村民の皆様には、とりわけ子育て世 代の皆様には丁寧に分かりやすく、そういった 面ではもうオープンにしていただいて、村の

情報を提供してあげるのが私は保育サービス、

イコール住民サービスじゃないかなと思うんで すけれども、その辺の今後の検討も含めてお考 えをいただければなと思いますけれども。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

議員御指摘のように、待機がある状況でそれ ぞれ預けられない保護者の皆様については、い ろんな不安とか今後の見通しを立てるためにも、 そういった情報提供は必要だと考えております ので、今後もこういう形で待機の状況等の情報 提供は引き続き行っていきたいと考えておりま す。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ちょっと無理な注文もしたか分かりませんけれども、特に担当課におかれましては、今回ちょっと私質問しませんでしたけれども、コロナ等々で大変な職場だと私も承知おきしております。ただ、やはり村民の皆さんが一番いただきたいのは、何でかという素朴な疑問とかですね、子育て世代の皆さんは、お聞きしますと、日々子どもが万が一あった場合、預けるところがない。そういった面で、そういったところも含めて、開示いただければ大変ありがたいなと思って、ぜひともまた御検討のほうをよろしくお願いたします。

これも次にちょっとまた同じような質問をするか分かりませんけれども、御回答いただきましたら、やはり一番の難題は保育士確保なのかなと。そういった面ではちょっといろいろと取組、たくさんやっておられるかと思いますけれども、これも私ちょっと再三、御質問させて、提案させてもらっていますけれども、せっかく村内に専門学校がございます。ちょっと学校の名前を上げるのは、ちょっとここは控えたほう

がいいかなと思いますんで。ただ、こちらとも ぜひとも連携していただいて、なかなか補助メニューをいただいて、資格決定しておられて、 担当課は何しているみたいなんですけれども、 ぜひこちらともですね、そういった面ではもう 一度ちょっと連携を密にしていただいて、そう やることによって、決して、遠くの友よりは近くの友じゃないかなと思いますんで、そういっ た面ではちょっとこの辺も、難しい部分はある か分かりませんけれども。あと、それ以外に何 か保育士確保のために、何か新たな検討でもあ りましたら、担当課長のほうから何か御説明い ただければと思います。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

お答えいたします。

新聞報道にもございましたけれども、県内各地、待機が発生している状況の大きな要因として、保育士不足が新聞報道にもございました。施設の整備は進んで、ある程度満たされてはきている状況にもかかわらず、保育士がなかなか安定しない、確保できないという状況につきましては、それぞれ補助事業をこれまで中心に行ってまいりましたけれども、今後は保育の質を上げて、より保育士が働きやすい、ここで働きたいと思えるような保育施設をたくさんつくっていく、よりよくしていくという方向性を持って取り組んでいく必要があると考えております。以上です。

〇議長 (名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ぜひともですね、担当課にはいろいろと、特に福祉においては、私も知る中ではかなりなハードな仕事をお持ちだなと。そういった面ではちょっといろいろと提案させていただいておりますが、ぜひとも我々議員も使っていただいて、

そういった面では、皆さんだけで難儀するんじゃなくて、ぜひとも一緒に汗を流したいなと思いますんで、そういう思いで提案させていただいています。ぜひともよろしくどうぞお願いいたします。

次に、これもまたちょっとお願いと提案になるか分かりませんけれども、5番目ですかね。これも再三お願いします。やはり早期の計画の見直しということで、これも子育て世代の皆さんから、何でか、何でかって本当に素朴な疑問ですね。自分たちは施設に入れないのに、何でないて聞いたら、この計画の話をどうしても出しちゃうもんですから。そういった面では、社もちょっとその辺のそういった面では、計画も立て終わりになっているかと思いますけれども、の辺も何か補足で説明、もしくは何か障害等々でもありましたら、問題等々がありましたら、お聞かせいただきたいと思いますけれども。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

お答えいたします。

第2期子ども・子育て支援事業計画の見直し につきましては、以前の議会でも答弁させてい ただきましたが、今年度、中間見直しを行う予 定でございます。特段、今、現時点では課題等 は生じておりません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

これもですね、ぜひともいろいろと御多忙な中、またちょっとお願いという形になりますけれども、ぜひとも村民の皆さん、もしくは子育て世代の皆さんのお声を酌み取っていただければありがたいなと思います。

これもまた次、同じような質問になりますけ れども、会議構成委員の選考ということで、こ れもお答えいただきました。こういうところも、 同じことの繰り返しになりますけれども、ぜひ とも、やはりお困りになっているのは子育て真 っ最中の皆さんなんですよ。私、今ちょっと子 育ても卒業してしまいましたけれども、ぜひと もこういう皆さんとか、あとでもちょっと僕、 触れますけれども、もう村内にはいろいろと知 識人といいますかね、ノウハウを持っている方 がたくさんいらっしゃいます。ぜひともそうい った方も含めて、担当課におかれましては、い ろいろとお耳の痛い、頭の痛いことか分かりま せんけれども、ぜひともそういった方をちょっ と構成委員といいますかね、メンバーに配慮し ていただければと思いますけれども、これは村 長にお聞きしたほうがよろしいんですかね。村 長、お答えできましたら。希望と、ぜひともと 思いますけれども。

〇議長 (名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

お答えいたします。

基本的には審議会等につきましては、有識者等を配置しておりますので、今おっしゃられた助言等をしんしゃくして、そういう造詣の深い方々、登用についてはやぶさかではないと思います。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ぜひともですね、やはり皆さんの声なき声といいますかね、そういった面ではまさに子育て真っ最中の方が、確かに子育てでなかなか時間をつくれないか分かりませんけれども、ぜひともお耳を貸してあげていただければ、ぜひとも検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、これは一番最後になりますかね、これ

は認可化移行支援事業とコーディネーター云々については、説明ございましたけれども、恐らくこの件については、私も含めて議員の皆さん、もしくは村民の皆さんがちょっとなかなかこの内容、中身、詳細なことがちょっと分かりづらいかなと思いますんで、あえてちょっともう一度、事細かと言ったら失礼になりますけれども、この財源内訳等々も含めて、分かりやすく丁寧にちょっと説明していただければありがたいなと思いますけれども。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長 (喜納啓二)

お答えいたします。

認可化移行支援事業でございますけれども、 書いていますとおり、まず大きく2つ、運営費 の支援事業と施設改善費支援事業というのがご ざいまして、このどちらも使う場合であったと しても、あくまで市町村が認可が必要と認めた 認可外の保育施設に対する補助でございます。

運営費支援事業はある程度分かりやすいかと 思いますけれども、施設改善費支援事業につき ましては、この認可外施設が認可保育所、また は幼保連携型認定こども園に移行するという場 合であれば、1施設当たり5,000万円の補助、 また、19名以下の小規模保育へ移行する場合に は1施設当たり2,700万円の補助がございます。 財源内訳といたしましては、県が9割、市町村 が1割を負担するものでございます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございました。1つはちょっと私 たちも勉強になって、教えていただいたなと。

今の件について、本村で実績等々がおありに なるかどうかちょっとお聞かせいただけません か。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

お答えいたします。

第1期子ども・子育て支援事業計画を立てる際に、村内の認可外保育施設において、こういった認可化移行をする意向がありますかという調査を行いました。その上で、当時の認可外保育施設の方々については、希望しません、認可外のままいきますというふうなお答えをいただいていますので、本村ではこれまでこういった認可化移行支援事業を活用した事業は行っておりません。

以上です。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございます。

いろいろと担当課におかれましては、努力、 御尽力されて、いろいろと仕掛けられといいますか、お声かけしたかと思いますけれども、昨 今ちょっとお話を聞いていて残念だというのは、 昨日、おとといですかね、農林課の皆さんもそうですし、それから住民課の皆さんも、それからもちろん村内の建設業界におかれましても、 地元にこだわってということで一生懸命やっていただいておる中で、いかんせんちょっと残念なのは、ちょっと私も福祉にこだわっているもんですから、この福祉関係でなかなかちょっと村の方がお手を挙げられないというのは、事情は何があるのかなということをちょっと、そういった面では私自身も苦慮しているところなんですけれども。

これちょっと私も知る中では、何ていいますかね、こういった面では、もちろん情報も提供されておるかと思いますけれども、そういった面では、これ結果論でしまって申し訳ないんですけれども、仮の話で申し訳ございません。仮

にこういったところが1つでもちょっと手を挙 げておられれば、村内業者、村内の施設ですか ね、育成にもつながって、当然また計画、プラ ンの練り直しというんですかね、見直し等々も あって、変わってきたのかなと。それで、昨今 ちょっと私が拝見する中では、新設の認可園に できたのは結構なんですけれども、これもちょ っと先ほどの質問と重なるんですけれども、そ の開園と同時に出てくるのは保育士確保、募集 なんですよ。やたらこれがちょっと目立って、 結局はやはり行き着くところは保育士の方がい らっしゃらないのかなと。そういうところがち よっとやはり行き着くのかなと思ってですね、 ちょっとそこで、もちろん担当課は御苦労され たと思いますけれども、やりようによっては、 課長から今ちょっと説明あったとおり、この支 援事業ですか、移行支援事業というのは、当然、 公費も確実に投入されます。それから、もちろ んこれ、村の見える化といいますかね、村の行 政も、やはりそういった面では指導助言も入り ますんで、ごめんなさい、ほかの認可園のこれ については私、毛頭お話しするつもりはないん ですがね。そういった面では、村長がお考えに なっている、この共生のまちづくりじゃないで すよね。そういったところへもちょっと、大き な話になってしまって申し訳ないんですけれど も、そういった面ではたどり着くのかな。だか ら、何が原因でこの移行促進がちょっと難しか ったのかなと。

ぜひともちょっとこの辺ですね、今後も含めてやることによって、子どもたちにも、幼小中連携じゃないんですけれども、そういった面では子どもたちの見守りとか、それからたすきリレーじゃないんですけれども、もう地元に根差した本当に子育て応援というんですかね、そういったところにもたどり着くかなと思いますんで、ちょっとこの辺は、行き着くところは計画、プランの見直しになってしまうか分かりません

けれども、再度、もう一度ちょっとお声かけしていただいて、これも仕事量等々で事務的なものもあるかと思いますけれども、重ねてちょっともう一度努力といいますかね、お声がけしていただいて、ぜひとも村から、こういった認可外から認可園移行にできるような素地といいますかね、基礎をつくっていただきたいなと思いますけれども、村長にお聞きしたらよろしいんですかね、課長、話がちょっと長くなりましたけれども。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

お答えいたします。

先ほど課長から、次の新規の子ども・子育て計画のほうで策定の見直しをいたします。その中で盛り込んでいきたいと思うんですけれども、現況として村内の認可外の保育所の方々も大変頑張っていることは承知しています。我々がどういう救済のそれができるのかどうか。今、認可化移行支援等についてもおっしゃっていましたけれども、それも可能なのかしんしゃくしてまいりたいと思います。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

○11番(山田晴憲議員)

ぜひお願いしたいなと思いますけれども、申 すまでもないんですけれども、たくさん保育園 開園されまして、待機児童解消にはつながって いる、それは確かに皆さんの実績だと思います んで、そういった面では、地元にもそういった 方がいらっしゃいますんで、ぜひともそちらの ほうにもちょっと開発、開拓じゃないんですが ね、そうしたほうにもちょっと目を向けてあげ ていただいて、認可化移行ですかね、尽力して いただければなと思います。ぜひともその辺は ひとつよろしくお願いしたいなと思います。

それでは、次の質問にちょっと移ります。

ちょっと話が飛び飛びで申し訳ございません。 先に3番目のルネサンスの件ですね。事務方の 皆さんのほうから御回答がございました。確か に言われたらそうかなと思いますけれども、ぜ ひともその辺は、行政も限られたところがある か分かりませんけれども、こういったお話もあ ったということで、私もちょっと利用者、会員 の方からそういうお話も聞いておるもんですか ら、ぜひともその辺は、今日を機会に一応、御 記憶にとどめていただければありがたいなと思 います。

次、また戻って、飛び飛びで申し訳ございません。2番目の選挙運動等々について、これも事務局の皆さんのほうから御回答ございました。そこで、ちょっと再質問させていただきます。この辺ちょっと私も過去に公務員やっておりましたので、申すまでもないかなと思いますけれども、とりわけこういう当該事例については、恐らく事務方の皆さんのほうからも当然、職員の皆さん等々にそういった指導通知というんですかね、あるかなと思いまして、ちょっとその辺、もしございましたらお聞かせいただけませんか。

〇議長 (名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

選挙に、公務員としての立場ですね、に関して、採用時であったりとか管理職研修、中堅研修などで、そういった選挙について触れていることがございます。

以上です。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

大変ちょっと心苦しくはありますけれども、 こういう何ていいますかね、やはり本当に純粋 なお気持ちで、例えば子どもたちのために、教 育関係にそういった面で関わって一生懸命やり たいなと。それからあとは、福祉ですから、人助けの分野ですかね。そういった面で本当に少しでも人助けになればなという、そういう熱い思いでやっている方がいらっしゃるんですけれども、やはりそこにこういうお話が、政治という話が出てくると、なかなか居心地が悪いというか、いれない。となると、どうしてもその組織にとってもマイナスじゃないかなと。当然、突き詰めていきますと、子どもたちのためとか、やはり福祉ですから、弱者の皆さんですよね。そういった方たちにとってはやっぱり損失になるのかなと、そういう思いでちょっとやはり我々も含めてですね、今ちょっと質問させていただきました。

これちょっと私、福祉の部門のほうでもお話 しましたけれども、もし福祉関係でもそういっ た何か通知も含めて、何かお話とかそういった ことがありましたらお聞かせいただけますか。

〇議長(名幸利積)

福祉課長。

〇福祉課長(喜納啓二)

お答えいたします。

答弁にもございましたけれども、まず、補助団体といたしまして、福祉課が所管している補助団体の中で民生委員、児童委員の協議会がございます。民生委員に関しましては、その職務上の地位を用いて政党とか政治目的で活動してはならないという規定が民生委員法で定められておりまして、それに違反したら解職させられるというふうな法的規定もございますので、その団体についてはあくまで通知するまでもなく、法的にもう規制されているものですから、そういった通知等はこれまでも行っております。

以上です。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

それと、申し訳ございません。ちょっと私、

教育の話もしていますんで、教育関係で何かそういう類する通知、通達じゃないんですけれども、もしございましたら、情報としていただければなと思いますけれども。

〇議長(名幸利積)

教育総務課長。

〇教育総務課長(玉栄 治)

お答えします。

教育委員会に関係する補助団体につきましては、特にそういった通知は行っていないんですけれども、学校ですね、教職員等に、選挙運動の禁止についてということで、県の教育長のほうから通知がございます。その文書をもって、各学校のほうにこちらの方から、教育委員会のほうから通知してございます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございます。

それじゃちょっと最後になりますかね。村長よりは、やはり選挙管理委員会になってしまうのかなと思いまして、この辺、選挙管理委員会いらっしゃいませんけれども、担当課でよろしいんですかね。選挙管理委員会としての何かそういった関係の類するものの指導というか、ございましたらちょっと教えていただけますか。

〇議長(名幸利積)

総務課長。

〇総務課長(喜納克彦)

お答えします。

選挙管理委員会自体で指導というのはなかなかないような状況になっています。選挙管理委員会は、選挙の事務が主な業務になります。あわせて、選挙が公明かつ適正に行われるようにあらゆる機会を通して有権者の政治常識の向上に努めること、もしくは、またはですね、投票の方法、選挙違反など、選挙について必要と認

める事項を有権者に知らせることが主な事務と なってございます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございます。

ちょっと大変お聞きづらいことを聞いてしま ったかなと思いますけれども、突き詰めてたど り着くところは、やはり私たち、政治家と言っ てしまっていいのか分かりませんけれども、そ こにたどり着くのかなと。これ今、私たちも議 会改革ということで、そういった面ではいろい ろと皆さん知恵を絞って議会改革に向けて、議 会活性化等々を含めて一緒になって勉強をやっ ておりますけれども、私もちょっと別件で本土 のほうに行かれて、それをちょっと今思い出し まして、そういった面ではこれも、次の段階の 話になってしまうか分かりませんけれども、や はり政治家としてのモラルというか、政治倫理 に関する条例というか、こういうところも含め て、我々は政治資金とかそういったことは、皆 さん、お持ちになってないかなと思いますけれ どもね、そういったところも含めて、もう一度、 我々が立ち止まって考える時期なのかなという ことで、せっかく村民の皆さんが、とりわけ弱 者の方たちのためにいろいろとそういった活動 をしていただける場、それとあとは村長がお考 えになっている共生のまちづくりとは何かなと いうことを考えたら、やはりそこには皆さん、 お互いで主役ですんで、一緒にできるような関 係づくりをしていくかということを考えたら、 我々も議会人の立場でそういったところにも目 を向けないといけないのかなと思いますんで、 これは我々議員として、私含めて考えていかな いといけないなと思いますんで、ありがとうご ざいます。

最後に、1番目の平和継承についてというこ

とで、質問させていただきます。

これは私もせんだって、辺野古に行ってきました。何でこんな質問、まあ何でじゃないですね。何で平和継承の質問したかといいますと、毎年6月、慰霊の日がございます。それと、辺野古に行ってまいりまして、改めて感じたことは、本当に言葉は一言、平和っていいなと思いました。もうこの一言だけがですね、ですから、私もこんな年ですけれども、やはり平和ということは本当に、二文字ですけれども、改めてちょっと感じさせられました。

そこでちょっと村長に質問させていただきたいなと思いますけれども、御回答いただきましたけれども、今、私どものほうで総合計画等々やっていますけれども、昨今ちょっと終わってしまいましたが、第3次総合計画のほかに大変結構な、本当にいろいろと村民を網羅した形で、恐らく有識者の方がたくさんお集まりいただいて、時間をかけて、予算を使って、それから本当にこの何ていいますかね、作成している議会でも承認いただきました。

そういった面ではちょっと繰り返しになりますけれども、再度精査していただいて、そういった面では、何も見直ししなさいって私言いません。そういった面では改めてちょっとその辺、先ほどの平和云々じゃないんですがね。御検討のお考えはいただけるのかどうか、村長にお聞きするのは大変心苦しいんですけれども、よろしくお願いします。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

行政は継承いたしますので、その実現のため に当初の計画どおり、その目標達成のために頑 張っていきたいと思います。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございます。

ちょっと実は第3次総合計画の中に、私的に もいろいろと提案させてもらったんですけれど も、なかなかちょっとそれが実現、実行、遂行 できなくて残念だったなと思うのが1つ、2つ じゃないんですよね。本当に残念ながら。昨日 も喜屋武すま子議員のほうから、北中城村の平 和の日制定ということで、本当に平和っていい ねということも含めて、恐らく関わった皆さん がいろいろと御努力されて、私は総合計画つく られているんだろうなと。特にそういった面で は、私は本当に北中城村にマッチした結構なも のだな、どうにかできなかったのかなというの がちょっと返す返すも残念で。それ以外にもで すね、本当にこれ、語り部の皆さんの育成とか、 それから沖縄戦の記録の整理ですかね。後継者 育成等々も含めてですね、もう一度ちょっとそ の辺、私もと思っていますけれども、ぜひ事務 方の皆さん、村長をはじめですね、もう一度御 一読いただいて、叶えるもの、実行できるもの はと思いますんで。

それであと一つ、ちょっとこれ逆に提案で、 ここには触れていないんですけれども、ちょっ とまた今年、6月23日、慰霊祭がございますけ れども、これもちょっと前から、前任の村長に も私、お話しさせてもらっていたんですけれど も、今ちょうどその時期なのかなと思って、6 月23日、全県慰霊祭がございます。それで、も ちろん各字で慰霊祭もされておりますけれども、 これ以前からちょっとそういったお話がござい まして、もちろん個々の自治会でやっておるの を、私はそれはもう結構なことだなと思います けれども、いかんせんお亡くなりになっている 方が多くなっている。それで、御高齢でなかな か摩文仁丘に行けない。同時にコロナで行けな い。ですから、そういった面では本当に遺族の 方にとってみると、恐らくいたたまれない、そ ういう複雑な思いじゃないかなと。

それを酌み取っていただければなという思いと、それからもう一つ、やはりこれも村長がこだわっておられる、こだわっておられる、平和の継承といすね、お考えになっておられる、平和の継承村長いますかね、子々孫々にということを私も求いということを私もよっとすがにお考えを実行というのは難しいかると思いますけれども、ちょっとこの辺も今後の課題として、村で合同慰霊祭といいますかね、仮称として、村で合同慰霊祭といいますかね、仮称として、村で合同慰霊祭といいますかね、仮称はひともそういったところも、やはりこれからは平和を再度風化させない、そういう思いますけれども、考える時期の一つなのかなと思いますけれども、ちょっとその辺、突然の指名で申し訳ございませんけれども、村長のほうから。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長(比嘉孝則)

今、所管課のほうとも、総合計画をどういう ふうにして踏襲していくか、実行していくか、 そういったあたりも話しておりますので、今、 総合計画の様々な具体的な、事業量、できるの かどうかということですけれども、私たちとしては、それは、行政は継承いたしますので、しっかりとそれについては話合いの最中ですので、これについてはまだ基本的には前向きに実行していきたいということで進めておりますので、 平和の日制定とか、平和ガイド養成講座とか、村民の会の活動支援とか、あるいはピースフォーラムとか、そういったあたり、平和交流とかそういったあたりが網羅されていますので、別にできないものではないと考えております。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございます。ぜひともですね、そういった面ではちょっとこの辺も御検討いただいて、実現できれば幸いかなと思います。

次の質問に移ります。

次、3番目と4番目、ちょっと一緒になって しまいますけれども、これも、逆に学校現場で いろいろと教育、平和学習ですかね、やってお られることは本当にありがたいなと思っており ます。そういった面では、またこれも、毎年定 番で同じことをお聞きしてしまうか分かりませ んけれども、現状でどういったところを含めて やっておられるか、お聞かせいただければあり がたいなと思います。

〇議長(名幸利積)

学校教育指導主事。

〇学校教育指導主事(島袋 淳)

お答えいたします。

小中学校で共通して実施している平和学習に関しまして、平和教育ですね。6月を毎年平和月間に設定して、その中で各学級、道徳の時間を活用して慰霊の日を考える、平和を考える特設授業ですね。それから、語り部をお招きしての講演会を開催したり、昨年度、今年度もそうですが、戦争追体験フィールドワークも計画され、ただ、このフィールドワーク、それから講演会に関しましては、コロナ禍の中、全員を集めての参集、講演会とかフィールドワークがなかなか実現できなかったということもございますが、今年度もしっかり計画の中に入れているというところでございます。

それから、図書館では戦争と平和を考えるパネル展示であったり、それから、蔵書に関して、戦争と平和を考える本を読もうということの読書の推進ですね。それから、あとは年間を通して、もうこの6月だけではなくて、人権教育や、それから生命、道徳の絡みなど、それから教科の特性を生かした絡みなどで、年間を通して平和についてつなげて考えて指導しているという現状でございます。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございます。

本当にそういった面では、やはり歴代の先人 の首長さん、教育長さんの思いが学校現場にも 反映されているのかなと。ありがたいなと思い ます。

そこで、すみません、ちょっともう一つ、こ こでも提案と思いますけれども、今、本当に指 導主事の先生のほうから御説明ございました。 語り部の皆さんをお招きしてとかですね、フィ ールドワークですか、本当に結構なことで。そ こでちょっとこれとっぴもないことを言ってし まうか分かりませんけれども、ぜひともこの辺 は可能かどうかも含めて、小学校は無理かなと、 高校等については県立になりますんでね、ぜひ とも中学校のほうで、今、毎年、平和学習とい うことで県外に行っているようですんでね、こ れもちょっとこの辺はハードルが高いか分かり ませんけれども、文化サークルじゃないんです がね。この平和継承サークルといいますかね、 何かそういった面での部活、これはもう一つは 後継者育成、風化させない。いろんな思いも含 めてですね、中学校にこういったサークル、こ ういったサークルと言ったら失礼ですけれども。 こういう平和を考えるサークルもあることがや はり好ましいのかなと。その辺ちょっと現実で 難しい部分はあるか分かりませんけれども、お 答えでもいただければ。

〇議長(名幸利積)

学校教育指導主事。

〇学校教育指導主事(島袋 淳)

お答えいたします。

実は今、県もそうですが、私ども北中城村も、 学習も、それから学校生活、活動全てですね、 児童生徒が自主的にと、自立してということを テーマに指導しているところでございますので、 教育委員会がこれをどうにしてはどうかとか、 指示、そういうことはできませんので、今後、 やはり平和を、とても大切な教育でございます ので、今後の助言に生かしながら、生徒、子ど もたちが自主的にこういうサークルやクラブが あればというふうな方向で指導ができるように 助言をしていけたらと考えております。

以上です。

〇議長 (名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

ありがとうございます。

ぜひとも現場のほうも努力されておりますんで、そこでちょっと村長、これもまた提案なんですが、せっかく村内にそういった平和に関わる方たち、そういった人材がたくさんいらっしゃいますんでね。サークル、もしできる暁、もしくはその前段じゃないですがね。人材派遣じゃないんですけれども、先生方にはあれもやれって、僕は大変だなと思います。そういった人材が村内にたくさんいらっしゃると思いますんでね、そういった面では、講師の外部起用、部活の顧問の外部起用じゃないんですけれどもね。そういったところも含めて、今後の課題としてお考えいただけるかどうか、村長のお考えをいただければと思います。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

北中城の我々の先輩方、村長含む、歴代の村 長、あるいは職員等については、非常に平和行 政について熱心にやっていた経緯がございます。 それをぜひまた私としても、ぜひ踏襲してまい りたいと思います。

今の語り部等の、我々がどういうふうな資料 作りをするのか、今、教育委員会のほうで事業、 そしてまた生涯学習基本計画等の中で、それら の中にまた平和学習とかそういうのがあるかも しれません。あるいはまた人材バンク等でそう いう語り部のバンクをつくるかもしれません。 ただ、なかなか語り部のバンクというのは、それは数が少ないもんですから、それは生涯学習 とか教育委員会ではなくて、むしろ長部局のほ うでそれをつくるということは十分可能だと思 っています。

また、これまでの経緯からして、そういう 方々が資料としてあると思っておりますので、 ぜひバンク登録等でやっていきたいなと。ただ、 数としては非常に少ないと思うんですが、それ をただ、バンクの形でやるのか、それとも資料 として残しておくのか、そういったあたりはま た今後、村民の会で検討してまいります。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

よろしくどうぞお願いいたします。

それから、これ村長もお分かりだと思いますけれども、今、亡くなられました安里要江先生、それから現場で頑張っておられる金城明美先生、ちょっと名前を出してしまいましたけれども、今も戦争を風化させまいということで、自費出版で本を出されております。そういった面では、お分かりかと思います、ぜひともこれ村もですね、そういった面では支援できないものなのかなと。もう大変な、恐らく御労苦が、予算的にもですね、ちょっとこの辺も回答はすぐにはいただけないかと思いますけれども、一応、頭に置いていただいて、今後の検討をいただければと思いますけれども、これも村長にお聞きしたほうがよろしいんですかね。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

村として個人に支援をするということは大変 厳しいものがあると思います。ただ、今、村民 の会で平和の図書購入事業とかそういうのがご ざいます。そういった面で支援できるとか、あ るいはまた個人的にいろんな呼びかけて購入していただくとか、そういう支援はできると思います。

以上でございます。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

いろいろとハードルが高いかと思いますけれ ども、こういった先生、頑張ってくれています んで、ぜひともお力添えと思います。

これ最後になりますけれども、比嘉太郎会と世界のウチナンチュー大会ですね、御回答いただいていますけれども、ぜひとも村長も、これからまた世界のウチナンチュー大会がございますんで、御尽力いただいて、我々議会も一緒になってと思いますんで、いただければなと思いますけれども。

比嘉太郎会について言いますと、今これからまた、ちょっとコロナ禍で休眠中だったんですけれども、ぜひともまたここに、また村長にお声かかるかと思いますけれども、そういった面では会長職という形で村長にお声がかかった場合、その辺のほうは快く引き受けていただけるのかどうか、ちょっとこの場をお借りしてお聞かせいただければなと思いますけれども。

〇議長(名幸利積)

村長。

〇村長 (比嘉孝則)

比嘉太郎さんにつきましては、人命救助等、 避難した方々を救ったという、村史にもござい ますし、また、本人の著書もございます。私も 読ませていただきました。大変、人命救助と言 うんでしょうか、豪雨に避難した方々を救助し た方ですので、私たちとしても、村としても継 承する意味があると思います。ただ、これの今、 組織はどういう組織か分かりませんけれども、 あるというのでしたら、その方々がやると。た だ、そこで運営がもう、継続が難しいというの であれば、適正な人が、私はいいかと。ただ、 村長が適切なのかどうかということもまたちょ っと私よく分かりませんので、もし私でできる のであれば、お手伝いしたいと思います。

〇議長(名幸利積)

山田晴憲議員。

〇11番(山田晴憲議員)

どうもありがとうございます。

またそういった面では、いろいろと事務方の皆さんには、新型コロナの中で大変かなと思いますけれども、ぜひとも我々議会のほうも一緒になって、コロナには負けない、平和のまちづくりのために頑張ろうかなと思いますんで、いろいろと一緒にやっていきたいなと思います。

これで終わります。どうもありがとうござい ました。

〇議長 (名幸利積)

以上で本日の日程は全部終了しました。本日 はこれで散会します。御苦労さまでした。傍聴 者の皆さんもありがとうございました。

午前11時20分 散会

	令和4	年第7	回北中城	战村議会	:定例会	会議録		
招集年月日			令和 4	年 6 月	1 0 目			
招集の場所			北中城	战 村 議 🕄	会議場			
開閉会日時	開会	令和4年	F6月17日	午前10時	持00分	議長	名 幸	利 積
及 び 宣 告	閉 会	令和4年	F6月17日	午前10時	幹06分	議長	名 幸	利積
	議 席 番 号	氏	名	出席 等別	議 席 番 号	氏	名	出席 等別
	1番	安 里	道也	出	8番	喜屋武	すま子	出
応 (不応) 招議員	2番	稲 福	恭 秀	出	9番			
及び出席並びに	3番	伊集	守 吉	出	10番	比 嘉	義弘	出
欠 席 議 員	4番	大 城	律 也	出	11番	山田	晴 憲	出
	5番	上間	堅治	出	12番	比 嘉	義彦	出
	6番	金城	高 治	出	13番	比 嘉	次 雄	出
	7番	比 嘉	盛一	出	14番	名 幸	利積	出
会議録署名議員		4 番 議	員			大 城 律	也	
		5 番 議	員			上 間 堅	治	
職務のため議場 に出席した者の	事	務局	長			上 嘉 直	也	
職氏名	議	事係	長		1 T	村 静	香 T	
	村	長	比 嘉	孝則		育 長		
		寸 長	大 田	繁		務課長	玉栄	治
山村 十 卢 沙 沙 佐 1 0 1	総務	課長	喜納	克 彦		習課長	比 嘉	利彦
地方自治法第121 条により説明の		興 課 長	仲 本	正一	建設	課長	安次嶺	正春
ため出席した者の	会 計	課長	喜屋武	のり子		兼農委事務局長	瀬上	恒星
職 氏 名		活課長	楚 南	兼二		: 険 課 長	奥間	かほる
	税務	課長	玉 栄	幸憲	学校教育	指導主事		
		道課長	伊佐	秀樹				
	福祉	課長	喜納	啓 二				
議事日程	別紙	のとま	3 B					

議事日程第6号

令和4年6月17日(金曜日)

- 1. 開議 午前10時00分
- 2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘	要
1	発議第 1号	北中城村議会基本条例の制定について	説明、質疑、委員会付託省略、計論、決定	`

〇議長(名幸利積)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議(午前10時00分)

日程第1.発議第1号 北中城村議会基本条 例の制定について

〇議長(名幸利積)

日程第1.発議第1号 北中城村議会基本条 例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

発議第1号

北中城村議会基本条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月17日

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提案者

北中城村議会議員 喜屋武 すま子

賛成者

北中城村議会議員

金 城 高 治

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

比 嘉 盛 一

伊 集 守 吉

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

山 田 晴 憲

上間堅治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

(提案理由)

議会が村民の代表議事機関として、民主主義の発展と村民福祉の向上のために果たすべき 役割は、ますます重要になっていく。特に地方分権の時代において、自治体の自主的な決定 と責任の範囲が拡大した今日、議会が持つ権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決 定、執行、評価における論点、争点を自由闊達な討議を通して広く村民に明らかにし、公開 することは討論の場である議会の大切な使命である。

我々は、地方自治法が定める規定の遵守とともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な村民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、村長等の執行機関及びその職員との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営の規則を遵守し実践することにより、村民に信頼される議会を構築することを目的にこの条例を提案する。

北中城村議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)
- 第3章 村民と議会の関係(第4条)
- 第4章 村長等と議会及び議員の関係 (第5条-第8条)
- 第5章 自由討議(第9条)
- 第6章 政務活動費 (第10条)
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備(第11条-第16条)
- 第8章 議員の身分及び待遇並びに政治倫理(第17条-第19条)
- 第9章 最高規範性及び見直しの手続(第20条-第23条)

附則

前 文

北中城村議会は村民から選挙で選ばれた議員と、同じく村民から選ばれた村長は、村民の代表としての機関を構成する。この二つの代表機関は独立対等な立場において、共に村民の負託に応えるための積極的な活動をし、村民の意思を村政に的確に反映させるために行動し、北中城村としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。議会が村民の代表議事機関として、民主主義の発展と村民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます重要になっていく。特に地方分権の時代において、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会が持つ権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を自由闊達な討議を通して広く村民に明らかにし、公開することは討論の場である議会の大切な使命である。

我々は、地方自治法が定める規定の遵守とともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な

村民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、村長等の執行機関及びその職員との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営の規則を遵守し実践することにより、村民に信頼される議会を構築することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、村民に身近な議会として、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、住民の命と暮らしを守る地方自治の本旨に基づき、村民の負託に的確に応え、村民福祉の向上、豊かなむらづくりの実現及び村政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、村民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、情報公開と村民参加を原則とし、村民に開かれた議会を目指して活動する。
- 2 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信 を表明する機会を設け、その選出の過程を村民に明らかにしなければならない。
- 3 議会は、議員及び村長等(村長その他の執行機関及びその職員をいう。以下同じ。)による むらづくりに対する討論の場であることを認識し、その実現のために議会運営について別に定 める北中城村議会運営基準、北中城村議会運営に関する申し合わせに則り、その役割を果たさ なければならない。
- 4 議長は、議会の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料を可能な限り提供する等、村民の傍聴 意欲を高める議会運営に努めるものとする。
- 5 議長は、会議の休憩を宣告する場合には、その理由及び再開の時刻を告げるよう努めるもの とする。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員 相互間の自由な討議を重んじなければならない。
- 2 議員は、村政の課題全般について、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、村民の意見を的確に把握し、村民の負託に応える活動をするものとする。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、村民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 村民と議会の関係

(村民参加及び村民との連携)

- 第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、委員会及び全員協議会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 3 議会は、村民、村内各種団体、特定非営利活動を行う団体等との意見交換の場を設けて、議

会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

- 4 各定例会、臨時会の会期、一般質問の開始時刻は議会運営委員会で協議し、議長が会議に諮って決定する。
- 5 議会は、議案に対する各議員の賛否等を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
- 6 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に村民に対す る議会の報告の場を少なくとも年1回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、村民の意見 を聴き、議会活動の活性化を図るものとする。

第4章 村長等と議会及び議員の関係

(質問応答の方法)

- 第5条 議会の本会議における議員と村長等との一般質問の応答は、広く村政上の論点、争点を明確にするため、原則として一問一答方式で行う。
- 2 一般質問は、事前通告し、村長等は答弁書を提出するものとする。
- 3 議長から本会議への出席を要請された村長等は、一般質問に限り議員の質問に対して論点及 び争点を明確にするため、議長の許可を得て反問することができる。

(村長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、村長が議会に政策、施策、計画、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、政策等の提案に至った経緯、理由の説明を求めることができる。

(議案審議における説明資料の提供)

第7条 議会は、村長が議会に議案を提出する場合、審議を深められるよう分かりやすい説明資料の提供を求めることができる。

(議決事件)

第8条 議会は、議決機関としての機能強化、及び重要な計画等についての村民に対する責任を 担う観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、村行政の各 分野における政策、及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに 関することで、議会が必要と認める計画等の議決事件の追加を行うものとする。

第5章 自由討議

(自由討議による合意形成)

- 第9条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、本会議、委員会及び全員協議会それ ぞれの会議における議案審議の結論を出すに当たっては、議員相互間の自由討議によって多様 な意見を出し合った上で合意形成に努めなければならない。
- 2 議員は、議員相互間の自由討議を図り、政策、条例の立案及び政策提言を積極的に行うよう 努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付)

第10条 議会は、村政に対する調査研究及び政策提言に資するため、議員に政務活動費を交付することができる。

2 政務活動費については、別に条例で定める。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会の適切な運営及び一般会議の開催)

- 第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会並びに全員協議会の適切な運営に努めなければならない。
- 2 議会は、村政の諸課題に柔軟に対処するため、村政全般にわたって、議員と村民等が自由に 情報及び意見を交換する一般会議を開催することができる。

(調査機関の設置)

- 第12条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査 を積極的に活用する。
- 2 議会は、議会活動に関し、専門的事項に係る調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。
- 3 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(図書室の設置)

- 第13条 議会は、議員の調査研究に資するため北中城村議会事務局図書室(以下「図書室」という。)を設置できる。
- 2 図書室に関し必要な事項は、議会規程で定める。

(議会事務局の体制整備)

- 第14条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案の機能を高めるため、議会事務局の調査 及び法務に係る機能について積極的に強化を図るよう努めるものとする。
- 2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け行動するものとする。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充 実強化を図るよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

- 第16条 議会は、村政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に村民に対して周知するよう 努めるものとする。
- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が議会と村政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議員の身分及び待遇並びに政治倫理

(議員定数)

第17条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、村政の現状と課題及び将来の 予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く村民の意見を聴取する ものとする。
- 3 第1項の条例の改正案は、法第74条第1項の規定による村民の直接請求があった場合を除 き、改正理由の説明を付して、議員が提案することができる。

(議員報酬)

第18条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、村政の現状と課題及び将来 の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く村民の意見を聴取す るものとする。
- 3 第1項の条例の改正案は、法第74条第1項の規定による村民の直接請求があった場合を除 き、改正理由の説明を付して、議員が提案することができる。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表者として良心と責任感を持って、自己の地位に基づく影響力を行使することによって村民の疑惑を招くことのないよう行動するとともに、議員の品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。

第9章 最高規範性及び見直しの手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の 条例、規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて議会を運営し、村民を代表 する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

(見直しの手続)

- 第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この条例は、交付の日から施行する。

以上で提案理由の説明を終わります。御賛同 賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(名幸利積)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は

会議規則第39条第3項の規定によって、省略す 定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。 ることにしたいと思います。御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を 省略します。

これから討論を行います。討論はありません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わりま す。

これから、発議第1号 北中城村議会基本条 例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長 (名幸利積)

異議なしと認めます。発議第1号 北中城村 議会基本条例の制定については原案のとおり可 決されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の 字句及び数字、その他の整理に要するものは、 会議規則第45条の規定により、その整理を議長 に委任されたいと思います。御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本定例会における議決 事件の字句及び数字、その他の整理に要するも のは、議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員 各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき 議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第7回北中城村議会

午前10時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

北中城村議会

武			

署名議員	

罗 夕 漾 昌